# 令和3年度

# 包括外部監査の結果報告書

仙台ブランドの維持・構築に関する 施策・事業に係る財務事務の執行について

令和4年3月

仙台市包括外部監査人

公認会計士 成田孝行

# <u></u> 图 次

# 包括外部監査の結果報告書

I . 外部監査の概要	2
1. 外部監査の種類	2
2. 選定した特定の事件	2
3. 監査対象範囲	2
4. 監査対象期間	2
5. 特定の事件を選定した理由	2
6. 外部監査の方法	4
7. 外部監査の実施時期	5
8. 外部監査の補助者	
9. 利害関係	
Ⅱ. 対象とした事業及び施策に関する概要	
1. ブランド戦略	
2. 仙台市の現在地	
3. 仙台市の「地域ブランド化」の取り組み	
4. 他の自治体による取り組み例	
<ol> <li>監査の対象とした事業または施策及び担当課等</li> </ol>	
<ul><li>Ⅲ. 監査の結果及び意見(総論)</li></ul>	
1. 成果の把握及び改善について	
2. 総合的・包括的な戦略策定について	
<ol> <li>3. 予算の弾力的運用について</li></ol>	
4. 文書管理に対する意識について	
IV. 監査の結果及び意見	
(1)杜の都	
【No.1-1: 青葉山公園整備事業】	
【No.1-2: 屋敷林(居久根)・鎮守の杜の保全】	
【No.1-4: 西公園再整備事業】	
【No.1-5: 広瀬川創生プランの推進】	
【No.1-6: 勾当台公園グリーンハウス勾当台前活性化事業】	
- 【No.1-7: 緑の保全】	

No.1-8:	保存緑地等買取】	60
(No.1-9:	全国都市緑化フェア開催誘致】	64
(No.1-10	~1-12:定禅寺通活性化推進】	67
(2)学都仙台	台	71
(No.2-1:	学都仙台コンソーシアム運営等補助】	71
(No.2-2:	環境出前講座ネットワーク】	74
(No.2-3~	~6: 大学連携地域づくり】	77
(3)楽都仙台	台・劇都仙台	81
(No.3-1:	仙台国際音楽コンクール開催準備】	81
(No.3-2:	仙台クラシックフェスティバル開催】	85
(No.3-3:	仙台ジュニアオーケストラ運営】	88
(No.3-4:	(公財)仙台フィルハーモニー管弦楽団運営費補助】	90
(No.3-5:	楽都仙台推進】	94
(No.3-6:	音楽ホール整備検討】	98
(No.3-7:	舞台芸術振興事業】	. 101
(No.3-8:	古典芸能振興】	. 104
(No.3-9:	文化芸術連携事業】	. 107
(4) 防災環境	竟都市·仙台	.113
(No.4-1:	震災復興メモリアル事業】	. 113
(No.4-2:	せんだい 3.11 メモリアル交流館運営事業】	.115
(No.4-3:	震災遺構運営事業】	.118
[No.4-4~	~8 防災環境都市づくり推進事業】	. 122
(5)スポーツ	/振興	. 127
(No.5-1:	仙台国際ハーフマラソン大会開催】	. 127
(No.5-2:	国際スポーツイベント等招致・開催】	. 131
(No.5-3:	全国日本大学女子駅伝大会開催】	. 134
(No.5-4:	プロサッカー推進】	. 137
(No.5-5:	プロ野球地域密着促進】	. 140
(No.5-6:	プロバスケットボール推進】	. 143
(6)観光促進		. 146
(No.6-1:	体験プログラム創出】	. 146
[No.6-2:	交流人口ビジネス表彰制度】	. 150
(No.6-3:	仙台七夕まつり協賛会負担金事業】	. 154
[No.6-4:	仙台・青葉まつり開催補助事業】	. 157
[No.6-5:	SENDAI 光のページェント開催補助事業】	160

【No.6-6: その他まつり等開催支援事業】	162
【No.6-7: 伊達武将隊を活用した観光客誘致】	166
【No.6-8: 修学旅行誘致等国内プロモーション】	170
【No.6-9: 仙台·宮城観光キャンペーン推進協議会負担金】	173
【No.6-10: その他観光客誘致宣伝】	176
【No.6-11: タイや台湾などを対象とした戦略的なプロモーション】	180
【No.6-12: その他インバウンド推進】	183

# 包括外部監査の結果報告書

## I. 外部監査の概要

#### 1. 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

#### 2. 選定した特定の事件

仙台ブランドの維持・構築に関する施策・事業に係る財務事務の執行について

#### 3. 監査対象範囲

令和2年度に実行されたブランドイメージに関連する施策及び事業を対象とし、ブランド維持 及び構築に関する取り組みを選定した。

主として、建設局、まちづくり政策局、文化観光局。

その他必要に応じて、対象事件に関連する施策及び事業の事務の所管局等を対象とした。

#### 4. 監查対象期間

原則として令和2年度とするが、必要に応じて過年度及び進行年度の一部についても監査対象に含めることとした。

なお文章中においては、原則として「平成 31 年度」は「令和元年度」と表記することにしている。

### 5. 特定の事件を選定した理由

(a)キーワードを活用したまちづくり

仙台市は、地域ブランドとして無形の資産を有している。

最も有名なものとして、「杜の都」という特徴的なキーワードがある。また、「杜の都」にとどまらず、「学都仙台」や「楽都仙台」、「劇都仙台」等多様なキーワードも市政に有効に取り入れ、活用している。

これらのキーワードは、仙台市のイメージを向上させ、都市の魅力を高め、人々を引き付けるのに役立つものであることから、関連してどのような事業や施策が行われているか、その内容や評価については市民にとっても関心の高い領域であると思われる。

これまで仙台市は、このような地域特性を顕著に表す象徴的なキーワードを積極的に有効活用し、様々な事業や施策を企画・実行してきた。特に内部組織にも「百年の杜推進課」という特徴的で、独自性の高いユニークなネーミングの課を創設し、様々な活動を行っている。

キーワード・ブランドという切り口で見た場合に、どのように有効的なまちづくりが行われているか、第三者が確認・検証することは意義があるものと考えた。

#### (b)アフターコロナを見据えたまちづくりの推進

仙台市では令和2年度を終了期間とする「仙台市基本計画」及びそれに基づく「仙台市 実施計画」を策定し、取り組みを行ってきた。しかしながら令和2年に入り新型コロナウイル ス感染症による影響が拡大し、市が計画していた事業にも大きな影響を与えている。このような中、今後の10年間を計画期間とする新たな「仙台市基本計画」を令和3年3月に策定 した。その中では新型コロナウイルス感染症による人々の行動様式の変化を踏まえて、世 界からも選ばれるまちを目指すことを理念に掲げている。

監査対象年度である令和2年度の主要事業にも「杜の都」という表現は数多く出てくる。 それ以外にも仙台市は「学都仙台」や「楽都仙台」「劇都仙台」等のキーワードも頻出しており、いわば仙台を象徴するブランドとして、それを維持向上するための様々な事業を行っている。

コロナ禍により人々の価値観が変容し行動様式が変わりつつある中で、これまでの東京 一極集中から、住みやすいまち、働きやすいまちを求める傾向が強まると考えられる。その ため「杜の都」を代表する、仙台のブランドを維持向上するための事業について、このタイミ ングで包括外部監査のテーマとすることは、今後のアフターコロナを見据えたまちづくりの 観点から有用と考えた。

#### (c)新たな仙台ブランドづくり

仙台市は、災害に強いまちづくりとして新たに「防災環境都市」のブランド化を推進している。また、市民に愛される仙台市を形づくるためにスポーツ推進事業を行っている。コロナ禍において影響が大きい観光事業は、アフターコロナを見据え、新たな仙台のブランドづくりに欠かせない存在であると考える。これらの新たなブランドづくりのために、どのような活動を行っているのかは、仙台市民にとって関心の高い領域である。また、これら防災環境都市推進、スポーツ推進及び観光事業は今後の仙台市にとって重要な役割を担っていると考えられるため、新たな地域ブランドづくりとして、これらに関連する施策も併せて選定し監査対象とした。

#### 6. 外部監査の方法

- (1) 主な監査手続
  - (a) 関係書類の閲覧及び質問による概要把握
  - (b) 関係部局に対する現地調査及び質問
  - (c) 関係資料の入手及び分析
  - (d) 関係諸帳簿及び証拠書類の突合

#### (2) 監査の視点

関連する施策や事業が、地方自治法第2条第 14 項に掲げる最小のコストで最大の効果を目指すという観点から、妥当に実施されているかの視点を基本的姿勢として保持する。

- (a) 財務事務が法令、規則等に準拠して適正に実施されているか
- (b) 事業が経済性・効率性・有効性を重視して実施されているか
- (c) 施策の検証体制、事業評価の体制は適切に機能しているか
- (d) 計画から実行までの間に変更が生じた場合に非効率や無駄は生じていないか
- (e)社会通念上適正に実施されているか

#### (3) 指摘及び意見について

#### ① 指摘

合規性(法令、条例、規則、要綱及び社会通念上の適正性等への適合性)の見地からの 監査手続結果の説明であり、包括外部監査人として問題があると判断した場合に記載して いる。また、市民への説明責任が果たされていないと判断した事項についても記載している。 なお、監査の指摘は、実施した手続の範囲内の結果であり、いかなる場合においても、監 査対象期間において仙台市が実施し、今回の当該報告書において取り上げた対象業務ま たは事業全体の妥当性等について述べるものではない。

### ② 意見

監査を実施する過程において、組織運営の効率性、有効性、経済性といった見地から、 包括外部監査人としての提言を記載している。

#### 7. 外部監査の実施時期

令和3年8月26日から令和4年3月22日まで

### 8. 外部監査の補助者

公認会計士 齊藤 貴彰

公認会計士 佐々木 明日香

 公認会計士
 只森 健一

 公認会計士
 佐藤 貴秀

 公認会計士
 大西 徹

 公認会計士
 芦川 昇平

#### 9. 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、地方自治法第 252 条の 29 の規定により記載すべき 利害関係はない。

(注)報告書文中、あるいは表の合計金額は、端数処理の関係で内訳金額の合計と一致しない場合がある。

## Ⅱ. 対象とした事業及び施策に関する概要

### 1. ブランド戦略

仙台市では、都市ブランドを巧みに利用しながら様々な施策を実行している。近年日本全体及 び東北地方において人口が減少するなかで、仙台市の人口減少割合が相対的に低く、また地価 が維持もしくは上昇している要因の一つとして、これらの施策が功を奏していると考えることもできる。

「ブランド」という文言には、様々な定義がなされているが、一つには、「銘柄。商標。特に高級品として有名な商品と、その商標。」(参考文献:デジタル大辞泉)とある。

このブランドを「地域ブランド」として地域活性化に利用する取り組みが、近年行われている。 経済産業省では、「地域ブランド化とは、(1)地域発の商品・サービスのブランド化と、(2)地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること」と定義している。

(参考文献:独立行政法人 中小企業基盤整備機構「地域ブランドマニュアル」(2005 年6月))

現在、地域ブランドと呼ばれているものには、地域の特徴を活かした商品・サービスのブランド (狭義のブランド)と地域そのもののブランド(広義のブランド)がある。

これらのどちらか一方では地域ブランドにはならない。また、両方が存在していても、それぞれが バラバラであれば「地域ブランド」とは呼べない。地域の商品が売れるようになることと、地域イメージが良くなることの両方が結びついた結果、「訪れたい」「住みたい」「誇りが持てる」といった、よいイメージ、評判を形成することで、地域の雇用が促進され、観光等への相乗効果が生まれ、地域が豊かになる。こうした好循環によって地域が活性化していく状態を「地域ブランド」と呼ぶことができる。

(参考文献:北海道知的財産戦略本部 HP)

- ・「地域ブランド」とは『地域に対する消費者からの評価』であり、地域が有する無形資産のひとつである。
- ・「地域ブランド」は、地域そのもののブランド(RB= Regional Brand)と、地域の特徴を生かした商品のブランド(PB = Products Brand)とから構成される。
- ・「地域ブランド化」とは、これら2つのブランドを同時に高めることにより、地域活性化を実現する活動である。

(参考文献:独立行政法人 中小企業基盤整備機構「地域ブランドマニュアル」(2005 年6月))

仙台市は、「杜の都」を中心に「学都仙台」「楽都・劇都」等のキーワードを用いて、地域ブランド 化を高める事業や施策を行ってきた。近年は震災の経験を生かした「防災環境都市」を新たに加 え、地域活性化を図るため、スポーツ振興や観光にも力を入れて他市との差別化を図っている。 このようなブランド戦略が仙台市における市政運営の大きな特徴の一つである。

## 2. 仙台市の現在地

都市の魅力は、様々な要素が混在するため一概に測ることができるものではないかもしれないが、いくつかの団体が調査を実施し公表しているため、仙台市の現在地を示す一つの参考として掲載する。

## ①【市町村の魅力度ランキング】

順位	2021年		2021年 2020年		2019年	
	市区町村名	魅力度	市区町村名	魅力度	市区町村名	魅力度
1	札幌市	63.9	京都市	51.9	函館市	53.7
2	函館市	62.8	函館市	51.3	札幌市	52.9
2	京都市	62.0	札幌市	51.3	京都市	51.0
4	小樽市	56.1	横浜市	48.1	小樽市	48.0
5	鎌倉市	54.8	小樽市	46.9	神戸市	44.9
10			仙台市	39.3	仙台市	35.5
13	仙台市	46.7				

(出典:地域ブランド調査(株式会社ブランド総合研究所 HP))

#### 国内1000の市区町村を対象。

魅力度は「以下の自治体について、どの程度魅力を感じますか」という間に対して、「とても魅力的」、「やや魅力的」、「どちらでもない」、「あまり魅力を感じない」、「全く魅力的でない」と 5 段階評価してもらい、各選択肢に設定したスコアと回答者割合から加重平均して点数を算出している。

#### ②【シティブランド・ランキング -住みよい街】

	2021			2020		
順位	自治体名	総合スコア*	順位	自治体名	総合スコア	
1	千代田区(東京都)	70.4	1	武蔵野市(東京都)	68.5	
2	武蔵野市(東京都)	69.9	2	千代田区(東京都)	68.4	
3	港区(東京都)	67.7	3	文京区(東京都)	67.7	
4	野々市市(石川県)	67.6	4	中央区(東京都)	66.4	
5	文京区(東京都)	67.4	5	港区(東京都)	66.1	
33	仙台市(宮城県)	61.4	13	仙台市(宮城県)	63.3	

(出典:日経 BP 総合研究所 HP)

326 市区を対象。

\*総合スコアの数値は偏差値。

ランキングの作成に際しては、「安心・安全」「快適な暮らし」「生活の利便性」「生活インフラ」「医療・介護」「子育て」「自治体の運営」「街の活力」の8分野、合計38の評価項目について調査・集計。現在の居住者と直近の居住者による回答者の合計が20人以上となる326市区のデータを基にした。

引用した上記の調査から考慮すると、仙台市のランキングは全国的にも比較的上位に位置している。②シティブランド・ランキングにおいて、仙台市は「街の活力」「生活インフラ」「生活の利便性」が高スコアとなっている。「街の活力」を高めている要素として、「子供や若者が多い」「応援できる文化・スポーツ団体がある」と分析されている。

当該ランキングの結果から、仙台市は、全国的にも、魅力のある街、住みよい街だと考えることができる。この点からもブランド化の成功という一面が垣間見える。

#### 3. 仙台市の「地域ブランド化」の取り組み

仙台市では、キーワードを巧みに利用して地域ブランド価値を高めている。 キーワードごとの取り組みの詳細は以下のとおりである。

#### (1)杜の都

#### ①杜の都の歴史

仙台市の緑豊かなまちの姿の原点は、仙台藩祖伊達政宗公が、屋敷内に果樹や建築用材となる木を植えるように勧めてできた屋敷林、お寺や神社の林、広瀬川や青葉山にあり、それらの緑が一体となって、まち全体が緑に包まれていたことと言われている。第二次世界大戦時の仙台空襲で、まちの緑は焼けてなくなってしまうが、その後の復興により「杜の都」を代表する緑は、青葉通や定禅寺通等の街路樹、青葉山公園や西公園等に代わってきた。仙台市は、「百年の杜づくり」として、伝統ある「杜の都」の風土を生かし、市民・市民活動団体・事業者・行政が協働して、百年という時を味方に、地球環境時代にふさわしい「みどりと共生する都市」を創造し、未来へ継承していく取り組みを進めている。仙台市は、東部地域の緑の再生と緑豊かでより質の高い「杜の都」を目指し、百年の杜づくり推進事業を展開している。昭和48年に仙台市条例第2号として、「杜の都の環境をつくる条例」を制定し、市民挙げて緑の保護と積極的な育成に努め、伝統ある風土を未来に発展させることを目指している。

#### ②これまでの成果、事業の現状、将来に向けた課題

- これまでの成果
- ・昭和55年「仙台市緑のマスタープラン」策定

都市公園や緑地の確保目標を定め、配置計画及び実現のための施策方針等を掲載する等、緑地整備と保全のための総合的な計画として策定

- •昭和62年「仙台市都市緑化推進計画」策定
- ・旧宮城町や旧秋保町と合併後の平成5年 本市独自の「仙台市緑の基本計画」を策定
- ・都市緑地保全法に基づく計画として、平成9年に「仙台グリーンプラン21(仙台市緑の基本計画)」を策定
- ・平成11年 本計画のアクションプランとして策定した「百年の杜づくり行動計画」策定
- ・平成24年7月 仙台市みどりの基本計画(2012-2020)策定
- ・百年の杜づくりプロジェクト推進計画 2016-2020

#### ■ 現在·未来

・仙台市みどりの基本計画 2021-2030 策定中

- 将来に向けた主な課題
- ・大手門復元等「史跡仙台城跡整備基本計画」との連携
- ・樹木等の所有者や地域の理解と協力
- ・公園再整備と文化財調査との調整

#### (2)学都

#### ① 学都の歴史

仙台市は、古くから「学都」としても知られており、「学都仙台」の基礎は、仙台藩の藩校「養賢堂」にさかのぼる。いつ頃から「学都」と呼ばれるようになったのか、定説はないが、既に明治 40 年 12 月の地元紙に「学都と学界」という標題の記事が見られ、大正年間にも「学都」の呼称が印刷物に見られる等、100 年以上の歴史を有している。

#### ② これまでの成果、事業の現状、将来に向けた課題

学都仙台には、多様な教育機関が集積し、そこでは多くの学生、留学生が、教員とともに学び、 研究することで、高度な研究機能の集積が形成されている。

#### ・学都仙台コンソーシアム運営等補助

学都仙台コンソーシアムは、大学等の高等教育機関や行政機関等あわせて 29 機関からなる団体であり、加盟する大学等間の単位互換事業や、市民向けの公開講座開催等の事業を行っている。

#### ・環境出前講座ネットワーク

環境に関する講座の情報を市民が容易に入手でき、講座を活用しやすい仕組みを作ることで環境に関して学ぶ機会を増やすことを目的とし、大学講師や環境関連団体による出前講座の紹介、また学校や地域での受講の支援を行う。

#### ・大学連携地域づくり

泉区を中心に、以下の事業等を実施している。

事業名	事業内容
大学・地域連携による課題解決	高齢化等の課題を抱える地域が、知見を有する大学と連携し
事業助成	て行う地域活性化に資する取り組みのための経費を助成す
	る。
大学間の交流促進	地域づくり活動に取り組む学生同士の情報共有の機会を設
	け、学生による地域づくり活動の促進を図る。
いずみ絆プロジェクト支援	泉区内及び近隣の 6 大学の学生が行う地域づくり活動に要
	する経費を助成し、支援を行う。
泉 6 大学まちづくりフェスティバ	いずみ絆プロジェクトに取り組む団体等による活動成果の発
ル開催	表の機会を設け、地域へ向けたPRを行う。

- 将来に向けた主な課題
- ・高等教育機関の持つ知的資源の活用にかかる高等教育機関、企業、市民、行政等の連携・取り 組みの充実
- ・様々な環境問題、環境配慮行動に関する知識の普及
- ・若者による地域づくり活動への積極的な参画

#### (3) 楽都・劇都

#### ① 楽都・劇都の歴史

#### ◆ 楽都

平成 7 年に仙台市が「若い音楽家のためのチャイコフスキーコンクール」という事業を実施した際に、仙台市の文化セクションや仙台市市民文化事業団で「楽都」という言葉を使用し始め、その後、仙台国際音楽コンクールにおいてプロモーションに積極的に活用するようになった。

市の取り組みや定禅寺ストリートジャズフェスティバル等の市民主体の大型イベント、市民合唱団等の団体を含め、官民双方による音楽文化の充実を踏まえて、市では、音楽の力による都市の魅力・活力づくりに取り組んでいる。

#### ◆ 劇都

仙台市は 40 を超える劇団を抱え、毎週のように演劇公演が行われる演劇の都といわれる。「劇都」という言葉は、平成 9 年に演劇振興事業をリニューアルした際に、一連の事業を総称して「劇都」と呼び始めたのが発端となっている。

仙台市と公益財団法人仙台市市民文化事業団では、俳優、美術、照明、音響等様々なスペシャリストが創りあげる総合芸術である「演劇」の振興をはかり、市内の舞台芸術全体の向上を目指すため、演劇に関する様々なイベント、ワークショップ等を「劇都仙台事業」として実施している。

#### ② これまでの成果、事業の現状、将来に向けた課題

- ◆ 楽都仙台(音楽)
- ・仙台国際音楽コンクール

若い音楽家の育成と世界の音楽文化の振興・国際的文化交流の推進を目的に、仙台市が開府 400年を記念して平成13年に初めて開催し、以後3年毎に開催している。

#### 仙台クラシックフェスティバル

クラシック音楽の普及と聴衆の拡大を目的に、「誰でも気軽に楽しめる音楽フェスティバル」として平成 18 年より毎年秋に開催している。

仙台市内の4つの施設で3日間にわたり多数のコンサートを開催するほか、街なかや地下 鉄駅等で関連コンサートを実施している。著名な音楽家に加え、仙台フィルハーモニー管弦 楽団や仙台国際音楽コンクール入賞者、地元で音楽活動を展開する多くの個人・団体、これらを 支援する多くの市民ボランティア等が参加する取り組みとなっている。

#### ・仙台フィルハーモニー管弦楽団

仙台フィルハーモニー管弦楽団は、昭和 48 年に市民オーケストラ「宮城フィルハーモニー管弦

#### 楽団」として誕生した。

年間9回18公演の定期演奏会をはじめ、特別演奏会、依頼演奏会、市内の小中学生を対象と した音楽鑑賞会等、東日本エリアを中心に年間100回を超える演奏活動を展開している。

#### ・仙台ジュニアオーケストラ

仙台ジュニアオーケストラは、仙台市の音楽文化の一層の振興と発展を図ることを目的に平成2 年5月に発足した。団員は、公募による選考で選ばれた小学校5年生から高校2年生までの児童・生徒で構成されている。

活動の中心は、秋の定期演奏会と春のスプリングコンサート。これらの演奏会に向け、通常の練習に加え、夏期合宿等も行っている。

#### ・音楽ホール整備検討

仙台市音楽ホールの整備についての検討を実施。

平成 29 年 11 月	第1回仙台市音楽ホール検討懇話会開催(以降、第6回まで開催)
平成 30 年 10 月	第1回立地検討専門部会開催(以降、第3回まで開催)
平成 31 年 3 月	仙台市音楽ホール検討懇話会報告書提出

#### ◆ 劇都仙台(舞台芸術)

#### •舞台芸術振興

次代を担う劇作家の育成等を目的とした「仙台短編戯曲賞」や舞台技術関連講座等、演劇が盛んな仙台の地域特性を生かしながら舞台芸術全般の振興を図る。

#### •古典芸能振興

「市民能楽講座」等、藩祖伊達政宗公の時代から受け継がれる能楽の伝統を背景に、仙台市に おける古典芸能の振興を図るためその普及・啓発活動を行う。

#### •文化芸術連携事業

東京オリンピック・パラリンピックを契機とした「文化プログラム」や、震災後の仙台・東北の舞台芸術に焦点を当てた「仙台舞台芸術フォーラム」のほか、仙台クラシックフェスティバルの時期に地下鉄駅コンサートを開催する。

#### ■ 将来に向けた主な課題

- ・仙台の魅力向上、音楽文化の担い手の育成
- ・仙台の音楽文化の振興発展
- ・舞台芸術による都市の魅力・活力づくり

#### (4) 防災環境都市

#### ① 防災環境都市としての歴史

東日本大震災を経験し、都市がさまざまな「災害の脅威」にさらされていることを改めて認識することになった。当該教訓を踏まえて、仙台市では、将来の災害や気候変動リスク等の脅威にも備えた「しなやかで強靭な都市」に向け、「防災環境都市づくり」を進めている。

#### ② 防災環境都市としての背景

- ・「杜の都」の環境づくりの歴史
- ・大震災の経験・教訓との震災復興計画
- ・国連防災世界会議開催と仙台防災枠組の採択等

#### ③ これまでの成果、事業の現状、将来に向けた課題

#### ◆ 過去の災害

仙台市沿岸では約40年おきにマグニチュード7クラスの大きな地震が発生しており、地震に対する備えが大きな課題となっている。

#### ◆ 東日本大震災

平成23年(2011年)3月11日、仙台市は、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0の大地震に襲われた。市内では最大震度6強を観測し、東部沿岸部を襲った津波による被害のほか、北西丘陵部を中心に発生した大規模な地すべり等の宅地被害が発生。

一方、市内中心部ではビルの倒壊や火災の延焼等の大規模な被害は免れたが、市全体で約14万戸の家屋が半壊以上の被害を受ける等、多くの被害が発生。

また、最大で市の人口の10%にあたる10万人以上が避難した避難所の運営、帰宅困難者の一時滞在場所の確保、高齢者や障害者への対応等、都市ならではの課題が改めて明らかになった。

人的被害	死者 904名
	行方不明者 27名
	負傷者 2,275名
	(平成 29 年 3 月 1 日時点)
建物被害	全壊 30,034 棟
	大規模半壊 27,016 棟
	半壊 82,593 棟
	一部損壊 116,046 棟
	(平成 25 年 9 月 22 日時点)
津波浸水	被害を受けた世帯 8,110 世帯

#### ◆ 第3回国連防災世界会議

震災 2 カ月後の平成 23 年(2011 年)5 月、仙台市は、震災の経験と被災地の再生を世界に発信するため「国連防災世界会議」の誘致を表明した。平成 25 年 12 月に、仙台開催が国連総会で決定され、平成 27 年 3 月 14 日から 18 日まで開催された。

仙台市はこの会議の成果文書として採択された「仙台防災枠組」の冠都市として、震災の経験・ 教訓に加えて、現在進めている取り組みを国内外に発信し、世界の防災・減災に貢献していく。

#### ■ 事業の現状

#### ◆ まちづくり

- ・下水処理施設の再生、住宅・マンションの耐震化向上のための支援等、さまざまな都市インフラ におけるハード・ソフト両面での防災・減災対策の取り組み
- ・複数の施設で津波を防ぐ「多重防御」、津波から逃れる「避難」、住まいの「移転」を組み合わせた 対策実施
- ・災害に強くエネルギー効率の高い分散型エネルギーの創出、再生可能エネルギーの導入、及び 環境負荷の小さい次世代エネルギーに関する先端的な研究開発の推進

#### ◆ ひとづくり

- ・自助・共助・公助一体で取り組むコミュニティ防災・減災の推進
- ・多様なステークホルダーによる防災・減災の推進

#### ♦ 情報発信

・民・地域団体と連携・協働したメモリアル施設の運営、映像や写真によるアーカイブの整備等の取り組みを通じた、東日本大震災の経験と記憶の伝達

#### ◆ 被災地の復旧・復興支援

・東日本大震災での経験や知見を踏まえ、被災地に対する職員派遣、支援物資提供等の支援実施

#### ■ 将来に向けた主な課題

- ・震災の記憶の風化を防ぎ、経験や教訓を未来の防災へ活かしていくことが必要
- ・新型コロナウイルス感染症の影響による施設の一時休館や来場者の減少が生じている。コロナ禍で移動の制約を受ける中においても、その時勢にあった情報発信を行うことが必要

## (5)観光、スポーツ

#### 【スポーツ推進】

#### ① スポーツ推進の歴史

仙台市は、スポーツを通して「私も、あなたも、まちも、みんなが元気になる」ことをめざし、豊かなスポーツライフを送ることができるよう、平成 14 年 10 月に「仙台市スポーツ振興基本計画(せんだいスポーツ元気プラン)」を策定した。

その後、社会情勢やライフスタイルの変化等により、スポーツを取り巻く環境も変化したことから、 平成24年10月、「仙台市スポーツ推進計画」を策定し、さらなるスポーツ推進に向けた施策に取り組んできた。

平成 29 年 4 月、上記計画に対し施策の進捗状況や社会情勢、市民ニーズの変化を踏まえて 必要な見直しを行った。

#### ② これまでの成果、事業の現状、将来に向けた課題

#### ■ これまでの成果

平成 14 年 10 月 「仙台市スポーツ振興基本計画(せんだいスポーツ元気プラン)」を策定し、「する」、「みる」、「ささえる」の 3 つの柱により様々な施策を展開してきた。

平成 24 年 10 月 「仙台市スポーツ推進計画」策定。4 つ目の柱「ひろがる」を加えた 平成 29 年 4 月 「仙台市スポーツ推進計画 2012-2021」の改定

#### ■ 事業の現状

・国際スポーツイベント等開催 仙台国際ハーフマラソン大会、その他国際スポーツイベント等、全日本大学女子駅伝開催。

・東京オリンピック・パラリンピックを契機としたスポーツ交流推進

東京オリンピック・パラリンピック開催を契機として、イタリア共和国の事前キャンプ受入れや各競技団体等と連携した相互交流事業のほか、機運醸成を図る事業等の実施。

・パラリンピックに向けた障害理解・交流促進

障害者スポーツの振興に関する企画、立案等の実施、パラリンピックスポーツ教室、障害者スポーツボランティアのパンフレット作成・配布等の実施。

プロスポーツ支援

プロサッカー、プロ野球、プロバスケットボールの地域密着活動を支援。

#### ・スポーツコミッション運営等

平成 26 年 12 月に設立した「スポーツコミッションせんだい」の活動の一環としてトークイベント等を実施。

## •スポーツに関する市民意識調査

仙台市スポーツ推進計画が令和3年度に計画期間が満了となることから、次期計画策定に向け、スポーツに関する意識調査を実施。

#### ・マイタウンスポーツ活動推進

マイタウンスポーツデーにおける各スポーツ施設の無料開放、各区スポーツイベント等を実施。

#### ■ 将来に向けた主な課題

- ・新型コロナウイルス感染状況を踏まえイベント開催の可否の検討を行いつつ、交流人口の拡大を 視野に入れながら、国際スポーツイベントの誘致を推進。
- ・より効率的な支援体制を構築するとともに、行政の役割について検討し、チームのより一層の自立を促進。

#### 【観光振興】

## ① 観光振興の歴史

観光振興の歴史は古く、仙台市は戦前から観光課、及び外郭団体である公益財団法人仙台 観光国際協会の基礎となる観光関係団体を設立していた。

#### ② これまでの成果、事業の現状、将来に向けた課題

#### ■ これまでの成果

下表は仙台市の観光客入込客数の推移である。平成15年からデータがあるが、コロナ禍前までは年間218万人の観光客入込客数となっていたが、昨年は大きく落ち込んでいる。(大きな増減があった年を中心に抜粋)

(単位:人)

平成 15 年	平成 21 年	平成 23 年	平成 30 年	令和元年	令和2年
	(※1)	(※2)			(**3)
14,161,383	19,372,182	16,207,800	21,817,554	21,810,557	8,382,086

#### (※1)市内に大型アウトレットモールが2店開業

#### (※2)東日本大震災発生

(※3)新型コロナウイルス感染症の影響により、仙台・青葉まつり、仙台七夕まつり、定禅寺ストリートジャズフェスティバル、みちのく YOSAKOI まつりは中止、SENDAI 光のページェントは規模を縮小して開催

(出典:観光客入込数の推移)

#### ■ 事業の現状

#### •仙台観光魅力創出

体験プログラムの発掘・創出、交流人口ビジネス表彰、市内宿泊関連団体との連携協定に基づく勉強会やワークショップの開催等、西部地区における観光地域づくりの担い手の育成等。

#### ・まつり等開催支援

仙台七夕まつり、仙台・青葉まつり、SENDAI 光のページェント等の補助金・負担金の助成。

#### •観光客誘致宣伝

伊達武将隊を活用した観光客誘致、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会の負担金助成、観光姉妹都市、歴史的なつながりのある都市との交流、修学旅行誘致、「仙台の夕べ」開催 等。

#### •受入環境整備

奥新川キャンプ場跡の活用に向けた整備、秋保大滝や二口峡谷エリアの観光施設の管理運営、る一ぷるバス修理、仙台市観光ボランティアガイドネットワークの活動支援のための助成 等。

#### インバウンド推進

既存の観光資源・コンテンツ磨きや新たなコンテンツの発掘、タイ・台湾を中心とする現地旅行博への出展や旅行会社の訪問・招請、メディア招請、WEB 及び SNS 等による誘客促進、海外のインセンティブツアーや企業ミーティングの誘致・支援を目的とする現地旅行会社へのセールスや商談会等。

#### コンベンション誘致

企業内会議・研修会等の誘致、コンベンション開催助成制度及び市民公開講座開催助成制度 によるコンベンション開催促進、MICE 開催に係る受入環境整備等。

#### ・秋保ミュージアム環境整備支援

体験観光・地域交流の情報発信のためのパンフレット作製、地元町内会等と連携した資源の環境整備等。

## ■ 将来に向けた主な課題

- ・モノ消費からコト消費へ消費者のニーズが変化する中、宿泊者数を増加させるための魅力的な 体験コンテンツが少ない。
- ・まつりについて、感染症対策も踏まえその継続を支援する必要
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ仙台・東北におけるインバウンドの早期回復 及び拡大

## 4. 他の自治体による取り組み例

他の地方自治体においても自治体のイメージを高め、ブランドイメージの向上に役立つ取り組みが図られている。以下、参考として、取り組み例を3例掲載する。

## ①神奈川県川崎市

## 基礎情報

人口(令和3年3月1日現在)	1,537,358 人
面積	144.35 km²
経緯	公害等の歴史的背景から、住民や隣接地域の住民からの印
	象がよくない町であった。
その他	政令指定都市

## 課題•成果等

課題	①成果指標の設定
	②評価が反映される仕組みの構築
	③統一的な都市イメージの発信
目的	・目標 1:市民の「川崎へ愛着・誇り(シビックプライド)」の醸成
	・目標 2:川崎の対外的な認知度やイメージの向上
推進状況•内容	川崎市シティプロモーション戦略プラン
	(1)ブランドメッセージ
	・公共施設、公共交通機関、コンビニ等へのポスター掲出
	・各種イベントに出展し、ノベルティグッズの配布 等
	(2)市民、民間事業者等との連携
	・都市ブランド推進事業
	・民間企業等とのコラボポスターの製作・掲出 等
	(3)庁内広報・PR 関係部門の体制強化
	・メディアコーディネーターの活用等
	・研修の体系化、強化

	(4)150 万人都市記念
	・マーク作成、普及
	・かわさき川柳 等
	(5)メディアへのプロモーション
	・記者クラブへの働きかけ強化
	・PR 会社を通じたメディアリレーションの強化
	(6)都市イメージ調査
	・都市イメージ調査を実施
成果	定量的評価
	目標1の達成度を測る指標
	①「シビックプライド指標」
	平成 26 年度: 愛着 6.0、 誇り 5.0→平成 29 年度: 愛着 5.5、 誇り 4.9
	②「NPS(ネットプロモータースコア)
	平成 26 年度:住居 10.5、来訪 3.5→平成 29 年度:住居 11.2、来訪-4.6
	目標2の達成度を測る指標
	「隣接都市の川崎に対する評価「よい」の割合」
	平成 26 年度:50.3%→平成 29 年度:35.3%
	定性的評価
	川崎市民が「川崎市」と 聞いてイメージすること
	1位:工業 12.4%
	2位:治安が悪い・ガラが悪い 9.3 %
	3位: フロンターレ・サッカー6.6%

(川崎市シティプロモーション戦略プラン第2次推進実施計画(ガイドライン)、川崎市 HP)

# ②愛媛県松山市

# 基礎情報

人口(令和3年3月1日現在)	506,743 人
面積	429.40 km²
経緯	松山市は道後温泉や松山城等の全国に誇る観光資源をはじ
	め、俳句・文学といった文化的風土や豊潤な自然、さらには
	充実した都市機能や環境施策等、本市ならではの特性を活
	かした積極的なプロモーションを展開している。
	そのような中、激化する地域間競争への的確な対応として、
	将来にわたり資金や人材、物や情報が同市へ流入し、持続
	発展する都市となる総合的な戦略を講じるため、都市全体の
	価値や魅力の向上を図り、都市そのものに対する信頼や好
	感を市内外から獲得する「都市ブランド」を確立することとし、
	平成 23 年度に基本方針となる「松山市都市ブランド戦略ビ
	ジョン」を作成した。

## 課題•成果等

味恩· <u>似</u> 木守		
課題	平成 27 年度からシティプロモーション課を新設。都市ブランド向上 の	
	取り組みとともに、移住促進の取り組みも本格化。	
	後者の取り組みに関しては、関係機関等で構成する会議を立ち上げるこ	
	とも検討中。	
目的	市民がまちの魅力を知り、愛着と誇りをもって全国に発信していくため、	
	「市民がブランド推進の担い手になるよう『オール松山』による推進基盤を	
	整備」していくとともに、市民、団体、地元企業、大学、市外在住の松山	
	ゆかりの人たちをはじめ、自ら松山を応援し発信してくれるサポーターを	
	増やしていくことで、活動のすそ野を広げていこうとしている。	
推進状況•内容	松山市都市ブランド戦略プラン	
	【ブランドコンセプト】	
	ちょうどいい感じのあたたかい人々と、	
	ちょうどいい頃合いの好きな暮らしが自然と創れ、	
	自分らしく生きられる都市	
	【ブランドメッセージ】	
	いい、加減。まつやま	

	【展開】	
	1. シティプロモーションの推進	
	2. 市民の愛着と誇りの向上	
	(1)市民と協働で都市ブランドの推進	
	(2)オール松山による推進基盤を整備	
	(3)松山を応援してくれるファンづくり	
	3. リーディングプロジェクトの推進	
成果	「市民の愛着と誇りの向上」が、移住の取り組みも含め、すべての取り組	
	みのベースになるものと認識	

(松山市都市ブランド戦略プラン、松山市 HP)

# ③千葉県流山市

## 基礎情報

人口(令和3年4月1日現在)	201,284 人
面積	35.32 kui
経緯	流山市は、つくばエクスプレス(TX)の交通利便性と緑豊か
	で良質な住環境を兼ね備えた「都心から一番近い森のまち」
	をコンセプトに掲げ、長寿社会を支えるため、子育て世代に
	選ばれるまちづくりを進めてきた。
	平成 18 年~平成 22 年の 5 年間で子育て世代を中心に、約
	1万人の人口増加を達成した。

## 課題•成果等

課題•成果等		
課題	このような定住人口の増加を、今後も続けていくためには、交流人口の	
	増加を進めていくことが不可欠であり、平成 23 年度、現在約 20 万人の	
	交流人口(イベントや観光客数の総数)を平成 27 年度までの 5 年間で	
	100 万人にすることを目標とし、定住人口の増加につなげていく。	
目的	定住人口の増加、あこがれの街流山市に向けて	
推進状況•内容	流山市シティセールスプラン(平成23年6月)	
	【プロモーション展開の方向性】	
	各種媒体を幅広く活用することが、流山市のシティセールス・プロモーシ	
	ョンの一つの特徴	
	【プロモーション活動のメニュー】	
	(1)イベント(森のマルシェ)PR	
	(2)イベント(流山おおたかの森・イルミネーション)PR	
	(3)イベント(屋台フェア)PR	
	(4)イベント(オープンガーデン)PR	
	(5)イベント(利根運河・オープンオアシスフェス)PR	
	(6)イベント(流山本町・タイムスリップ散歩)PR	
	(7)TV 番組利用 PR	
	(8)首都圏駅 PR	
	(9) web PR	
	(10) デジタルサイネージ PR	
	(11)フィルム・コミッション PR	

成果	若い世代と子供の人口が増え、人口増加率が 2017 年(平成 29 年)から
	全国の市の中で1位、転入超過数も2016年(平成28年)から全国1位
	(政令指定都市除く)

(流山市シティセールスプラン(平成23年6月)、流山市HP)

# 5. 監査の対象とした事業または施策及び担当課等

# 【事前調査(アンケート)及びヒアリング等監査の対象等】

No.	事業または施策	担当局•課	
1	青葉山公園整備事業	建設局公園課	
2	屋敷林(居久根)・鎮守の杜の保全	建設局百年の杜推進課	
3	保存樹木・保存樹林の指定	建設局百年の杜推進課	
4	西公園再整備事業	建設局公園課	
5	広瀬川創生プランの推進	建設局河川課	
6	勾当台公園グリーンハウス勾当台前活性化事業	文化観光局東北連携推進室	
7	緑化保全(緑の保全)	建設局百年の杜推進課	
8	緑化保全(保存緑地等買取)	建設局百年の杜推進課	
9	全国都市緑化フェア開催誘致	建設局全国都市緑化フェア推進室	
10	定禅寺通活性化推進 検討会運営等	まちづくり政策局定禅寺通活性化室	
11	定禅寺通活性化推進 社会実験等道路空間再構成検討	まちづくり政策局定禅寺通活性化室	
12	定禅寺通活性化推進 市民フォーラム開催による機運醸成	まちづくり政策局定禅寺通活性化室	
(2)学	都仙台		
1	学都仙台コンソーシアム運営等補助	まちづくり政策局プロジェクト推進課	
2	環境出前講座ネットワーク	環境局環境共生課	
3	大学・地域連携による課題解決事業助成	泉区まちづくり推進課	
4	大学間の交流促進	泉区まちづくり推進課	
5	いずみ絆プロジェクト支援	泉区まちづくり推進課	
6	泉6大学まちづくりフェスティバル開催	泉区まちづくり推進課	
(3)楽都仙台·劇都仙台			
1	仙台国際音楽コンクール開催準備	文化観光局文化振興課	
2	仙台クラシックフェスティバル開催	文化観光局文化振興課	
3	仙台ジュニアオーケストラ運営	文化観光局文化振興課	
4	(公財)仙台フィルハーモニー管弦楽団運営費補助	文化観光局文化振興課	
5	楽都仙台推進	文化観光局文化振興課	
6	音楽ホール整備検討	文化観光局文化振興課	

No.	事業または施策	担当局·課	
8	古典芸能振興	文化観光局文化振興課	
9	文化芸術連携事業	文化観光局文化振興課	
(4)防	災環境都市・仙台		
1	震災復興メモリアル事業	まちづくり政策局防災環境都市推進室	
2	せんだい 3.11 メモリアル交流館運営事業	まちづくり政策局防災環境都市推進室	
3	震災遺構運営事業	まちづくり政策局防災環境都市推進室	
4	防災環境都市推進事業 ニューズレター等による情報発信	まちづくり政策局防災環境都市推進室	
5	防災環境都市推進事業「ベストプラクティス」事例集	まちづくり政策局防災環境都市推進室	
6	防災環境都市推進事業 ウェブサイトによる震災 10 年発信	まちづくり政策局防災環境都市推進室	
7	防災環境都市推進事業 仙台防災未来フォーラムの開催	まちづくり政策局防災環境都市推進室	
8	防災環境都市推進事業 未来の担い手づくり	まちづくり政策局防災環境都市推進室	
(5)ス	(5)スポーツ振興		
1	仙台国際ハーフマラソン大会開催	文化観光局スポーツ振興課	
2	国際スポーツイベント等招致・開催	文化観光局スポーツ振興課	
3	全国日本大学女子駅伝大会開催	文化観光局スポーツ振興課	
4	プロサッカー推進	文化観光局スポーツ振興課	
5	プロ野球地域密着促進	文化観光局スポーツ振興課	
6	プロバスケットボール推進	文化観光局スポーツ振興課	
(6)観	光促進		
1	体験プログラム創出	文化観光局観光課	
2	交流人口ビジネス表彰制度	文化観光局観光課	
3	仙台七夕まつり協賛会負担金	文化観光局観光課	
4	仙台・青葉まつり開催補助	文化観光局観光課	
5	SENDAI 光のページェント開催補助	文化観光局観光課	
6	その他まつり等開催支援	文化観光局観光課	
7	伊達武将隊を活用した観光客誘致	文化観光局観光課	
8	修学旅行誘致等国内プロモーション	文化観光局観光課	
9	仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会負担金	文化観光局観光課	
10	その他観光客誘致宣伝	文化観光局観光課	
11	タイや台湾などを対象とした戦略的なプロモーション	文化観光局誘致戦略推進課	
12	その他インバウンド推進	文化観光局誘致戦略推進課	

#### Ⅲ. 監査の結果及び意見(総論)

### 1. 成果の把握及び改善について

今回対象とした事業や施策についてヒアリングした結果、明確な成果指標がないと回答があった のは 16 件であった(当初回答)。

これは担当課が行政サービス自体の効果、さらにいえば費用対効果をそれほど重視していない 姿勢が表れている。地方自治法による「最小の経費で最大の効果を上げるようにしなければならな い」との地方公共団体の使命から鑑みると実に物足りないと感じた。進捗状況についての総括は、 仙台市実施計画の策定及びその取りまとめにおいて行われているとの声があったが、実施計画・ 重点課題の自己評価を見ると、「新型コロナウイルス感染症の影響により進捗が進んでいない」と いう文言が目立ち、実際の進捗や評価は市民にとって実に分かりにくいものであった。

令和 2~3 年の状況からはコロナ禍の影響があるのは当然であるため、コロナ禍の中で、その状況をどのように想定し、実績の振り返りを行い、それを次年度への申し送りにしたかの説明がないと事業の評価は市民から見えにくい。

確かに、ブランドイメージを高める施策の場合は、直接の支出効果を把握することが困難な施策が多いかもしれない。しかしながら、間接的・部分的な補助効果を示すと考えられる指標を調査・把握し、できるだけ補助効果を示す指標を明確にすることは不可能ではないと考えられ、仮に指標がない場合には、PDCA(Plan-Do-Check-Action)のサイクルを効果的に行うことができない。また、定量的な目標を設定できないまま支出が行われると、更に支出内容を改善しようとする姿勢が薄れ支出自体の意義が乏しくなり、結果として経済性、効率性、有効性が低下する可能性が高まる。

一般的に、たとえどんな小さな金額であっても、事業や施策に税金を投入するにあたっては、費用対効果を重視する姿勢を市民は期待していると考える。そのためどのような効果があるから支出を行うのか、予め分析を行うことが望まれる。また、支出を行った結果どれくらい効果を得られたかについても、市民はこれを分かりやすく伝えてもらうことを期待していると考える。もし効果が明確に把握できないにもかかわらず、それでも支出を実施するのであれば、その合理的な理由を整理・文書化し説明することが望まれる。仮に、効果を把握できる定量的な指標が存在しない場合でも、個々の事業単位で間接的・部分的な補助効果を示すと考えられる指標を定めた上で、事業を行い、その効果を説明する責任が市にはあると考える。

このような評価に対する姿勢の欠如の根本原因は、どこにあるのだろうか。あくまで監査人の推定ではあるが、前例ありきの姿勢、改善意欲・変更意欲の不足が大きいと感じた。

また、課題を把握したとしても結局実効的な解決に繋がっていないのは、短い期間でのローテーションが弊害となっている面が大きいと感じた。改善のインセンティブが十分に働く仕組みを整備する必要性がある。

総合的人材の育成のために、ローテーションは必要であることから、例えば、各課から大小課題 を吸い上げ、業務改善を専門的に行う部門を設置するのも1つの考え方だろう。

#### 2. 総合的・包括的な戦略策定について

今回、各ブランドに関連する事業を対象として監査した。

仙台市はかねてより「杜の都」というイメージが有名であるが、そのほかにも「楽都」「学都」といったイメージもあり、また、近年は「防災環境都市」を強く推進している。加えて、特定のワードを用いてはいないが、都市の魅力を高めようと「観光」「スポーツ推進」にも力を注いでいる。

「仙台と言えば〇〇だ」というイメージを広めることは、この多様な価値観が混在する時代において、差別化を図ることができるようにするため、ブランド戦略として大変意義のあることであるが、反面徒に手を広げすぎて中途半端になっている印象もある。

より効果的にブランド戦略を行うならば、究極的には対象を一つにしぼり、集中的に資源を投下した方が効果は高まるだろう。

それぞれの担当者は、与えられた役割の中で熱意をもって業務を行っていたが、横断的なブランド管理・ブランド推進という点では、明確な担当者は存在していない。そのため大局的な見地から戦略的な取捨選択が行われているかといえば、この点は非常に物足りなく、何よりもったいないと感じた。

また、「杜の都」推進のため主要な役割を果たしている「緑の計画」は、理念や使命はあるものの数字による説明は多くなく、資金的な情報はほとんどない。これを進めるにあたりどれくらいの費用を見込んでいるのか、またその効果としてどのような用益をもたらす見込みなのか、どれくらいの価値を見込むのかについて、全体的なシミュレーションを行い、より戦略的に実行することが望まれる。

総じて仙台市のブランド戦略という意味では、せっかくの強みを生かし切れておらず、有意義に利用しきれていない。全体最適の観点から、戦略的に行う姿勢を持って実施することで、より効果的効率的に実施できるのではないかとの感想を持った。

#### 3. 予算の弾力的運用について

主な監査対象期間である令和2年度は、新型コロナウイルス感染症が拡大し、いわゆる第1波 ~第3波が到来した事業年度である。

これにより当初予定していた事業の中止等により、予算の組み替えが行われた。

しかしながら、最終的に行われた支出の詳細を見ると、弾力的な見直しや支出継続の是非の検 討が不十分と思われる事例がいくつか見られた。このような支出には、客観的に第三者として見た 場合、必要性の乏しいとまでは言わないものの、根本には予算消化の意図がないとは言い切れな いように感じるものも含まれていた。

コロナ禍という事態は、誰も経験したことがない未曽有の事態であるため、これに適時適切に対応することは困難であるのは当然である。

しかしながら、誰もが予想しきれない変化が往々にして発生するのも一つの事実である。

将来の不確実性に対処するためにも、各事業や施策において、どのように考え、どのように対応 したのか、残った課題はどうだったのか、また、将来の課題にどのように対応するのが良いのか等 の取りまとめを行い、検討しておくことが望ましい。

今回のコロナ禍に関し、それぞれの担当者レベルだけではなく、より広い関わりのなかで、この 経験を活かし効果的効率的な市政運営の礎としてほしい。

#### 4. 文書管理に対する意識について

今回監査の過程で、市が作成しもしくは提出を受ける文書について、記入誤りや日付の誤り、記載の脱漏等が頻出された。

市の担当者は、日々膨大な行政文書に囲まれており、それらを全て人の目により完璧に確認するのは困難である状況も理解できないわけではないが、それを差し引いても今回は多くの誤りが目につく状況であった。

これらが生じた理由などについて、担当者と意見交換を行った結果、本質的な不備には繋がらないので問題ないとの回答が多くなされ、個々の担当者レベルで文書管理に対する意識が希薄になっているのではないかとの印象を抱いた。

往々にして、大きな問題は小さなミスが積み重なって生じるものであり、結果としてこれまでは大きな問題とはなっていないだけの可能性もある。本質的な不備につながらなければ問題ないとする意識で業務が行われると、後々取り返しのつかない事態になる可能性も否定できないため、市の職員においては、高い意識・高いレベルでの業務が行われることを期待する。個人としての取り組みは限界があると思われるため、文書管理に対する意識を高めるような組織的な取り組みについて検討するべきである。

# IV. 監査の結果及び意見

# (1)杜の都

# 【No.1-1: 青葉山公園整備事業】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	青葉山公園整備事業	
URL	https://www.city.sendai.jp/aobayamakoen sebi/	
	kurashi/shizen/midori/koen/sebi/aobayama.html	
所管部署	建設局 公園課	
根拠法令等の名称	都市計画法、都市公園法、青葉山公園整備基本計	
	画	

## ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	杜の都のシンボルとなる公園整備
解決すべき課題	大手門復元等「史跡仙台城跡整備基本計画」との連携
事業の内容	仙台城跡を含む青葉山と広瀬川に囲まれた区域について、歴史的・文化的資源や優れた自然景観を生かしながら、市民や来訪者が親しむことができる杜の都のシンボルとなる公園として整備するもの。
事業実施期間	平成9年度~令和8年度

## ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	104,216	235,677	638,572
最終補正予算額	104,216	408,397	638,572
決算実績額	49,923	77,083	132,054

# ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
工事請負費	120,450	公園センター地区施設整
		備工事、公園センター新
		築工事 ほか
委託費	8,128	中央広場地区実施設計等
		業務委託、展示コンテンツ
		検討等業務委託 ほか
負担金	2,649	水道加入金
その他	827	修繕料
合計	132,054	

主な対象経費の算定	土木工事標準積算基準書(宮城県土木部)等に基
方法	づき積算
経費の支払時期	工事費:前金払い、出来高払い、完了払い
	委託費:完了払い

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

整備中は該当なし

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【指摘1】	契約書の文言利用について
【指摘 2】	契約書の記載事項について

### 【指摘1】契約書の文言利用について

青葉山公園(仮称)公園センターに係る工事について、市は、令和2年8月7日に建設施工受 託者との間で工事請負仮契約書(後日市議会承認を経て本契約として成立)を取り交わしている。 当該契約書において、特則として読み替え条項が挿入されていたが、読み替え前の条項で使用し ている文言と、読み替えしようとしている文言との間に差異が生じていた。

#### 契約の特則:第62条第2項

第34条の2の規定については、…同条第1項、第4項及び第5項中「<u>中間前払金額</u>」とあるのは「当該会計年度の中間前払金額」と読み替え、…適用するものとする。

### 本条項:第34条の2 第5項

受注者は、請負代金額が著しく減額された場合で、既に 中間前払金 が支払われている場合において、前払金額(受領済みの当初前払金及び 中間前払金 の額を加算した額をいう。以下同じ。)が減額後の請負代金額の 10 分の7を超えるときは、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を返還しなければならないこの場合において、前条第4項の規定は適用しない。

この点、幸いにして、何らかの問題を具体的に及ぼすような条項では無かったことから、結果的に問題が顕在化する可能性は乏しい読み替えであった。しかしながら、対外的な契約関係を示す 書類に疑念をもたらす余地がある場合は、契約関係が安定せず、また自治体としての契約リスクの 管理上懸念が生ずることとなりうる。

契約書に不明瞭な点があると権利関係が不明確になることから、使用する文言については判断

や解釈の入らない明確なものとする必要がある。

なお、当該特則のひな型については、令和2年4月時点で修正済みであると契約担当課より説明があった。

### 【指摘2】契約書の記載事項について

上述のとおり、市は工事請負仮契約書を令和2年8月7日付で締結している。

当該契約書のひな型において、以下記載が含まれている。

『工事について、仙台市(以下「発注者という」と、消費税及び地方消費税に係る【課・免】税業者 \_\_\_\_\_(以下「受注者」という)は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記記載事 項及び次の条項により公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとす る。』

当該記載は、市において消費税を負担するかどうかを合わせて確認するとともに、受注者の課税関係を明確にするものであるが、市で保有してある契約書においては課税事業者・免税事業者の区別及び受注者名の記載がなされておらず、上記のように空欄のままとなっていた。

その理由としては、当該契約の受注者が複数の法人による建設共同体であったことから、市の手続上は、それぞれの個別の受託者から「届出書」を受け取り、課税・免税を確認すれば足りると判断し、受注者に対し契約書と併せて配布する記入例において、課(免)税業者欄に記載しないよう契約担当課が求めていたことによる。しかしながら、契約書に空欄がある場合は、対外的な法律関係が不明確になる可能性があるので、空白は設けるべきではない。

市で使用している標準の契約書のひな型が当てはまらない場合であっても、不測の損害をもたらさないように契約書の記載事項に関しては厳密に運用すべきである。

# 【No.1-2: 屋敷林(居久根)・鎮守の杜の保全】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	屋敷林(居久根)・鎮守の杜の保全
URL	https://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/kurashi/shizen/midori/hyakunen/hozen.html
所管部署	建設局 百年の杜推進課
根拠法令等の名称	杜の都の環境をつくる条例・施行規則

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	「杜の都・仙台」の原風景である屋敷林の保全
解決すべき課題	樹木等の所有者や地域の理解と協力
事業の内容	杜の都の貴重なみどり空間であり、次世代へ引き継ぐ価値の高い資源である屋敷林(居久根)、鎮守の森(社寺林)を、条例に基づき保存樹林に指定し、所有者と協定を結び保全を図る。
事業実施期間	昭和 50 年度~(保存樹木・保存樹林制度開始)

### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	1,782	1,739	1,610
最終補正予算額	1,782	2,080 (保存樹木分含む)	1,610
決算実績額	1,632	2,030	1,595

# ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託費	1,595	保存樹林指定に係る林層
		調査、樹勢診断、樹木保
		存区域測量
その他	_	
合計	1,595	

主な対象経費の算定	(委託費)
方法	見積徴収
経費の支払時期	完了払い

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	なし
達成度合い	_

# ⑥監査の結果

No.	表題
【意見1】	業務委託先の選定について
【意見 2】	業務委託の仕様について
【意見3】	諸経費の内容確認について

#### 【意見1】業務委託先の選定について

市は、保存樹林への指定を検討している樹林について、保存樹林として適当か判定するために 事前調査を行っている。

当該保存樹林樹勢診断業務については、専門性が高く、適当な担い手を見つけることが困難であることを理由とし、結果として過去から同一の事業者に対して特命随意契約で委託を行っており、令和2年度の委託額は1,610千円であった。

業務委託の施行起案書には業者の選定理由として、「業務の性質上、高度な知識と豊富な経験が必要であり、また、調査結果は保存樹林へ指定するための重要な判断材料となるため、複数の専門的見地から意見を集約することが必要であるが、(委託先団体)は宮城県内の樹木医が多数所属する唯一の団体である。よって、当該団体は、仙台市内で本業務を履行可能な唯一の団体であるため、特命による随意契約を締結するものである」との記載がある。

確かに業務提供可能な樹木医を見つけるのは困難であるということは、ヒアリングを通じて確認できた。また、価格水準についても、公共工事労務単価などと比較検討を行い、その妥当性を毎回確認しているとのことであった。

しかしながら、継続して一つの業者に委託し続け、同事業者から提出された見積金額を支払い 続けるのは、あまりにも競争が働いていない状況に見受けられる。

仙台市内では困難かもしれないが、近隣県で業務を実施できる業者の見積もりを取得することによって、現委託先との交渉においては参考になる場合も考えられる。継続して特命随意契約を行う場合は、特に価格競争が働かなくなる恐れがあるため、委託先の選定について可能な限り慎重な対応を行うことが望まれる。

#### 【意見2】業務委託の仕様について

上述のとおり、市は専門的な業務を実施可能な業者が限られていることを理由として、同一の事業者に対して、特命随意契約で業務委託を行っている。

この点、調査結果報告書を閲覧したところ、確かに樹木の状態については、樹木医の専門的診断が必要なものではあったが、それ以外の情報の記載、例えば、樹木の配置図や写真撮影、また、樹木へのテーピング業務等は必ずしも専門性が高いとは言えない面もあり、専門的見地がなくてもしっかりとしたマニュアル等があれば対応可能ではないかと思われた。

報告書全体について、樹木医主導で作成することが前提となっているように見受けられるため、 診断以外の付随業務も含めた業務の大部分について専門家の時間単価を前提に算出されること が多くなり、コスト高の要因となる。仙台市が「杜の都」のイメージを高め、緑を守っていくためには、 今後も同様の委託は続いていく。専門性が高く適当な事業者が見つからないからとあきらめて、特 命で委託を行い提示された金額を支払い続けるのはやや合理性を欠いている。 例えば、業務内容を分割し、専門的な部分だけ樹木医に再委託するような対応はできないか。 委託内容の仕様設計についてさらなる改善の余地があるように思われるため、より一層の検討が行われることを期待する。

### 【意見3】諸経費の内容確認について

当該業務について、受託業者は諸経費として直接事業費の 25%を計上し、市はこれを含めて 委託額の支払いを行っている。

当該諸経費については、結果報告にあたり一行で記載されているだけで、特段の詳細報告は行われていない。また、市も当該費用の使途は受注者の裁量に委ねられているとの考えから、報告は求めていない。

この点、当該事業においては、そもそも、当該一般管理費の割合については仕様書では明記は されておらず、これが計上され請求されている点につき根拠が乏しい面もある。もし、直接事業費 以外の必要な経費として認定するのであれば、仕様書等に明記されるのが望ましい。

また、果たして一般管理費の計上がない場合に委託に支障をきたすようなものであるのか、その 妥当性についてはより一層検討された上で規定することが望まれる。

# 【No.1-3: 保存樹木・保存樹林の指定】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	保存樹木・保存樹林の指定
URL	https://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/kurashi/shizen/midori/hyakun en/hozen.html http://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/kurashi/shizen/midori/mesho/hozen/meboku.html
所管部署	建設局 百年の杜推進課
根拠法令等の名称	杜の都の環境をつくる条例・施行規則

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	地域の美観風致を代表する居久根等の屋敷林や社寺林、永い歴史を生 きてきた由緒ある名木・古木の保全
解決すべき課題	樹木等の所有者や地域の理解と協力
事業の内容	条例に基づき、地域を象徴するランドマークとしての樹木や樹林をふるさと のみどりとして、所有者の協力のもと保存樹木や保存樹林に指定し、あわせて所有者への支援を行う。
事業実施期間	昭和 50 年度~(保存樹木・保存樹林制度開始)

# ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	9,158	8,907	16,676
最終補正予算額	9,447	10,173	10,274
決算実績額	7,734	7,784	8,275

# ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
消耗品費	858	保存樹木育成・管理用の
		肥料、支柱
保険料	2 <b>,</b> 581	保存樹木等に係る賠償責
		任保険
工事請負費	660	保存樹木等の表示板設置
補助及び交付金	2 <b>,</b> 581	保存樹木等保全助成(枯
		損防止、災害応急措置、
		屋敷林管理)
委託料	1,595	保存樹林指定に係る林層
		調査、樹勢診断、樹木保
		存区域測量
その他	_	
合計	8,275	

主な対象経費の算定	(委託費)
方法	見積徴収
経費の支払時期	完了払い

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	なし
達成度合い	_

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見4】	樹木等に係る管理コストについて

#### 【意見4】樹木等に係る管理コストについて

仙台市は、指定もしくは自ら管理している保存樹木等に関連し損害賠償が必要となる場合に備 えて賠償責任保険を締結している。

一方、昨今暴風暴雨が高頻度で発生したことにより、負担が必要となる事案が増加しつつあり、 これに伴い保険料も高額化してきている。

年度	払込保険料	当初年度を基準とした割合
平成 11 年度	139,020 円	1.0 倍
平成 20 年度	338,540 円	2.4 倍
平成 30 年度	1,381,340 円	9.9 倍
令和元年度	2,369,360 円	17.0 倍
令和2年度	2,580,380 円	18.5 倍

自然が相手であるため保険料をコントロールすることは難しいところがあるが、基本的には樹齢の高まりに応じて事故も多くなり、費用も高額化していくものと思われる。保険に入ることである程度の対処はできるものの、保険金の支払実績の増加に伴い翌年の保険料の見積もりも年々増加している状況である。市では保険設計を複数業者に見積もり依頼しているが、辞退が相次いでいる状況にもあり、現行の仕組みのままでは、どこまで負担するのかの天井が見えない。このまま対策を講じない場合は、保険設計も立ち行かなくなり、将来的なコスト負担が相当程度多大となる可能性が小さくない。

制度を始めた平成 11 年度当初と比べ、昨今の気象状況の変化により考慮すべき前提が大きく変わってきている。今後立ち行かなくなってしまう前に、先んじて対応を検討する必要がある。必要な個所に必要な樹木管理費を充て事故が減るように努める等、一時的な管理費が多少高くなったとしても保険料を含めた全体的・将来的な管理コストが削減できるように、再度管理の枠組みについて改めて検討するべきである。

# 【No.1-4: 西公園再整備事業】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	西公園再整備事業	
URL	https://www.city.sendai.jp/koen-kensetsu/	
	kurashi/shizen/midori/koen/sebi/nishikoen.html	
所管部署	建設局百年の杜推進部公園課	
根拠法令等の名称	都市計画法、都市公園法、西公園再整備基本計画	

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	杜と水辺と市民をつなぎ、自然と都市の環境が共生する 「うるおう緑の拠点づくり」
解決すべき課題	・公園再整備と文化財調査との調整 ・保存樹林であるヒマラヤシーダー林と公園整備計画と の調整
事業の内容	・地下鉄東西線大町西公園駅の整備等、周辺の環境が 大きく変化した西公園について、みどりの持つ多様な機 能を最大限活用しながら、園路・多目的広場の整備等 計画的な再整備を行います。
事業実施期間	平成 15 年度~令和 3 年度

# ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	185,100	76,800	138,150
最終補正予算額	98,902	90,060	279,333
決算実績額	38,677	58,435	40,455

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
	, , , , , , , ,	
工事請負費	22,360	プール跡地基盤整備、
		トイレ改築
委託費	18,095	修正設計、文化財調査、
		除草
その他	_	
合計	40,455	

主な対象経費の算定方法	土木工事標準積算基準書(宮城県土木部)等	
	に基づき積算	
経費の支払時期	工事費:前金払い、完了払い	
	委託費:前金払い、完了払い	

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

整備中は該当なし

# ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 5】	予実管理の有効性について

### 【意見5】予実管理の有効性について

当該事業では当初予算額 138 百万円、最終補正予算額 279 百万円に対して、決算実績額が 40 百万円と大幅に予算を下回って推移している。確かに、工事が延長となった場合には工期が年度を跨ることになり、予算が翌期に繰り越されることとなるため、予算を形成する段階で全ての工事の完了時期を見積もることは困難であると考える。

しかしながら、予実管理はプロジェクト管理において有効な指標の一つであり、正確な予算立てが実施された場合には、目標値との差異を確認し、目標達成のための具体的な課題や対策法をより精緻に検討できる。

過年度の予算繰越率を考慮して予算形成する等、より精緻な予算形成を実施し、予実管理の 有効性を高めることが望まれる。

# 【No.1-5: 広瀬川創生プランの推進】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	広瀬川創生プランの推進
URL	https://www.city.sendai.jp/
	https://www.hirosegawa-net.com/
所管部署	建設局 河川課
根拠法令等の名称	広瀬川創生プラン

## ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	広瀬川創生プランは、杜の都・仙台のシンボルであり市
	民の誇りである広瀬川を、後世に引き継いでいくべき市
	民共有の財産として再認識し、市民の主体的な参画を
	得ながら将来にわたって保全していくとともに、安全安心
	の豊かな川づくりを行い、広瀬川の新たな魅力の創出を
	図っていくことを目的としている。
解決すべき課題	・広瀬川の魅力や取組事業(プランの基本理念や基本
	目標に沿った市民や企業及び行政等が行う活動)の内
	容の情報発信をより充実させる必要がある。
	・市民の参加機会につながる新たな取組事業を増やし
	ていくためのサポート体制の充実が必要である。
事業の内容	・自然環境や水環境の保全につながる取り組みを推進
	するとともに、水資源の有効な利活用や広瀬川の水辺
	を楽しめる取り組みを推進する。
	・取組事業に参加する市民や来訪者を増やすために広
	瀬川の魅力に関わる情報を広く発信するとともに、活動
	団体や取組事業への支援を行う。
事業実施期間	第1期:平成17年度(2005年度)から
	平成 26 年度(2014 年度)まで
	第2期:平成27年度(2015年度)から
	令和 6 年度(2024 年度)まで

# ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	3,958	4,229	6,462
最終補正予算額	3,958	4,229	6,462
決算実績額	3,289	2,997	2,279

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託費	1,915	広瀬川 HP 作成運営等業
		務と広瀬川創生プラン中
		間見直し(冊子)作成補助
		業務に対する委託料
講師等謝礼	128	広瀬川創生プラン策定推
		進協議会の委員に対する
		謝礼
印刷製本費	156	散策マップ等の印刷製本
その他	80	
合計	2,279	

主な対象経費の算定	(委託費)
方法	見積徴収
経費の支払時期	完了払い

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	広瀬川創生プランの重点事業(市主催または共
	催)の参加者アンケート(回答者)満足度 80%以上
達成度合い	令和2年度の重点事業
	・広瀬川自然体験学習の満足度 100%
	・広瀬川スマホ写真教室の満足度 100%

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見6】	委託額の管理について
【意見7】	少額随意契約について

### 【意見6】委託額の管理について

市は「広瀬川ホームページ」の作成運営等業務の委託をしていたが、新型コロナウイルス感染症の拡大により予定していたイベントが中止となり、イベント情報の更新、記事作成等の作業量が減少したため、年度末付近である令和3年3月に契約変更を行っている。この点、当該契約変更は、委託内容の変更だけで契約金額には変更がないものであった。これは、作業減少分に対して、情報発信や検索しやすいレイアウトへの変更等、代わりの作業追加を行っているため契約額の変更がないものであると説明を受けている。

この点、市では、受託者から大きな作業単位の一式の見積もりをもらい直すだけであり、具体的・ 詳細な作業工数等は把握していない。

そのため、どの程度作業量が減少し、代わりに追加作業がどの程度発生したかの状況は不明であった。

果たして今回の業者の見積もりが妥当なものであったか否か、少なくとも市の職員は最小の費用で最大の効果をあげるように委託することが求められるため、契約変更の際にも、その妥当性については安易に受け入れずに常にゼロベースで検討する必要がある。

また、当該契約変更は、具体的な工数の資料もないことから、「予算委託額を変更しない前提で優先度の低い作業を追加した」ように見えなくもない状況であった。もちろんそのような意図はないとは思われるが、そうであるならば、後々市民に対して公正に説明できるように、適切な資料を徴収し保存しておくべきである。

#### 【意見7】少額随意契約について

当該事業において、随意契約を1者特命で締結している。この「随意契約」とは、競争の方法によらないで、普通地方公共団体が任意に特定の相手方を選択して締結する契約方法である。(出典:第一法規株式会社「地方公共団体 契約実務ハンドブック」)

契約内容	契約額(円)	予定価格(円)	少額随意基準額に対 する割合
HP掲載コンテンツに係る業務	99,330	99,330	99.3%
①(川遊び)			
HP掲載コンテンツに係る業務	99,550	99,550	99.5%
②(写真教室)			

随意契約は、地方自治法に該当する場合その他法律上特に認められた場合でない限り、行うことはできないものとされている。(地方自治法施行令第167条の2)

仙台市では随意契約の締結について適正な運用を図るために、「随意契約ガイドライン」を定め 統一的な指針を示している。そのなかで、随意契約を行うことができる事由として、「少額の契約を するとき」として一定の予定価格の基準を定めている。加えて、「これ(少額の契約)に該当する場 合でも 10 万円以上であれば、当然に特命が許容されるわけではなく、見積もり合わせを原則とす ること」と定められている。この規定は裏を返すと"10 万円未満であれば特命で1者を選定し、見積 もり合わせを行わずにそのまま契約することができる"と解釈することができ、慣行として随意契約が 行われている。

当該契約も上記の規定に基づき行われており、市が定めたルールの範囲内ではあるが、あまりにも基準額に近似する契約が行われていると、10 万円という基準額が独り歩きしてしまっている印象である。もしかしたら基準額より幾分安く契約できるかもしれないが、基準額以内であるからと追加の検討が不足してしまっている可能性がある。

取引の内容から偶然に近似の金額になることも当然あるとは思われるが、市の職員の意識としても、"10 万円以下だからいいか"といったようなことがもしあれば、費用の最小化に対する牽制が弱くなってしまう懸念がある。

一つ一つの契約は金額的には少額であっても、市全体で何年も何年も積み重なると多額の金額となってしまうため、場合によっては相見積もりの原則に戻るべきである。例えば、契約額が基準額に近似する場合は、一定割合は別途相見積もりを取得する等の追加の検討を行うことが望まれる。

# 【No.1-6: 勾当台公園グリーンハウス勾当台前活性化事業】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	勾当台公園グリーンハウス勾当台前活性化事業	
URL	https://www.city.sendai.jp/tohokurenke-	
	kikaku/tohokumiryoku.html	
所管部署	文化観光局 東北連携推進室	
根拠法令等の名称	都市公園法等	

## ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	・東北の「食」をはじめとした多様な魅力の発信	
	・東北の交流人口の拡大や活性化への貢献	
	・公園の賑わい創出	
	・公園を含む地域全体の賑わいと魅力の向上	
解決すべき課題	・東北の多様な魅力のさらなる発信	
	・勾当台公園市民広場のさらなる賑わい創出	
事業の内容	民間事業者による、東北の食材を活用するカフェ・レスト	
	ラン「Route 227s'Cafe」の設置・運営を通した	
	・グリーンハウス勾当台の改修及びオープンテラスの設	
	置	
	・ウェブサイトにおける店舗等の情報発信	
	・その他東北魅力発信に資する事業の実施	
事業実施期間	・平成 28 年度:調査事業	
	・平成 29 年度~30 年度:実証実験の実施	
	・令和元年度~令和6年度:カフェ・レストランを活用した	
	情報発信事業の実施	

### ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	34,751	22,600	3,500
最終補正予算額	_	_	-
決算実績額	32,958	19,815	3,450

<sup>※</sup>平成 28~30 年度は地方創生推進交付金(事業費の5割補助)を活用

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託料	3,450	プロモーションを行う自治
		体の誘致に係る企画調整
		費、イベント運営費等
合計	3,450	

主な対象経費の算定方法	(委託費)
	見積徴取
経費の支払時期	精算払い

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	東北の連携自治体数	
達成度合い	実施計画において、東北の連携自治体数を令和	
	5年度末において110自治体とする目標を設定し	
	ている。なお、令和 2 年度末において 81 自治体	
	と連携済み。	

### ⑥監査の結果

No.	表題
【指摘3】	業務委託仕様書について

### 【指摘3】業務委託仕様書について

当該事業は、勾当台公園グリーンハウス勾当台前活性化事業として、民間事業者による、東北の食材を活用するカフェ・レストラン「Route 227s 'Cafe」の設置・運営を通した東北や公園の魅力の発信を図るものである。

当該事業の中で、Route 227s 'Cafe でのイベント実施における業務委託仕様書について、本来 2021 年と記載するべきところ、2020 年と記載されるという誤りがあった。

市担当者に確認したところ、2020年という記載は誤りである、との回答であった。

単純な年度更新の誤りかもしれないが、業務委託仕様書の日付が誤りである場合、事業の実施 期間を把握することや、年次での実施事項を正しく管理することができない可能性がある。また、全 体的な書類の信頼性にも疑義が生じうる。

市は、書類事務を適切に行うため、書類が適切に作成されていることを漏れなく確認する必要がある。

# 【No.1-7: 緑の保全】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	緑の保全
URL	https://www.city.sendai.jp/ryokuchihozen/kurashi/shizen/midori/hyakun en/hozen.html https://www.city.sendai.jp/hyakunen- chose/kurashi/shizen/midori/shinse/jore/index.html
所管部署	建設局 百年の杜推進課
根拠法令等の名称	都市緑地法、杜の都の環境をつくる条例・施行規則

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	保存緑地、保存樹木等の保全。保存緑地、保存樹木等の所有者への支援。
解決すべき課題	緑地及び樹木等の所有者や地域の理解と協力
事業の内容	法令に基づき、市街地を取り囲む貴重な緑地や、地域を象徴するランドマークとしての樹木や樹林を、所有者の協力のもと保全を図るとともに、所有者への支援を行う。また、市有地となっている緑地については適正な林地管理を行う。
事業実施期間	昭和50年度~(保存緑地、保存樹木・保存樹林制度開始)

## ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	75,784	75,026	82,852
最終補正予算額	75,784	75,026	77,652
決算実績額	71,041	69,287	75,439

# ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

		(十四:111)
	令和2年度	主な内容
委託料	11,559	保存緑地林地管理、特別
		緑地保全地区指定に係る
		都市計画決定用図書作
		成、保存樹林指定に係る
		林層調査・樹勢診断・樹木
		保存区域測量
保険料	2,581	保存樹木等に係る賠償責
		任保険
補助及び交付金	59,574	保存緑地保全協力援助
		金、保存緑地指定交付
		金、
		保存樹木等保全助成(枯
		損防止、災害応急措置、
		屋敷林管理)
その他	1,725	保存樹木育成・管理用の
		肥料・支柱、保存緑地フェ
		ンス等修繕、保存樹木等
		の表示板設置
合計	75,439	

主な対象経費の算定	(補助及び交付金)
方法	•保存緑地保全協力援助金、保存緑地指定交付金
	→要綱に規定された金額
	•保存樹木等保全助成
	→申請書の見積額及び要綱に規定された金額
経費の支払時期	•保存緑地保全協力援助金、保存緑地指定交付金
	→年2回払(9月、3月)
	•保存樹木等保全助成
	→完了払い

### ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	なし
達成度合い	

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見8】	実績報告内容の確認について
【意見9】	保存樹木等保全事業完了報告書について
【意見 10】	実績報告の内容について
【意見 11】	作業実施状況の主体的な確認について

## 【意見8】実績報告内容の確認について

保存緑地の管理業務について、受託者を公募し委託している。

当該契約については、業務を安全確実に履行させる観点から、特記仕様を設け、安全管理対策を義務付けている。

今回受託業者においては、安全管理対策として、従業員に対して月に半日以上の研修を実施している。当該業者は実施した実績を報告するため、研修参加者の署名や実施状況が確認できる写真を市に提出している。

しかしながら、これらの関連書類を閲覧した結果、以下の事項が検出され、その実施に疑義が 生じるものであった。

- ・報告されている写真が、複数月(8月及び10月)で全く同じものであった。
- ・参加者名簿は、参加した人が直筆で署名しているが、その内容が過去月のコピーであった。(9月・10月)
  - ・写真や名簿の報告がない月が散見される。(1月・2月・3月)

これらの研修は、間接的ではあるが、業務履行を下支えする大切な事項である。また、大切であるからこそ市が仕様に盛り込んでいる事項である。もし曖昧に行われているのであれば看過してはならない。

そのため実績報告の内容について確認を行い、もし内容に不備がある場合は改善を求めるべき である。大きな事故を未然に防ぐためにも、市による適切な受託者管理が望まれる。

#### 【意見9】保存樹木等保全事業完了報告書について

当該事業の中で、助成金の交付要件として、保存樹木保全事業を実施した証跡である保存樹木 等保全事業完了報告書の提出が要綱にて定められている。保存樹木等保全事業完了報告書は 令和2年度の全ての交付案件で提出されているものの、記載が必要な個所の選択漏れが1件あった。(事業の種類の選択)

この点、市担当者に確認したところ、申請書や施工写真等も受領しており、事業の種類はその他提出書類で確認出来ることから、完了報告書の修正は依頼していない、との回答を得た。

しかしながら、事業の種類によって助成金の金額が異なることからも、事業の種類は重要・必要な情報であり、選択がなされていない場合は客観的な確認を即座にすることができない。

市は、申請書から完了報告書という一連の書類から保全事業が適切に実施されたことを確認する責任があるため、必要な情報が網羅的に記載された書類にて確認を行うべきである。市としては、市民が記載した報告書を受領する形ではあるものの、もし不備のある報告書を受領した場合は、その是正を求めることが望まれる。

### 【意見10】実績報告の内容について

市は、太白山における自己所有地等を市民のために整備、開放する活動を行っている団体に助成を行っている。当該助成金の額は、事業に要する経費に相当する金額としており、その額が 200 万を超える場合にあっては 200 万円に上限を設けている。

当該協力団体は、計画書・予算書等を提出し助成金の交付申請を行うとともに、草刈り、巡視・ 清掃作業、補修作業等の事業を実施している。また、事業実施後に実績報告を行ったうえ、助成 金が確定・交付される仕組みとなっている。

当該事業に関連する文書を閲覧した結果、実績報告自体は行われており、この点は妥当であった。しかしながら、報告された内容については、事業ごとの総額での報告はあったものの、これらの内訳情報である単価や人数等の詳細報告が必ずしも行われていない状況であり、不十分に感じた。この場合、例えば、もし助成上限額に到達する意図で、予算消化のために調整が行われていたとしても、市は詳細を確認することはできない。当該事業はあくまで活動の結果かかった経費に対して助成を行うものであり、200万円という上限ありきで調整して活動していると疑念を抱かれないように、公正な報告が行われるべきである。

市では、実績報告についてはさらに詳細な報告を求め、必要に応じてより適切な指導を行うよう に努めるべきである。

### 【意見11】作業実施状況の主体的な確認について

上記団体経費への助成について、要綱では以下の記載がある。

市長は、<u>実績報告を受けた場合において、</u>事業完了報告書等の書類の審査及び<u>必要に応じて行う現地調査等により</u>、その報告にかかる事業の結果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成の額を確定し、助成金交付確定通知書により通知するものとする。

この点、実績の審査・調査状況について質問したところ、事業年度の途中において、適宜助成団体の活動への立ち合いや、総会・会議への出席を行ったことはあるものの、実績報告時点においては、報告書による書類審査が行われたのみであり、現地調査をしたことはないとのことであった。現在において制度開始から20年超経過していることから、団体の管理が形骸化し、報告と実態が乖離している可能性もないとはいえない。交付の要件が継続して満たされていることを確認するために、書類審査のみならず、実地調査も含めて主体的に支出の妥当性や資金管理状況等を確認するべきである。

# 【No.1-8: 保存緑地等買取】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	保存緑地等買取
URL	-
所管部署	建設局 百年の杜推進課
根拠法令等の名称	都市緑地法、杜の都の環境をつくる条例・施行規則

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	保存緑地、特別緑地保全地区の保全。
解決すべき課題	緑地所有者の理解と協力
事業の内容	所有者の協力のもと保全を図ってきた市街地を取り囲む貴重な緑地について、緑地の喪失を防ぐため、条例に基づき買取を行う。
事業実施期間	昭和 50 年度~(保存緑地制度開始)

## ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	92,202	101,282	131,958
最終補正予算額	81,602	84,221	131,958
決算実績額	81,534	75,455	119,067

# ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
消耗品費	50	印紙代
一般役務費	2,074	不動産鑑定料、不動産登
		記料
土地購入費	116,943	保存緑地買取及び特別緑
		地保全地区有償移管
その他	-	
合計	119,067	

主な対象経費の算定	(土地購入費)
方法	不動産鑑定による土地単価算出
経費の支払時期	所有権移転登記完了による土地引渡し後

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	なし
達成度合い	_

# ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 12】	緑地の買取にかかる追加的な経費の発生について
【意見 13】	購入価格の算定について
【意見 14】	不動産鑑定評価書検収チェックリストの運用について
【意見 15】	プロジェクト推進に係る費用の管理について

#### 【意見12】緑地の買取にかかる追加的な経費の発生について

市は、管理困難等の事情を有する所有者からの申し出により、保存緑地の買取りを行っている。 保存緑地は、所有者の協力により管理されているものの、事情により管理が困難となった所有者に 代わり、市が自ら所有し適切な管理を行うことが必要となる場合もあるためである。

令和 2 年度の購入事例を閲覧した結果、予算の制約により、対象地を数年間にわたって分割して買取りを行っている事例があった。

予算の裏付けがないと買取を行うことができないのは理解できるが、このことにより一度に購入する場合に比べ追加的な費用、例えば分筆料金や登記代等が購入の都度発生してしまっている。

緑の保全を進めるために買取を進めることは意義のあることであるが、対象地を分割する方法は、 合理性が乏しいと言わざるを得ない。現在の方法を続けることは、本来避けられるはずの追加的な 費用が発生してしまうことから好ましくはない。

買取が必要となりうる現管理者の意向や状況を可能な限り把握し情報を集約する等、なるべく効率的に長期的視野での保全が持続できるように方策を検討することが望まれる。

#### 【意見13】購入価格の算定について

上記の土地の購入にあたり、そもそも分筆すること自体に非合理な面もあるが、これに加えて市 は、毎回安くはない不動産鑑定評価を行っている。

市の説明としては、鑑定評価の有効期間については国に準じており、取引の公平性を保つため に必要なものであるとのことであった。確かに取引の公平性を保つために厳密な価格決定を行うこ とが望ましいということは否定するものではないが、もともと一筆の土地を分割して購入する場合に までその都度鑑定評価を行う運用は、取り扱いがやや形式的すぎる印象を持った。

分割購入や近隣の類似取引事例がある場合等、周りの地価に大きな変動がないならば過去の鑑定評価結果を利用・調整して採用すること等、もう少し関係者の利害を妥当に調整できるような弾力的な運用ができないものだろうか。

各種関係者の利害を調整することは困難な事情も窺えたものの、全体的なコスト管理の観点と 取引価格の客観性担保のバランスを踏まえながら、このような事例が生じた場合の運用について 再度検討することが望まれる。

#### 【意見14】不動産鑑定評価書検収チェックリストの運用について

市は、委託した不動産鑑定評価が妥当に行われているか確認するために、チェックリストを用いて必要な水準での業務が実施されたか確認している。

令和2年度に実施された不動産鑑定評価にかかるチェックリストを閲覧した結果、空欄が残存しており、必要な確認がなされたのか不明な事例が検出された。市の説明によると、チェックリストの項目は確認済みであり、鑑定評価額や業務委託料の算定は適切に行われたが、チェックリストへの記載のみが漏れたものであるとのことであった。

チェックリストは、特に留意する必要性が高い事項を漏らさないように実施されるものであるため、 網羅的に実施されないと実効性は低い。そのため、漏れがあると必要な確認が行われたのか外部 からは分かりにくいため漏れがないように確実に運用すべきである。

また、担当者以外の第三者によりチェックリストの実施確認も行われることが望ましい。

### 【意見15】プロジェクト推進に係る費用の管理について

市は、仙台市百年の杜プロジェクトを進めていく一環で、「仙台市みどりの基本計画」を策定しこれに沿って事業を遂行している。

しかしながら当該計画は、理念や方針が示されているが、これを実施するための具体的な金額的な検討とは紐づけられていない。当該計画を達成するために、毎期財政課と予算折衝を行った上で進めているが、現状では、客観的な数字を用いた想定として、全体的・具体的な資料は作成されていない。

#### 例えば、

- 条例で買取が求められる保存緑地はあとどれくらいあるのか。
- ・事業を実施するための総予算の見積もり金額。
- ・買取を行うことにより今後発生する経費(管理費、保険等)の見込み。
- ・また、買取を行うことで逸失する収入(固定資産税)等の見込み。等

今後事業を効率的に遂行するために、ある程度は予算的なシミュレーションも行うのが望ましい。 持続的な管理を行うため、場当たり的な対応ではなく、戦略的・総合的に検討し対応する等、も う一歩踏み込んだ対応が期待される。

# 【No.1-9: 全国都市緑化フェア開催誘致】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	全国都市緑化フェア開催誘致
URL	https://www.city.sendai.jp/hyakunen-
	chose/ryokkafair/ryokkafair.html
所管部署	建設局 全国都市緑化フェア推進室
根拠法令等の名称	全国都市緑化フェア開催要綱

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	都市緑化の意識の高揚と知識の普及、緑豊かな潤いの
	ある都市づくり
解決すべき課題	特になし
事業の内容	全国都市緑化仙台フェアの開催準備(基本構想、基本
	計画、各種実施計画の策定、会場設計等)、
	観客誘致・広報宣伝、開催期間中における会場運営
	ほか
事業実施期間	令和2年度~令和5年度

## ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	-	600	11,740
最終補正予算額	1	600	11,740
決算実績額	_	594	11,414

# ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
報償費	476	基本構想懇談会 委員謝
		礼等(支払い対象 11 名×
		4回)
旅費	340	ひろしまフェア視察(3名)
委託料	10,423	・全国都市緑化仙台フェア
		基本構想検討資料作成業
		務委託
		・全国都市緑化仙台フェア
		基本計画検討資料作成業
		務委託
その他	175	基本構想懇談会 会場使
		用料 等
合計	11,414	

主な対象経費の算定	(委託費)
方法	見積徴収
経費の支払時期	完了払い

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	全国都市緑化仙台フェアの入場者数
達成度合い	達成度合いについては、令和5年に開催される全
	国都市緑化仙台フェア終了後に判明する見込
	み。

# ⑥監査の結果

特段の指摘事項は検出されなかった。

# 【No.1-10~1-12: 定禅寺通活性化推進】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	定禅寺通活性化推進事業
URL	http://www.city.sendai.jp/
所管部署	まちづくり政策局 定禅寺通活性化室
根拠法令等の名称	-

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	定禅寺通エリアにおいて、道路空間の再構成やエリアマ
	ネジメントの導入等により、仙台駅周辺とは違った形の
	賑わいを創出し、都心部全体の人の回遊性を高める。
解決すべき課題	・にぎわいや人の流れの仙台駅周辺への集中及び定禅
	寺通を含むエリアの歩行者通行量の減少
	・市役所本庁舎建て替え等重要なプロジェクトとの一体
	性の確保
事業の内容	・本エリアの魅力を創出し、まちなか全体の回遊性を高
	めるため、官民連携による定禅寺通エリアの活性化に
	取り組む。
	・仙台市と定禅寺通活性化検討会(地元関係者を中心
	に構成)が共催する大規模社会実験において、市は
	将来的な道路空間再構成を見据えた車線規制や、交
	通量調査及びシミュレーション、利活用効果に係る調
	査等を実施し、定禅寺通活性化検討会は歩行者空
	間等の利活用や情報発信・集客コンテンツを企画・実
	施。定禅寺通活性化検討会として、その成果や検証
	結果・課題も反映させた「まちづくり基本構想」を取り
	まとめる。
	・定禅寺通活性化検討会による「まちづくり基本構想」を
	踏まえ仙台市の方針を取りまとめ、事業化を目指す。
	定禅寺通活性化検討会は、「まちづくり基本構想」を
	もとに主体的な空間利活用事業等を開始するととも
	に、エリアマネジメント体制の構築・発展に向けた議論
	も継続する。
N-	

事業実施期間	平成29年度~令和3年度(大規模社会実験・検討会ま
	ちづくり基本構想策定)
	令和4年度~(基本構想に基づく事業展開)

# ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	52,988	60,287	173,924
		(うち明繰	
		20,110)	
最終補正予算額	43,041	60,287	32,172
		(うち明繰	(コロナ禍により社会
		20,110)	実験が R3 度に延期
			のため関連委託費
			を補正)
決算実績額	17,785	52,425	25,322
		(うち明繰	
		19,747)	

(注:千円未満切り捨て)

# ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

	令和2年度	主な内容
役務費	270	定禅寺通活性化検討会広
		報物等郵送料
委託料	24,452	定禅寺通活性化検討会コ
		ーディネート業務委託
使用料及び賃借料	324	定禅寺通活性化検討会会
		場使用料
その他	276	
合計	25,322	

主な対象経費の算定方法	見積徴収
経費の支払時期	一般支払

### ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	定禅寺通における歩行者・自転車運転者通行量	
達成度合い	基準値以上	
	基準値 12:00-13:00 725人	
	17:00-18:00 852 人	
	(令和元年度)	

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 16】	労務単価の使用について

#### 【意見16】労務単価の使用について

令和2年度のテーマ型WG運営業務委託の予定価格算定資料を閲覧したところ、予定価格の 算定に使用された直接人件費の単価として「設計労務単価表」(平成31年度 仙台市)記載の労 務単価が用いられていた。令和2年度の業務委託に関して、平成31年度の労務単価で予定価格 を算出したことの妥当性について市担当者に質問したところ、以下の回答であった。

- ① 前提として、本業務は、仙台市の労務単価を用いて積算しなければならないものではない。
- ② 本業務は、平成31年度に実施が予定されていたものである。令和2年度に改めて見積資料を受理したところ、見積額算出には平成31年度の(宮城県)労務単価が用いられていたが、以下の理由により、令和2年度の単価を用いるように指摘する必要はないと判断した。
  - ・仙台市の労務単価を用いて積算しなければならない業務ではない。 (業者がどの単価を用いて見積もるか定められていない)
  - ・平成31年度の労務単価は令和2年度の単価に比べて安価である。

しかしながら、「公共工事設計労務単価(農林水産省及び国土交通省)」は農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事等に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に 決定したものであり、当「公共工事設計労務単価」の使用にあたっては農林水産省及び国土交通 省の考え方を踏まえることが望まれる。

この点、農林水産省及び国土交通省は、令和2年3月から適用する公共工事設計労務単価表を公表しており、そこでは以下のように記載されている。

公共工事設計労務単価(以下「労務単価」という。)は、農林水産省及び国土交通省が所管する公共工事等に従事した建設労働者の賃金等の実態を調査した結果を基に決定したものである。なお、労務単価の決定にあたり、社会保険に未加入の者が適正に加入できるよう、引き続き、法定福利費相当額を適切に反映している。加えて、今年度より労働基準法の改正による有給休暇の取得義務化をふまえ、義務化分の有給休暇取得に要する費用を反映している。

この農林水産省及び国土交通省の労務単価の設定にあたっての考え方を参考にすれば、たと え平成31年度に予定されていた業務が内容の変更なく令和2年度に延期されたとしても、労働者 保護の観点から令和2年度の設計業務委託用設計単価を用いて予定価格を算定し、また、事業 者にもこの点について指導を行い、そのうえで予定価格の範囲内で契約を行うことが望まれる。

# (2)学都仙台

# 【No.2-1: 学都仙台コンソーシアム運営等補助】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	学都仙台コンソーシアム運営等補助	
URL	学都仙台コンソーシアム HP	
	http://www.gakuto-sendai.jp/	
所管部署	仙台市まちづくり政策局政策企画部プロジェクト推進	
	課	
根拠法令等の名称	学都仙台コンソーシアム運営費等補助金交付要綱	
	(以下「要綱」という)	

#### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	大学、短期大学、高等専門学校等の高等教育機関が持
	つ知的資源の集積を生かしたまちづくりを推進するた
	め、高等教育機関と市民、企業、行政等との連携強化を
	図ること。
解決すべき課題	高等教育機関の持つ知的資源の活用にかかる高等教
	育機関、企業、市民、行政等の連携・取り組みの充実
事業の内容	連携強化を図るために設立されている共同事業体(以
	下「学都仙台コンソーシアム」という。)の運営及び事業
	に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を
	交付するもの。
事業実施期間	平成 18 年度~

# ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	3,229	3,229	3,229
最終補正予算額	_	_	_
決算実績額	3,171	3,229	2,093

# ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

		令和2年度	主な内容
事務局運営	人件費	1,448	事務局嘱託職員人件費 3
費			名分
	事務機器等	340	事務室賃借料(市民活動
	賃借料		サポートセンター)
	事務機器維	280	PC・プリンタリース、HP サ
	持管理費用		ーバ維持費等
	消耗品費	25	
その他		l	
合計		2,093	

主な対象経費の算定	要綱第4条に定める学都仙台コンソーシアムの運営
方法	及び事業に要する経費のうち、市長が認めたものを
	補助している。補助対象経費として、下記の補助対
	象外の経費を除くものを算定している。
	①振込手数料
	②定期総会の会場費
	③交流フォーラム参加費、旅費等
	④広報サポートスタッフ任命式会場費
	⑤仙台学長会議への補助金
	⑥市外で開催されるサテライトキャンパスに要する経
	費等
経費の支払時期	9月~10月

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	学都仙台コンソーシアムサテライトキャンパス公開
	講座及び復興大学公開講座の受講者数
達成度合い	<目標値>
	令和2年度:2,100人
	<実績値>
	令和2年度:1,172人
	<実績>
	令和元年度:3,560 人
	平成 30 年度:3,260 人

# ⑥監査の結果

特段の指摘事項は検出されなかった。

# 【No.2-2: 環境出前講座ネットワーク】

#### ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	環境出前講座ネットワーク	
URL	https://www.city.sendai.jp/kankyokehatsu/kurashi/man	
	abu/kankyo/demaekouzanetwork.html	
所管部署	環境局 環境共生課	
根拠法令等の名称	環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法	
	律、仙台市環境基本条例、杜の都環境プラン	

#### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	学校や地域団体における環境教育・学習の推進
解決すべき課題	様々な環境問題、環境配慮行動に関する知識の普及
事業の内容	環境に関する講座の情報を市民が容易に入手でき、講座を活用しやすい仕組みを作ることで環境に関して学ぶ機会を増やすことを目的とし、大学講師や環境関連団体による出前講座の紹介、また学校や地域での受講の支援を行う
事業実施期間	令和3年度中 (毎年度継続して実施している)

# ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	1,533	1,447	1,453
最終補正予算額	1,533	1,447	1,453
決算実績額	995	1,397	800

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
報貨費	593	講師等謝礼
需 用 費	207	パンフレット作成
その他	-	
合計	800	

主な対象経費の算定	(報償費)講師謝礼基準
方法	(需用費)過去実績
経費の支払時期	完了払い

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	日常生活における市民の環境配慮行動(25 項目)に
	ついて、すべての項目における実践割合を平成 30
	年度(基準値)よりも向上させる。
	参考:平成30年度の実践割合
	25 項目合計 1,482%/2,500%
達成度合い	令和 2 年度までを計画期間とする前「杜の都環境プ
	ラン」において、日常生活における環境配慮行動(19
	項目)の実践割合の向上を定量目標に掲げており、
	以下のとおり目標を達成している。
	基準値:平成 20 年度 632.3%
	実 績:平成 30 年度 638.0%
	(19 項目合計 1,900%中の値)
	令和3年度を始期とする新たな「杜の都環境プラン」
	においては、環境配慮行動を 25 項目に増やす等の
	見直しを行っている。

# ⑥監査の結果

特段の指摘事項は検出されなかった。

# 【No.2-3~6: 大学連携地域づくり】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	大学連携地域づくり事業
URL	-
所管部署	泉区まちづくり推進課(地域力推進担当)
根拠法令等の名称	仙台市泉区における大学と地域との連携協力に関する協定書

#### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	大学が地域と連携して取り組む地域づくり活動を支援する。
解決すべき課題	若者による地域づくり活動への積極的な参画
 事業の内容	・いずみ絆プロジェクト支援事業
事未り四谷	・(・) が肝ノロンエクト又仮争未
	・学生交流企画事業
	・泉 6 大学まちづくりフェスティバル
	・大学・地域連携による課題解決事業助成
事業実施期間	平成 23 年度~

# ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	1,777	1,570	2,491
最終補正予算額	1,777	1,570	2,491
決算実績額	1,112	1,385	2,120

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託料	1,062	動画作成、交流企画
補助及び交付金	1,004	
印刷製本費	54	ポスター作成
その他	_	
合計	2,120	

主な対象経費の算定	見積徴収
方法	
経費の支払時期	精算払い(委託)、概算払い(補助)

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	①いずみ絆プロジェクト支援事業の助成件数		
	②学生交流企画事業の開催件数		
	③泉6大学まちづくりフェスティバルの開催		
	④大学・地域連携による課題解決事業助成の件数		
達成度合い	①9 件		
	②2 件		
	③開催した		
	④1件		
	以上の通り、目標を達成。		

# ⑥監査の結果

No.	表題
【指摘 4】	助成金の支出対象事業について
【意見 17】	助成対象団体と連携する団体について
【意見 18】	対象団体の募集について

#### 【指摘4】助成金の支出対象事業について

仙台市は市民と行政との協働による地域特性に応じたきめ細かな地域づくりを推進するために「区民協働まちづくり事業に関する要綱」(以下、「要綱」という。)を定め、泉区は要綱に基づき「仙台市泉区大学・地域連携による課題解決助成事業実施要領」(以下、「要領」という。)を定め、地域団体が大学の知見を活かす等大学と連携した地域づくりを推進するために行う事業で、次のいずれかに該当する事業を助成対象事業とし(要領第3条)、当該事業の実施に要する経費を助成対象経費としている(要領第7条)。

- (1) 地域課題の解決を図るもの
- (2)地域の特色を活かし、その魅力を高めるもの
- (3) その他市長が適当と認めたもの

この点、泉区は、要領に基づき令和 2 年度に区内のまちづくり団体が行う活動を助成対象事業として選定し、151,500 円の助成を行っている。

当団体が泉区に提出した「仙台市泉区大学連携地域づくり助成金交付申請書」(以下、「申請書」という。)および「仙台市泉区大学・地域連携による課題解決助成事業実施報告書」(以下、「報告書」という。)を閲覧したところ、当団体のまちづくり活動として以下の事業を行っている。

#### 事業内容

① 高齢者の健康づくり	② 社会活動参加	③ 子育て支援
④ 町内会活動	⑤ 広報活動	⑥ その他

申請書および報告書によれば、上記事業の内、大学と連携して実施している事業は④町内会活動「のみであることから、助成対象経費は当町内会活動に係る経費のみとすべきであるが、報告書記載の経費実績額は上記①から⑥の事業毎に区別されておらず、助成対象事業となる④町内会活動に係る経費の実績額を区分して把握することが出来ない状況にある。

このように助成対象経費を区分して把握できていない状況の中、泉区は当団体のまちづくり活動全体に係る経費 167,990 円の内、151,500 円を助成しており、結果として助成対象とならない事業に対しても経費を助成している状況になっていると考えられる。例えば、助成額の中には①高齢者の健康づくりに関する講師謝礼等明らかに助成対象とならない経費も含まれている。

要領の趣旨は、大学が有する知見を利用して地域課題の解決を図ることにあることから、泉区は 要領の趣旨に沿って助成対象となる事業を明確にしたうえで、助成対象とならない事業に係る経 費について要領 19 条および 20 条に基づき返還を求めることも含め適切な対応を進めるとともに、 今後は、助成対象となる事業および経費の範囲を慎重に検討し、適正な助成金の交付に努める

<sup>1</sup> 当団体の属する地区の「空き家」問題について意見交換する活動。

必要がある。

#### 【意見17】助成対象団体と連携する団体について

上述のように、泉区は地域課題の解決のために、地域団体が大学の知見を活かす等大学と連携した地域づくりを推進するために行う事業で一定の要件を満たす事業に対して、助成金を交付している。しかしながら、地域課題を解決するためには協働する団体を大学に限定する必要性は低いと考えられる。より実効的に目的を達成するためには協働する団体の範囲を広げ、解決すべき分野で高度な知見を有する団体であれば積極的に協働を図っていくべきと考える。

#### 【意見18】対象団体の募集について

泉区担当者に令和 2 年度の当助成制度への応募状況を確認したところ、当団体からのみ応募があったとのことであった。この点、応募団体の募集方法について追加確認したところ、泉区は助成対象団体の募集にあたって、仙台市のホームページ上で募集するとともに、職員が日頃の地域とのやり取りの中で地域課題を有する団体について把握に努め、状況により様々な助成制度を紹介する等しながら、支援を必要とする団体に応募を促しているとのことであった。

しかしながら、仙台市のホームページの該当箇所へのアクセスは、そこに資料があることを知る 区民でないと容易にできないものと思われる。また、職員が各団体に直接コンタクトする方法には、 人的リソースの制約から一定の限界があり、結果として泉区からのコンタクトを受けることが出来ない団体が存在する可能性が否定できない。

地域の課題を解決するという当助成制度の目的を考えると、できるだけ幅広く制度の周知を行い、多くの団体から応募を受けられるように、広報誌を活用する等して幅広く募集を行う必要があると考えられる。実効的な募集方法について改めて検討することが望まれる。

# (3)楽都仙台・劇都仙台

# 【No.3-1: 仙台国際音楽コンクール開催準備】

#### ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	仙台国際音楽コンクール
URL	https://simc.jp/
所管部署	文化観光局文化スポーツ部文化振興課
根拠法令等の名称	-

#### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	世界の音楽文化の振興や国際音楽文化交流の推進に	
	寄与することを目的としている。	
解決すべき課題	仙台の魅力向上、音楽文化の担い手の育成	
事業の内容	本市の開府四百年を記念して創設した仙台国際音楽コ	
	ンクールは、平成 13 年度に第1回を開催し、以後、3 年	
	ごとに開催している。ヴァイオリンとピアノの 2 部門からな	
	り、協奏曲を課題曲の中心とした特色あるコンクールで	
	ある。	
事業実施期間	平成 11 年度~	

#### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	60,536	268,370	41,672
最終補正予算額	60,536	268,370	32,554
決算実績額	43,831	239,674	17,256

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
旅費	57	運営委員会出席
負担金	17,199	仙台国際音楽コンクール
		運営負担金
合計	17,256	

主な対象経費の算定	(負担金)
方法	主催団体より収支予算書を徴収
経費の支払時期	概算払い(4月、10月)

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	シティセールス、市民への還元についてのアンケ
	ート等による評価
達成度合い	令和4年度開催の第8回コンクールに向けて、
	アンケート等によるデータ収集を開始した。開催
	年に収集するデータが多いため、開催後に達成
	度合いを評価する予定である。

# ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 19】	支出の効果測定について
【意見 20】	委託手続の明確化について
【意見 21】	適正な支出について

#### 【意見19】支出の効果測定について

仙台市は平成7年から過去7回にわたりコンクールを開催してきた。このような音楽イベントは、直接的に市民生活に直結するような支出ではなく、文化振興面での支出であることから概念が広いこともあり、これまでは明確な成果指標の設定は行われてこなかった。成果の把握という点では、コンクール参加者や会場来場者を対象としたアンケートを行い、参加者の感想やニーズを把握する形をとってきた。

アンケートは実施しないよりは行うのが良いが、回答するかしないかは回答者の任意に委ねられており確実性は低い。また、アンケートの様式次第で回答内容が左右される可能性もあるため、これのみで成果の把握とするにはもの足りない。

また実施頻度も、主としてコンクール開催に合わせて3年に一度の頻度であり、高いとは言えない。

市は、コンクールの開催者として多額の負担を行っていることから、負担金の費用対効果を適切 に把握できる指標を設定し、分析することが必要である。またその結果を市民に説明する責任もあ る。

なお、令和4年度に実施予定の第8回コンクールに向け、現在成果指標の在り方を検討している状況とのことではあったが、具体的客観的な指標を策定し、事業の効果が適切に分析され未来の開催にあたり有益となることを期待する。

#### 【意見20】委託手続の明確化について

当該事業に関して、市が仙台市市民文化事業団に負担金を支出して、運営を任せる形で実施されているが、事業団が他の業者に委託する場合にどの程度市が関与すべきかについては明確に定められていないことから、委託に関するルールが不明確な印象を受けた。

事業団とは適宜連携し報告や相談を受けていることから、実質的には関与・確認できているとの回答であったが、それでも確認する対象やレベルには担当者によって差異が生じ得る。

事業を共催し負担金を支出している立場として、例えばいくら以上の委託は複数業者からの委託先選定を原則とする、書類確認等を必須とする等、ガイドラインの設定を含めて望ましい管理の在り方やあるべき姿を検討すべきである。

#### 【意見21】適正な支出について

事業団は、当該負担金の使途として、情報収集目的で新聞4紙(年間12万円)を定期購読している。しかしながら、3年に一度のコンクールの情報収集として考えると、その大部分は活用されないで終わる可能性が高いと感じた。

この点、負担を行っている仙台市としては、文化的な内容はなかなかインターネット記事等にはならないため、必要な支出であると認識し負担しているとの回答であった。

このような支出は金額としてはそれほど高額ではないとはいえ、一つ一つを積み重ねると多額の 支出となりうることから、市民としては1円でも無駄にしてほしくはない。

思うに、これらの支出は、負担開始当初から継続的に計上・要求されたものであり、基本的には、 過去からの支出だからと機械的に承諾されてきたものと推定される。一度予算化されたものを見直 すのは労力を要することであるし、細かい点についてまで詳細に検討するのは尚更である。

しかしながら、やはり積み重ねると多額になるものであるため、新聞購読料は一つの例に過ぎないが、少額な支出でも詳細に検討される必要がある。妥当な支出かどうかについて、委託者・受託者がお互いに毎年度改めて検討することが望まれる。

# 【No.3-2: 仙台クラシックフェスティバル開催】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	仙台クラシックフェスティバル開催
URL	https://www.city.sendai.jp/bunkashinko/
	kurashi/manabu/bunka/ongaku/classic.html
所管部署	文化観光局文化スポーツ部文化振興課
根拠法令等の名称	_

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	音楽文化の振興、「楽都仙台」のアピール
解決すべき課題	<ul><li>・仙台の魅力の向上</li><li>・仙台の音楽文化の振興発展</li></ul>
事業の内容	地下鉄沿線の各ホールにおいて、クラシック音楽の名曲 を低料金・短時間で多数提供する「仙台クラシックフェス ティバル」を開催する
事業実施期間	平成 18 年度~

# ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	23,300	23,300	23,300
最終補正予算額	23,300	23,300	23,300
決算実績額	23,300	23,300	23,000

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
負担金	23,000	「クラシックエール仙台」共
		催に係る負担金
合計	23,000	

主な対象経費の算定	(負担金)
方法	共催団体との取り決めに基づき定額の負担金を交付
	(参考として共催団体から収支予算書を徴収してい
	る)。
経費の支払時期	精算払い(翌年4月頃)

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

	T
成果指標	来場者数
達成度合い	過去 5 年間の平均来場者数を基準値として来場
	者数の目標を定めており、令和 2 年度は 37,500
	人を目標としていたが、新型コロナウイルス感染
	症の影響により「仙台クラシックフェスティバル」は
	中止し、規模を大幅に縮小した代替事業「クラシ
	ックエール仙台」を開催した。来場者数は約3,430
	名であったが、公演の一部をオンライン配信し、
	多くの方にご視聴いただいた(視聴回数 13,430
	回)。

# ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 22】	委託手続の明確化について

#### 【意見22】委託手続の明確化について

当該事業に関して、市が仙台市市民文化事業団に負担金を支出して、運営を任せる形で実施されているが、事業団が他の業者に委託する場合にどの程度市が関与すべきかについては明確に定められていないことから、委託に関するルールが不明確な印象を受けた。

事業団とは適宜連携し報告や相談を受けていることから、実質的には関与・確認できているとの回答であったが、それでも確認する対象やレベルには担当者によって差異が生じ得る。

事業を共催し負担金を支出している立場として、例えばいくら以上の委託は複数業者からの委託先選定を原則とする、書類確認等を必須とする等、ガイドラインの設定を含めて望ましい管理の在り方やあるべき姿を検討すべきである。

# 【No.3-3: 仙台ジュニアオーケストラ運営】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	仙台ジュニアオーケストラ運営
URL	https://www.city.sendai.jp/bunkashinko/kurashi/manabu/
	bunka/ongaku/orchestra/index.html
所管部署	文化観光局文化スポーツ部文化振興課
根拠法令等の名	仙台ジュニアオーケストラ設置要綱
称	

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	将来にわたり音楽芸術の創造者や地域の文化リーダー
	となるべき人材を養成し、本市の音楽文化の一層の振
	興及び発展を図る。
解決すべき課題	音楽文化の担い手の育成
事業の内容	小学 5 年生から高校 2 年生までの団員を募集し、下記
7/2/11/11	小子 3 千生かり同伐 2 千生よくり団貝で券来し、「 記
	の取り組みを行う。
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の取り組みを行う。
1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	の取り組みを行う。 ・月3~4回程度の練習会実施
事業実施期間	の取り組みを行う。  ・月3~4回程度の練習会実施  ・夏期合宿(または集中練習)の実施
	の取り組みを行う。 ・月3~4回程度の練習会実施 ・夏期合宿(または集中練習)の実施 ・演奏会(年2回)の開催

#### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	15,807	17,176	19,408
最終補正予算額	15,807	17,176	19,408
決算実績額	15,676	13,481	15,340

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
負担金	14,789	仙台ジュニアオーケストラ
		事業運営負担金((公財)
		仙台市市民文化事業団へ
		交付)
一般備品購入費	486	団員への貸出楽器等購入
消耗品費	58	楽譜購入
講師等謝礼	7	貸出楽器選定に係る講師
		謝礼
合計	15,340	

主な対象経費の算定	(負担金)
方法	見積徴収
経費の支払時期	概算払い(5月、11月)

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	来場者数、卒団生の活動状況
達成度合い	·室内楽演奏会 来場者 522名
	・スプリングコンサート 中止
	新型コロナウイルス感染症の影響がある中、可
	能な限り演奏機会の提供に努めた。
	・卒団生のその後の音楽活動の状況についてア
	ンケートの送付等により把握に努めている。

#### ⑥監査の結果

特段の指摘事項は検出されなかった。

# 【No.3-4: (公財)仙台フィルハーモニー管弦楽団運営費補助】

#### ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	仙台フィルハーモニー管弦楽団運営補助
URL	https://www.city.sendai.jp/bunkashinko/kurashi/
	manabu/bunka/ongaku/gakudan.html
所管部署	文化観光局文化スポーツ部文化振興課
根拠法令等の名称	·仙台市補助金等交付規則
	・公益財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団運営
	補助金交付要綱

#### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	交響管弦楽の演奏等により音楽文化の振興発展を図り、芸術文化の向上に寄与する。
解決すべき課題	仙台の魅力の向上、仙台の音楽文化の振興発展
事業の内容	仙台フィルへの運営を支援するため、楽団員等人件費 の一部等を補助するもの。
事業実施期間	平成4年~

#### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	320,800	321,015	320,678
最終補正予算額	320,800	321,015	323,141
決算実績額	320,542	320,490	322,257

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
補助金	322,257	運営費補助金
その他	_	
合計	322,257	

主な対象経費の算定	当該団体の翌年度予算書を確認。
方法	決算報告を受けて金額を確定。
経費の支払時期	概算払い(4月、5月、7月、12月)

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	楽団の活動実績
達成度合い	定期演奏会 9公演(中止4公演)
	特別演奏会 6公演(中止5公演)
	依頼演奏会 60 公演(中止 41 公演)
	新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの公
	演が中止となったが、子供たちの芸術体験につな
	がる事業等、現状でき得る限りの演奏活動を実施
	した。

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 23】	運営補助金申請書に添付が必要な書類について
【意見 24】	補助対象経費の内訳について
【意見 25】	成果指標について

#### 【意見23】運営補助金申請書に添付が必要な書類について

公益財団法人仙台フィルハーモニー管弦楽団運営補助金交付要綱(以下「運営補助金交付要綱」という。)によると、補助金交付の申請は、仙台フィルハーモニー管弦楽団運営補助金交付申請書とともに 6 つの書類を添えて提出する必要がある。その中の一つに「寄付行為」という書類が求められているが、民法が改正され新たな公益法人制度が出来てからは「寄付行為」という名称の書類はなく、その理由を確認したところ、仙台フィルハーモニー管弦楽団の定款を指しているとの回答であった。つまり要綱の内容見直しが行われずに、現在の公益財団法人制度となる前の記載がそのまま残っている可能性が高いことがわかった。

現状の実体と適合しない文言が残存しているため、変更の必要性に合わせて適宜見直されるべきである。また、これまでそのような見直しは行われてこなかったため、当該部分以外に変更の必要があるものが含まれている恐れもある。全体的に変更の必要性がないかについても、合わせて検討されるべきである。

#### 【意見24】補助対象経費の内訳について

運営補助金交付要綱によると、補助の対象となる経費は以下の通りである。

- 一 楽団員等の給料手当(通勤手当を除く。)、法定福利費及び中小企業退職金共済制度に係る掛金(中退共掛金)
- 二 その他市長が認める経費

令和 2 年度の運営補助金の実績は、当該補助金事業の実績報告の内訳をみると、上記一として、給料手当等が約 2 億 9 千 9 百万円、上記二として、市の OB 職員等の人件費が約 2 千 3 百万円の合計 3 億 2 千 2 百万円であった。

この点、運営補助金交付要綱によると上記一にかかる経費の補助上限は、「3 億 2 千万円以内で仙台市が予算の範囲内で定める額」となっており、令和 2 年度の実績はこれを超過していないも

のの、上記一及び二を合計するとこの金額を超過している。

これは見方によっては、一の経費は上限額が設定されている反面、それを超える OB 職員等の 人件費を容認するような運用となっているのではないか、とも見えなくはない。

市担当者の説明によれば、市OB等の人件費は年によってばらつきがあり、当該補助金のような 主に人件費に対して補助金を支出するような場合には、当該OB等の人件費はその他の経費とし て申請することが過去からの慣例となっている、とのことである。

しかし、両者を区分して市 OB 等の人件費をその他経費に入れた場合には、当該市 OB 等の人件費が膨らむことによって同楽団への補助総額の抑制につながらない可能性もあり、上限額を設けた趣旨を逸脱することとなる。

市 OB 等人件費も含めた上限額を設定する等、補助の在り方について再度検討することが望まれる。

#### 【意見25】成果指標について

市では仙台フィルハーモニー管弦楽団の活動実績を成果指標として設定している。活動実績と して確認できる指標は定期演奏会、特別演奏会、依頼演奏会等の演奏会の開催件数となってい る。

新型コロナウイルス感染症の影響で多くの演奏会が中止となっていることを踏まえた令和 2 年度の当該事業の評価について、市担当者から、当該補助金では仙台フィルハーモニー管弦楽団の運営を補助することが目的とされており、単純に演奏会のみならず、演奏会に向けた練習等も含めた総合的な部分で評価している、と説明を受けた。

しかしながら、現時点で市は楽団員の練習時間の記録、報告は受けていないことから、練習を 含めたパフォーマンス全体としての評価を行うことは困難であると考える。成果指標として実績を中 心としたものだけでは、評価指標として必ずしも適切とは言えないのではないかと考えられる。

新型コロナウイルス感染症の影響で観客数に制限がある等通常と異なる状況があるのであれば、 公演計画回数や公演の申込者数等の評価指標を適宜弾力的に見直し、事業を適切に評価する ことが望まれる。

# 【No.3-5: 楽都仙台推進】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	楽都仙台推進
URL	https://www.city.sendai.jp/kurashi/manabu/bunka/index.html
所管部署	文化観光局文化スポーツ部文化振興課
根拠法令等	-
の名称	

#### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	仙台市の文化資源であり、これまで被災された方々の心
	の復興を支えてきた音楽の力を生かして、被災者の新
	たなコミュニティづくりや交流促進を支援し、「楽都仙台」
	らしい復興のあり方を示す。
解決すべき課題	復興公営住宅や防災集団移転先で生活をしている被災
	者が孤立しないよう、移転後の居住者同士や周辺住民
	との交流促進等、新たなコミュニティ作りが課題である。
事業の内容	・音楽の力による復興プロジェクトの推進
	・復興コンサートの企画、開催
	・みやぎの「花は咲く」合唱団の活動支援
	・メモリアルコンサートの開催
事業実施期間	平成 26 年度~

#### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	18,118	14,734	16,177
最終補正予算額	18,118	14,734	16,177
決算実績額	14,842	12,022	13,434

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託費	13,434	「音楽の力による震災復興
		支援事業」に対する委託料
合計	13,434	

主な対象経費の算定	(委託費)
方法	見積徴収
経費の支払時期	精算払い(5月、10月)

#### ⑤事業の成果指標と達成度合い

各事業の参加者数
地域のニーズに合わせて事業を行っているため、
参加者数の数値目標は設けていないが、報告書
で成果を確認し、必要に応じて次年度以降の事
業内容に反映させている。

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【指摘 5】	実績報告の書類について
【意見 26】	成果検証の実施方法について
【意見 27】	一般管理費の内容把握及び検討について

#### 【指摘 5】実績報告の書類について

当該事業を委託するに当たり、仕様書において、「成果物提出の留意事項」として「次年度以降 における展開案も盛り込むこととする」との内容があった。しかしながら、提出された成果物の中で、 当該事項を確認することはできなかった。

留意事項は、当然その必要性があることから仕様書に盛り込んだ事項であると考える。 市の担当者としては、その趣旨を十分に勘案して、委託者には仕様書通りに確実に報告させる ように指導する必要がある。

#### 【意見26】成果検証の実施方法について

当該事業の成果把握について、参加者数を成果指標とし受託者から情報を入手しているが、市においてそれに対してどのように評価を行い、次年度の事業策定に生かされているか等、検討過程が確認できる資料は残されておらず、入手した成果指標についてどのような検討がなされていたかは明確ではなかった。

市の担当者は数年単位で変動するが、担当者交代時における数回の引継ぎで必ずしも必要な情報が網羅できるとは限らない。もし担当者が替わった場合でも、新たな担当者が客観的に詳細を把握できるように有用な情報は残しておくべきである。また、指標として参加者数を利用することが継続的に妥当か否かについても、その検討過程を含めて残しておくことが望まれる。

#### 【意見27】一般管理費の内容把握及び検討について

委託者と締結する契約書及び仕様書において、対象となる経費の範囲について、「一般管理費は人件費及び物件費の合計額の10%を上限として計上することができる」との項目がある。

一方で、対象外のものとして、以下が記載されている。

- ・国、地方公共団体等の補助金・委託金等により既に弁済されている経費
- ・土地、建物等を取得又は維持するための経費
- ・施設や設備を設置又は改修するための経費
- ・財産及び備品(取得価格が2万円以上のもの)の取得(リース・レンタルの対応は可)
- ・その他、業務と関連性が認められない経費

この点、市は、一般管理費として10%の金額が一括で計上されている実績報告を入手している ものの、その内容を把握できる資料は特段求めていないことから、妥当な支出か否かを確認するこ とができなかった。

実質的には口頭で妥当性を確認しているとのことであるが、口頭ベースであればどのように回答することも可能である。実際に適切な支出がなされているかは、適度な証拠力の元に確認される必要がある。また、担当者以外も客観的に後付けで確認できるように、必要な資料を残しておくべきである。これらの支出には対象外の経費が含まれている可能性もあるため、その詳細を把握できる資料とともに領収書等内容を確認できる証拠資料も求めるべきである。

# 【No.3-6: 音楽ホール整備検討】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	音楽ホール整備検討
URL	_
所管部署	文化観光局文化スポーツ部文化振興課
根拠法令等の名称	_

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	楽都にふさわしい音楽ホール整備検討
解決すべき課題	仙台の文化芸術拠点の整備
事業の内容	仙台市音楽ホールの基本構想を策定するために必要な
	支援及び調査を行うことを目的として、平成31年3月に
	提出された「仙台市音楽ホール検討懇話会」の報告書
	で提起された諸課題の整理・検討や、市内ホール体系
	整理や需要想定等の調査を行う。
事業実施期間	平成 29 年度~

# ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	16,485	18,539	18,544
最終補正予算額	16,485	18,539	18,544
決算実績額	16,407	17,528	12,394

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託料	12,375	音楽ホール基本構想策定に向けた
		検討支援等業務に対する委託料
旅費	19	音楽ホールに関する打ち合わせへ
		の出席に係る旅費
合計	12,394	

主な対象経費の算定	(委託料)
方法	見積徴収
経費の支払時期	精算払い

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	シンポジウム等の開催回数
達成度合い	令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響
	によりシンポジウム等は開催していない。

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 28】	予定金額算定時の書類内容の誤りについて
【意見 29】	成果指標に基づく達成度合いの考察について

#### 【意見 28】予定金額算定時の書類内容の誤りについて

委託業務の予定金額を決める際に使用される、業務内容ごとの予定金額を記載した「令和2年度 音楽ホール基本構想に向けた検討支援等業務委託(その2) 予定金額積算表」について、一部の小項目の合計金額が、大項目に記載されている金額と一致していなかった。これにより、小項目の合計金額を比べると219万円少なく予定金額が決定されている。

市では大項目の合計金額で予定金額を決定し、受託業者から提出された見積額がこの金額以下だったため、契約上の影響は生じていないものの、ダブルチェックを適切に行っていたら単純な金額誤りに気付くことができたのではないか、と感じた。

市は今回の原因を明らかにし、今後同様の誤りを見逃すことのないよう、防止・発見に努めるべきである。

#### 【意見29】成果指標に基づく達成度合いの考察について

市は当該事業の成果指標を、シンポジウム等の開催回数としている。令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により予定していたシンポジウム等は開催されていないことから、支出に関して総合的な評価は実施されていない。

確かに、令和2年度は新型コロナウイルス感染症という通常想定されない影響があったかもしれないが、市民の税金を使用している以上は、支出の成果は何らかの形で把握され検証されるべきである。成果指標としていたシンポジウムの開催ができなかったことも含めた当該事業の総合的な評価を実施する必要があると考える。

# 【No.3-7: 舞台芸術振興事業】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	舞台芸術振興事業(劇都仙台事業)	
URL	https://www.city.sendai.jp/bunkashinko/	
	kurashi/manabu/bunka/gejutsu/gekito.html	
所管部署	文化観光局 文化振興課	
根拠法令等の名称	舞台芸術振興事業補助金交付要綱	

#### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	仙台が誇る文化資源である「演劇」をはじめとする舞台	
	芸術全般の振興を図る。	
解決すべき課題	・舞台芸術による都市の魅力・活力づくり	
	・交流人口の拡大	
	・文化活動や社会貢献の担い手の育成	
事業の内容	せんだい演劇工房 10-BOX を拠点として、演劇に携わ	
	る人材の育成や演劇の裾野拡大に資する様々な事業を	
	(公財)仙台市市民文化事業団と共催で実施している。	
	・登竜門事業(せんだい短編戯曲賞)	
	・10-BOX 鑑賞型プログラム	
	・演劇と表現の講座(旧:まなぶ・からだ)	
	・舞台スタッフ・ラボ	
	・能-BOX 経常事業 等	
事業実施期間	平成9年度~継続	

# ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	8,350	8,353	8,414
最終補正予算額	8,350	8,353	8,414
決算実績額	8,350	8,276	8,336

#### ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
諸謝金(10-BOX 鑑賞型プ	3,634	出演者、スタッフ等への謝
ログラム)		礼
諸謝金(登竜門事業)	930	選考委員への謝礼
委託費(10-BOX 鑑賞型プ	1,048	公演スタッフに対する委託
ログラム)		費
その他	2,724	
合計	8,336	

主な対象経費の算定	別紙決算内訳表を参照
方法	
経費の支払時期	概算払い(年2回分割支払)

#### ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	各事業の参加者数や鑑賞者数等	
	※なお、当事業では実践を通じた地域の人材育	
	成を重視しており、令和3年度からは協働相手方	
	数を指標の一つとしている。	
達成度合い	令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響	
	で中止となった事業もあるが、開催できた事業の	
	うち、第 7 回せんだい短編戯曲賞の応募数は過	
	去最多の 277 作品であった。	

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 30】	発注先選定に係るモニタリングについて
【意見 31】	成果指標に基づく評価について

#### 【意見30】発注先選定に係るモニタリングについて

市民文化事業団の舞台芸術振興事業報告書を確認したところ、実際に事業を実施している市民文化事業団において、演劇等の公演及びチラシや冊子の印刷を外部業者に発注している場合があるが、報告書記載の事業の中には当該発注先またはその選定に関する情報が全く記載されていない事業が含まれていた。

委託業務・印刷業務等の発注先の選定に関しては、できる限り公正に選定するよう、市は市民 文化事業団に伝えている、と聞いているが、当該記録は市民文化事業団が記録保管しているのみ であり、仙台市が保管している事業報告書では確認することができなかった。

これらの業務の経費には市の補助金が充当されていることから、発注先の選定は、市が直接発注するのと同じレベルで公正かつ合理的に決定するべきであり、毎年適切に業者の選定を行っているか否か、十分な検討をせず前期と同じ業者に発注していないか等について、市は適切にモニタリングする責任がある。

したがって、少なくとも事業報告書に発注先等の名称の記入を必須にして、市で各年の発注先 を確認する等して、モニタリングを強化することが望ましい。

#### 【意見31】成果指標に基づく評価について

各事業に対し、市は市民文化事業団から事業に係る報告書を入手し、令和 2 年度の振り返り結果を来年度の計画の検討に活かしているものの、明確な成果指標に基づく評価を行っていない。

確かに、当該事業は、文化活動の担い手の育成、人材育成を重視した事業であり、直接の支出効果を把握することが困難な事業が多いかもしれない。しかしながら、間接的・部分的な補助効果を示すと考えられる指標を調査・把握し、できるだけ補助効果を示す指標を明確にすることは不可能ではないと考えられ、仮に指標がない場合には、PDCA(Plan-Do-Check-Action)のサイクルを効果的に行うことができない。

したがって、講座の参加者数やアンケート結果に基づく満足度、または申込者数等の明確な成果指標を設定し、効果を測定することが望まれる。

# 【No.3-8: 古典芸能振興】

# ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	古典芸能振興事業
URL	_
所管部署	文化観光局文化スポーツ部文化振興課
根拠法令等の名称	_

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	藩祖伊達政宗公の時代から受け継がれる能楽の伝統を		
	背景に、本市における古典芸能の振興を図るためその		
	普及・啓発活動を行う。		
解決すべき課題	・仙台の魅力の向上		
	・文化活動担い手の育成		
	・伝統文化の普及		
事業の内容	市民能楽講座をはじめとする、能に関する普及啓発事		
	業		
事業実施期間	平成 10 年~現在		

#### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	2,350	2,350	2,430
最終補正予算額	2,350	2,350	2,430
決算実績額	2,182	2,349	22

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
諸謝金	22	ポスターデザイン
その他	_	
合計	22	

主な対象経費の算定	見積徴収
方法	
経費の支払時期	概算払い

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	来場者数
達成度合い	令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響
	により開催中止。
	平成 31 年度入場者数:473 人
	平成 30 年度入場者数:476 人

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 32】	市民能楽講座の利用者について

#### 【意見32】市民能楽講座の利用者について

市は令和2年度、市民能楽講座として能楽公演を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止となった。

令和元年度の事業の実績報告の資料である、平成 29 年度から令和元年度までの当該市民能 楽講座に参加した人を対象とするアンケート結果を確認すると、初めて参加する人は 45%前後と 割合的に多いものの、一方で3回目以降の参加者割合は35%程度とかなりの割合が過去に参加 したことのある人であることがわかる。また、参加者の年齢は50代以上が75%以上を占めている。

古典芸能の普及・啓発活動という目的で支出を行っているのであれば、この成果は物足りない。 能や狂言にこれまで触れる機会が無かった人にも利用してもらえるよう、情報発信の仕方や対象 者を絞ること等、さらなる工夫を行う等より効果を高め、費用対効果を上げるような取り組みの拡充 が強く求められる。

さらに、市としては、子ども等若年層向けに能楽公演を開催することや、能楽体験してもらうことが目的達成に効果的と認識している。

そのため、若年層向けの体験機会を増やすこと等により、事業をより効果的に実施することが望まれる。

## 【No.3-9: 文化芸術連携事業】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	文化芸術連携事業
URL	・文化プログラム
	https://ssbj.jp/support/bunkaprogram/
所管部署	文化観光局文化スポーツ部文化振興課
根拠法令等の名称	-

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	文化芸術に触れる機会の創出、魅力と活気あふれる都
	市づくりの推進
	文化プログラム:東京オリンピック・パラリンピックの開催
	を契機として、地域の文化芸術分野における多様な資
	源を生かした文化事業を推進し、新たな成果を生み出
	すこと、そしてその取り組みや成果が一過性にとどまるこ
	となく、継続的に波及効果をもたらすことを目的とする。
	仙台舞台芸術フォーラム:東日本大震災発災 10 年を迎
	えることを受け、震災後に舞台芸術が果たしてきた役割
	を総括・再認識し、本市における舞台芸術活動の基盤
	強化、震災の記憶と経験、防災文化の共有を目指すこと
	を目的とする。
解決すべき課題	文化プログラム:文化芸術活動の担い手の育成、文化
	芸術による社会課題解決のモデル構築。
	仙台舞台芸術フォーラム:舞台芸術活動の基盤強化、
	震災の記憶の伝承。
事業の内容	文化プログラム
	仙台舞台芸術フォーラム
事業実施期間	地下鉄駅コンサート(平成20年度~)
	文化プログラム(平成 29 年度~令和 3 年度)
	仙台舞台芸術フォーラム(平成 31 年度~令和 3 年度)

## ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	7,413	13,438	18,402
最終補正予算額	-	-	-
決算実績額	6,757	11,338	15,139

### ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
負担金	15,139	仙台市市民文化事業団へ
		の負担金
内訳)文化プログラム	5,875	
内訳)仙台舞台芸術フォ	9,264	
ーラム		
その他		
合計	15,139	

主な対象経費の算定	仙台市市民文化事業団からの実績報告に基づく	
方法		
経費の支払時期	事業実施翌年度 5 月頃(完了払い)	

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	文化プログラム:協働によるまちづくりの推進に関
	する基本施策において、毎年度 2 件以上の共催
	事業を実施することとしている。
	仙台舞台芸術フォーラム:参加者数及び経済波
	及効果

達成度合い	文化プログラム:令和 2 年度は障害のある人たち
	の文化芸術活動を支援・推進する文化プログラ
	ム、地域の文化芸術資源を活用した文化プログラ
	ムの2テーマに沿った事業について、市内の文化
	芸術2団体との共催事業を実施した。
	実施件数:2件
	仙台舞台芸術フォーラム:令和 2 年度参加者
	5,670 名(目標値 5,300 人)、経済波及効果
	23,400 千円(目標値 23,400 千円)

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 33】	文化プログラムの予算の配分について
【意見 34】	文化プログラムの事業費支出の根拠について
【意見 35】	仙台舞台芸術フォーラムの覚書の記載について
【意見 36】	仙台舞台芸術フォーラムの成果指標について

#### 【意見33】文化プログラムの予算の配分について

文化芸術連携事業において、令和 2 年度は文化プログラム及び仙台舞台芸術フォーラムが実施されている。文化プログラムについては、東京オリンピック・パラリンピックの開催を契機として、地域の文化芸術分野における多様な資源を生かした文化事業を推進すること等を目的に、テーマに対応した文化事業を実施している。

令和2年度の文化プログラムにおいて、市は当初4件の事業を実施する予定であり、当初予算6,000千円を4事業に配分し、各事業の負担金額を決定していた。しかし、その後事業実施者の辞退等により実施事業は2件となり、最終的な負担金額は約4,995千円となった。

ここで、選定された事業の実施計画書及び予定される事業経費の内訳を確認すると、2 つの事業とも、当初は市が示している負担金の上限額である 3,000 千円の負担金を予定していたことがわかる。そのため余剰となっている予算、約 1,000 千円について、選定された 2 つの事業をより効果的に行うことができるように追加で配分する選択肢も考えられる。

市は、予算の配分の仕方をより柔軟にして、成果を最大化するよう努力することが望まれる。

#### 【意見34】文化プログラムの事業費支出の根拠について

文化プログラムは仙台市の外郭団体である市民文化事業団と市が共同で実施しており、当該事業の企画者(選定されたプログラムの企画提案した団体または個人であり、実際にプログラムを実施している)との支払い等は市民文化事業団が実施し、市は一連の事業に係る年度ごとの経費を市民文化事業団に支払うことが協定書に記載されている。

市民文化事業団作成の事業実績報告書を確認すると、以下の通り事業費の支出額内訳(決算額)の中に、事業者に対する負担金4,995千円の他、PC機器保守料及びPC機器賃借料844千円等が記載されているが、市はその根拠資料を確認していない。

実際の支出額について、その具体的な支出の根拠資料を確認するべきであり、協定書に照らす と、事業者に対する負担金部分については市民文化事業団が、その他市民文化事業団の支出額 については市が、それぞれ納品書、請求書または領収書等の根拠資料を確認する必要があると 考えられる。

したがって、市は少なくとも市民文化事業団が支出している委託料、賃借料等について、支払の 根拠資料を確認することが必要であると考える。

#### [支出額内訳](抜粋)

(単位:円)

	当初予算額	予算額	決算額	差額	摘要
賃借料	155,000	155,000	47,952	107,048	PC 機器賃借
委託料	18,000	807,000	796,620	10,380	PC 機器保守料
負担金	6,000,000	6,000,000	4,995,766	1,004,234	共済負担金等
計	7,218,000	7,218,000	5,875,372	1,342,628	

#### 【意見35】仙台舞台芸術フォーラムの覚書の記載について

仙台舞台芸術フォーラムの覚書には、仙台市と市民文化事業団の役割等が以下の通り記載されているが、一から四までの役割を見ると、記載内容は抽象的なものとなっており、具体的とは言えない。

この点、市の担当者にヒアリングを行ったところ、具体的な内容は、市と市民文化事業団の協議により決定されているとのことであるが、仕様書やその際の議事録のようなものはなく、そのような場合には、市が想定した演劇の上演やシンポジウム等の事業が適切に実施されているか、判断することが曖昧になり、また、対応する担当者が変わった場合には、具体的な役割等を把握することが困難になる。

したがって、仕様書を作成し、具体的な役割及び業務内容を記載することが望ましい。それが難 しい場合には、別途書面により残すことが望ましい。

#### 覚書(抜粋)

#### (甲及び乙の役割等)

第2条 甲及び乙は、フォーラムを推進するため、次の各号に規定する役割を担うものとする。

- 一 フォーラムの企画、広報、実施後の検証 甲及び乙
- 二 文化庁との連絡調整 甲
- 三 フォーラムの実施に係る事務及び経理 乙
- 四 その他フォーラムの実施のために必要な業務 甲及び乙

※甲:仙台市、乙:市民文化事業団

#### 【意見36】仙台舞台芸術フォーラムの成果指標について

市は仙台舞台芸術フォーラムの令和 2 年度の成果指標として、参加者数及び経済波及効果を設定している。市担当者とのヒアリング等から、市が集計している参加者数には、当該舞台芸術フォーラムの事業以外の事業の参加者数が含まれていることがわかった。

原因としては、当該舞台芸術フォーラムと舞台芸術振興の事業を合わせて文化庁の補助金の申請をしており、当該文化庁の補助金申請、報告時の指標をそのまま使用して評価していることにある。

この点、当該事業の評価にあたっては、当該事業単独の参加者数及び経済波及効果を集計、算定することが必要である。

また、参加者数については、仙台舞台芸術フォーラムにおいて、4 つの事業を実施しているが、4 事業の参加者数及び来場者数の合計で評価している。4 事業の中には演劇や舞台の公演、パネ ル展示等があり、演劇・舞台の公演の場合には会場の収容人数、もしくは新型コロナウイルス感染症の影響を加味した収容可能人数が参加者数の上限となり、パネル展示と参加者数の意味合いは必ずしも同じとは言えない。

そのため、市は事業毎の参加人数をもとに事業の効果を適切に評価することが望まれる。

## (4)防災環境都市•仙台

## 【No.4-1: 震災復興メモリアル事業】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	震災復興メモリアル事業
URL	https://www.sendai.city.jp/
所管部署	まちづくり政策局 防災環境都市推進室
根拠法令等の名称	-

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	東日本大震災の経験と教訓の発信、未来への継承を通
	じて、災害に強いまちづくりや国内外の防災力向上に貢
	献する
解決すべき課題	本市ならではの「災害文化」創造・発信の役割を担う中
	心部震災メモリアル拠点の具体化に向けた検討を進め
	ることが必要。
事業の内容	中心部震災メモリアル拠点の整備に向けた検討や、東
	日本大震災発災直後の対応や復旧・復興業務に携わっ
	た職員へのヒアリングを行う「震災エスノグラフィー調査」
	の実施、震災後に採用された職員に震災の経験・教訓
	を継承する「職員間伝承プログラム」の構築等を行う。
事業実施期間	-

### ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	37,855	10,000	12,500
最終補正予算額	37,855	10,000	7,905
決算実績額	1,349	7,226	3,883

### ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託料	3,053	中心部震災メモリアル拠
		点調査検討等に対する委
		託料
		震災の職員証言映像作成
		に対する委託料
需用費	320	
報償費	312	
その他	198	
合計	3,883	

主な対象経費の算定	(委託費)見積徴収
方法	
経費の支払時期	精算払い

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	なし
達成度合い	

### ⑥監査の結果

特段の指摘事項は検出されなかった。

## 【No.4-2: せんだい 3.11 メモリアル交流館運営事業】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	せんだい 3.11 メモリアル交流館運営事業
URL	https://www.sendai.city.jp/
所管部署	まちづくり政策局 防災環境都市推進室
根拠法令等の名称	-

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	東日本大震災の経験と教訓の発信、未来への継承を通
	じて、災害に強いまちづくりや国内外の防災力向上に貢
	献する
解決すべき課題	新型コロナウイルス感染症の影響による施設の一時休
	館や来場者の減少が生じていることから、コロナ禍で移
	動の制約を受ける中においても、その時勢にあった情報
	発信を行う必要がある。
事業の内容	交流スペースや展示室、スタジオといった機能を通じ
	て、震災や地域の記憶を語り継いでいくための場である
	せんだい 3.11 メモリアル交流館の運営を行う。
事業実施期間	平成 28 年(2016 年)2 月 13 日~
	※1 階交流スペースは、平成 27 年(2015 年)12 月 6 日
	に先行オープン

## ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	65,622	75,745	82,831
最終補正予算額	65,622	75,745	82,831
決算実績額	60,533	65,983	72,679

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託料	65,372	せんだい3.11メモリアル交
		流館の運営業務委託料、
		清掃委託料
賃借料	3,492	
需用費	3,120	
その他	695	
合計	72,679	

主な対象経費の算定	(委託費)見積徴収
方法	
経費の支払時期	精算払い

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	来館者数
達成度合い	【目標】※仙台市実施計画(R1-R2)より
	R2 年度:60,000 人
	【実績】
	R1 年度: 49,072 名
	R2 年度: 25,058 名
	R3 年度(7 月まで):6,654 名

## ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 37】	清掃作業委託の報告書について

#### 【意見37】清掃作業委託の報告書について

市はメモリアル交流館の清掃業務を外部業者へ委託しており、日々の清掃作業の報告を業者から受け、それに基づき委託費624千円を支払っている。

当該作業委託に関する書類を確認したところ、清掃作業の報告書である清掃作業日誌の様式として、清掃日毎に清掃を実施した場所にチェックマークを付す形となっているが、すべての清掃場所にチェックマークがついていないものがあった。

市担当者に確認したところ、該当日について、清掃後の当日に清掃作業日誌を受け取っており、 様式にチェックがついていなかったものの実質的に清掃作業は実施されていたことから、チェック の有無について追加で提出をお願いするようなことはしていなかった、と回答を得た。

しかしながら、これでは清掃された範囲が不明確となり、また清掃の事実を客観的・事後的に確認することができない。

市は、契約書及び仕様書に基づき清掃作業が適切に行われたことを確認する責任があり、客観的な確認が取れるものが当該清掃作業日誌であることから、チェックの入った作業日誌を適切に保管し、日々の報告内容を適切に確認することが必要と考えられる。

## 【No.4-3: 震災遺構運営事業】

### ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	震災遺構運営事業
URL	https://www.sendai.city.jp/
所管部署	まちづくり政策局 防災環境都市推進室
根拠法令等の名称	_

## ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	東日本大震災の経験と教訓の発信、未来への継承を通
	じて、災害に強いまちづくりや国内外の防災力向上に貢
	献する
解決すべき課題	新型コロナウイルス感染症の影響による施設の一時休
	館や来場者の減少が生じていることから、コロナ禍で移
	動の制約を受ける中においても、その時勢にあった情報
	発信を行う必要がある。
事業の内容	津波で被災した校舎や展示を通じて津波の脅威と教訓
	を伝え、防災・減災への意識を高めるための場である震
	災遺構仙台市立荒浜小学校、震災遺構仙台市荒浜地
	区住宅基礎の運営を行う。
事業実施期間	平成 29 年 (2017 年) 4 月 30 日~

### ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	12,746	34,645	19,000
最終補正予算額	12,746	34,645	16,195
			※明許繰越含ま
			ず(7,400)
決算実績額	9,119	15,613	8,255

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託料	3,843	震災遺構仙台市立荒浜小
		学校の清掃及び設備の保
		守点検等に対する委託料
需用費	2,626	事務用品等の消耗品に対
		する需用費
負担金	1,004	
その他	782	
合計	8,255	

主な対象経費の算定	(委託費)見積徴収
方法	
経費の支払時期	精算払い

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	来館者数	
達成度合い	【目標】※仙台市実施計画(令和元年度-2 年度)	
	より	
	令和2年度:80,000人	
	【実績】	
	令和元年度:82,814名	
	令和2年度:46,025名	
	令和3年度(7月まで):14,729名	

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【指摘6】	契約書の日付について
【意見 38】	修繕料の報告に関する資料について
【意見 39】	清掃作業委託の報告書について
【意見 40】	仕様書記載書類の不足について

#### 【指摘6】契約書の日付について

震災遺構仙台市立荒浜小学校から排出される産業廃棄物の収集・運搬、及び処分の委託に関する契約書を確認したところ、契約日の記載がなかった。

市の説明によると、「業務委託請書」を正本として取り扱っており、契約書は産業廃棄物処分に おいて必要となるため付随的に作成したものであり、契約日の記載がなくても問題は生じないとの ことであった。

しかしながら、契約書は、対外的に法律関係を明確にする書類として特に重要であるため、金額の大小にかかわらず厳格に管理・運用される必要がある。

対外的な書類は正しく作成されるべきであるため、市は、原因を究明し、同様の記載漏れが起こらないよう努めるべきである。

#### 【意見38】修繕料の報告に関する資料について

震災遺構仙台市立荒浜小学校の自動火災報知設備交換、及び窓ガラス修繕に関する書類を確認したところ、当該業務の報告として受け取っている業務写真帳について着手日及び完了日の記載がなかった。

市においては、正確な業務完了日を把握するため、不完全な報告は是正させることが望まれる。また着手日及び完了日は確実に確認し、同様の記載漏れが起こらないよう努める必要がある。

#### 【意見39】清掃作業委託の報告書について

市は震災遺構仙台市立荒浜小学校の清掃業務をメモリアル交流館と同様の外部業者へ委託しており、日々の清掃作業の報告を業者から受け、それに基づき委託費 1,650 千円を支払っているが、すべての清掃場所にチェックマークがついていない清掃作業日誌があった。

市はチェックの入った作業日誌を適切に保管し、清掃作業日誌の報告内容を適切に確認することが望まれる。

#### 【意見40】仕様書記載書類の不足について

震災遺構仙台市立荒浜小学校のエアコン洗浄業務に関する書類を確認したところ、仕様書に おいて提出が必須とされている書類である「施工中・後の作業記録写真」「施工確認書」「業務完了 届」のうち「施工確認書」の提出がされていなかった。

市担当者によると、当該契約は清掃業務に係るものであり、施工確認は業務完了届及び業務完了写真をもって確認することができるため、業務実施者から施工確認書の提出は求めていないということであった。

確かに、実質的には業務完了届及び業務完了写真の提出で十分かもしれないが、現状では仕様書記載の書類がそろっているかを確認するに当たり実質的な要素を考慮せざるを得ず非効率である。必要な書類については確実に提出させるよう指導するべきである。

もし仕様書が実態と乖離しているならば、その様式を実態に合った形に変更する検討が必要である。

## 【No.4-4~8 防災環境都市づくり推進事業】

### ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	防災環境都市づくり推進
URL	https://sendai-resilience.jp/
所管部署	まちづくり政策局防災環境都市推進室
根拠法令等の名称	_

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	市民の防災文化の育成、世界の防災文化への貢献、快 適で防災力の高い都市としてのブランドの形成
解決すべき課題	震災の記憶の風化を防ぎ、経験や教訓を未来の防災へ活かしていくことが必要 「仙台防災枠組」の採択都市として、世界へ向けて経験 や教訓を発信していくことが必要
事業の内容	「仙台防災枠組」の推進に継続的に関与し世界の防災 文化への貢献を図るとともに、本市のブランド力の向上 を図るため、フォーラム開催や国際会議の出席等により、本市の防災・減災に関する取り組みを国内外へ継続 的に発信
事業実施期間	平成 28 年度~

### ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	54,519	58,367	75,723
最終補正予算額	54,519	55,346	58,166
決算実績額	41,761	41,348	44,760

<sup>※「</sup>令和3年度包括外部監査 対象事業一覧」に記載の予算額等に庶務的経費等を加えた額を記載

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	令和2年度	主な内容
委託料	38,114	仙台防災未来フォーラム
		2021 企画運営等に対する
		委託料
使用料及び賃借料	4,783	仙台防災未来フォーラム
		2021 施設使用料等
需用費	1,319	パンフレット印刷費等
その他	544	
合計	44,760	

主な対象経費の算定	(委託費)プロポーザル方式
方法	
経費の支払時期	精算払い

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	なし
達成度合い	_

### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 41】	業務の再委託について
【意見 42】	委託業者選定に係る審査員について
【意見 43】	例外的な処理を行う場合の説明について
【意見 44】	翻訳業務の委託について
【意見 45】	市民に対する成果の説明について

#### 【意見41】業務の再委託について

市は、令和 2 年度、防災環境都市づくり推進事業の一つとして、仙台防災未来フォーラム 2021 を開催し、学術機関と連携したシンポジウムや、様々な団体による発表・展示を行った。

この仙台防災未来フォーラムについて、市は指名による提案審査型随意契約方式(プロポーザル方式)により決定した委託先へ業務を委託しており、当該委託先に概算払いで委託料を支払っている。

当該「仙台防災未来フォーラム 2021」に係る業務委託契約書において、業務の再委託について 以下のように記載されている。

#### 「仙台防災未来フォーラム 2021」に係る業務委託契約書(抜粋)

#### (再委託の禁止)

第 6 条 受注者は、業務の処理を他に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、業務の一部(主たる部分を除く。) について事前に書面で申請し、発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

この点、市担当者によると、受託先が業務の一部を再委託している事実はあるが、市が事前に 書面での申請を受け、承諾を行っている事実はなかった。

この原因として、慣例により当該事業においては以前からそのような申請及び承諾が実施されていないということがわかった。

当該状況に鑑みると、市の当該業務委託契約において使用されている契約書のひな型が、当該業務委託契約の実態と整合していない。

したがって、市は標準ひな形の文言に合わないような契約を締結する場合は、契約書の記載を 実態に即した形に修正することが望まれる。

#### 【意見42】委託業者選定に係る審査員について

当該事業に係る企画制作等業務を委託するにあたり、指名による提案審査型随意契約方式(プロポーザル方式)が採用されている。今回の業者からの提案の審査は、市の職員 4 名による審査委員会を設置し、選定が行われていた。

この点、審査員の選定方法について質問した結果、「当該審査委員の選定には特段の決まりはない」と回答があり、その都度、委託内容や審査内容に合わせて、審査員の人数や所属、具体的な人選を決定する運用となっているとのことであった。

今回審査に係る関連書類を閲覧した結果、妥当でないという状況は検出されなかったが、審査 員の人数や属性等にあたり判断の余地が入る状況では、恣意的な運用が介入する懸念がある。そ のため、プロポーザル審査が公平公正に行われることを担保する観点から、審査委員会の人員数 や属性等に関しては、目安やガイドラインを定めるのが望ましい。

#### 【意見43】例外的な処理を行う場合の説明について

当該事業に係る企画制作等業務について、受託業者との業務委託契約書上、以下の記載がある。

#### (業務履行計画書等の提出)

受注者は、この契約締結後 14 日以内に仕様書に基づいて業務履行計画表、業務担当者届及 び着手届を作成し、発注者に提出しなければならない。ただし、発注者がその必要がないと認 めるときは、この限りではない。

必要な書類の有無を確認したところ、業務履行計画書の入手はなされていなかった。 この点、理由を質問したところ「ただし書きに基づき必要がないと判断して、履行計画書の提出は 求めていない。」との回答であった。

確かに契約書の条文に但し書きによる例外はあるが、履行計画表は委託者として適切な管理を 行うために原則としては入手されて然るべき書類である。今回は例外的な処理が行われているが、 当該理由や根拠を説明している文書等も残っていなかった。

業務履行計画表は委託内容を管理するために有用であるし、それゆえ原則として提出が必要な形となっている。例外的な処理はなるべく最小限にするべきである。もし例外的な処理を行うとしても、無条件に実行されるのではなく、それが行われた理由や根拠を後日担当外の者が確認できるように文書等で残しておくことが望ましい。

#### 【意見44】翻訳業務の委託について

市は「世界の防災文化への貢献」、「快適で防災力の高い都市としてのブランドの形成」のため 仙台市の防災の取り組みについて英語によるリーフレットを作成し発信している。また、この翻訳業 務については外部へ委託している。

外部委託の理由として、専門性が高く、ボリュームが多いため外部委託を行ったとのことであるが、当該業務の目的のひとつとして、国際的な知名度を高めることもあることから、今後も海外への発信の機会が十分に見込まれる。翻訳業務についてもその都度外部委託するとしたら毎回委託費

がかかるし、委託先の選定に係る事務的対応も追加的に発生してしまう。

当該防災に係る情報発信にかかわらず、国際的ボーダーレス化の進展に伴い、市全体でも翻訳業務が増えていくだろう。毎回外部委託するのではなく、内部の専門部署を拡充し従事させることで当該費用は削減できる可能性が高く、経済性の面での向上が期待できる。また、外部委託の結果は、結局市の職員が確認することになるため個々の職員においても、研修を充実させ、外国語に係るスキルを身に着けることが望ましい。そうすれば翻訳業務についての外部委託は不要となりより経済的な市政運営となるであろう。

### 【意見45】市民に対する成果の説明について

仙台市HPによると、仙台市は、みどり豊かな「杜の都」の特徴に震災で学んだことを組み合わせた『防災環境都市』づくりを進めている。つまりは、「仙台といえば、防災や環境のまち」として知られることを目指している。

現在は、防災環境都市づくりとして、「震災遺構の活用」「防災教育の実施」「仙台防災未来フォーラム」「海外からの視察・研修の受け入れ」「特設 HP による情報公開」等の各種施策を実施している。

しかしながら、「防災環境都市」としてどんな姿を目指しているのかがやや抽象的な印象である。 市が毎年度作成している「重点事業の自己評価報告書」にて、事業やフォーラムへの参加者数を 数値目標として設定しているもの、目指す姿に対して直接的な関連性が乏しく、物足りなく感じた。

特に、「防災環境都市・仙台」というブランディングを行うことにより、市民にとって、具体的にどのような効用があるのかは明確にするのが望ましい。そして次に、事業の性格上、具体的な成果が図りにくいのは理解できるが、市の予算として行う上では、漫然と実施するのではなく、成果指標を設定し実際にどのような効果があるのかを検証し、評価・説明する必要がある。

防災環境都市というイメージを進めることで、市民個々人の意識を高めるという効果があることは 否定するものではなく、きっかけとして各種施策を行うことの重要性は全く否定するものではないが、 市としてどこに注力していくか、その成果をどのように考え、推進していくかの説明がないと、どんな に各施策単位で実行したところで、施策実施に対する市民の納得感は薄い可能性がある。

## (5)スポーツ振興

## 【No.5-1: 仙台国際ハーフマラソン大会開催】

### ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	仙台国際ハーフマラソン大会開催	
URL	http://www.sendaihalf.com/	
所管部署	文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課	
根拠法令等の名称	-	

## ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	スポーツイベントによるシティセールスの一環として、国			
	内最高峰のハーフマラソンを目指し、地域経済への寄			
	与、復興に向かう元気な仙台を発信すること等を目的			
	に、5km、2kmの種目も設け、1 万人規模の大会として開			
	催している。			
解決すべき課題	令和2年度・3年度は新型コロナウイルス感染症の影響			
	により中止となった。			
	再開にあたっては、競技団体のガイダンスや新型コロナ			
	ウイルス感染症感染状況等を考慮し、参加人数やその			
	他イベントの内容を検討する必要がある。			
事業の内容	令和元年度の第 29 回大会では、仙台医療センターの			
	移転によるコース変更に伴い、宮城野通等の仙台駅東			
	側地区の主要道路を新たに使用し、より都市型のコース			
	とした。			
	また、関連イベントとして、大会前日と当日に、勾当台公			
	園市民広場において、物品販売やステージイベント等			
	の「杜の都ハーフ応援広場」を開催したほか、大会当日			
	には、楽天生命パーク宮城隣接駐車場において、仙台			
	名物が賞味できるフードコートとステージイベントを中心			
	とした「伊達な美味いもん広場」を開催した。			
	なお、本大会は本市を含む主催者負担金のほか、企業			
	協賛金、参加料によって運営されている。			

事業実施期間	毎年5月第二日曜日

## ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	60,835	60,450	66,950
最終補正予算額	61,197	60,590	30,450
決算実績額	61,180	60,278	20,845

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容	
原材料費	448	道路修繕原材料購入費	
負担金	20,397	大会開催負担金	
その他	_		
合計	20,845		

主な対象経費の算定	(負担金)
方法	予算案の総会での承認
経費の支払時期	一般支払
	(大会前の 4 月に概算で支払い、大会後の 10 月頃
	に精算)

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	募集時、定員を超える申込者数があること	
達成度合い	100%達成。2012年のリニューアル大会以降、毎	
	年募集定員を上回る申し込み者数を誇る人気大	
	会となっている。	

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 46】	負担金に関する取り決めについて
【意見 47】	成果指標に基づく評価について

#### 【意見46】負担金に関する取り決めについて

市は、仙台国際ハーフマラソン大会の主催者の一団体であることから、仙台国際ハーフマラソン 大会実行委員会(以下「大会実行委員会」)に対して負担金を支出している。手続としては、市が 大会実行委員会から負担金交付申請書を受領し、それに基づいて負担金を概算払いで交付し、 大会開催後に精算する形となっている。

令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により仙台国際ハーフマラソン大会が中止となり、実際の支出額が収入額よりも小さかったため、その差額余剰金約 9,600 千円が大会実行委員会から市へ全額返戻されており、当初予算 30,000 千円に対し実績額が 20,397 千円となっている。

この点、令和元年度以前は大会開催に伴い、仙台市のほか、仙台市スポーツ振興事業団他の3者から負担金を集めていたところ、令和2年度は結果として仙台市のみが負担金を負担する形となっている。市によると、負担金の負担割合に関する取り決めはなく、仙台市のみが負担金を負担することについて大会実行委員会で決定されているとのことであるが、その合理性をどのように判断しているのかについて議事録などでは確認できなかった。

また、大会における余剰金が発生した場合の返戻に関する書面による取り決めもないため、負担金の負担者が複数いるような場合には、どの負担者にいくら返戻するか等、返戻に関する話し合いの機会を都度設ける必要があり、業務運営として効率的とは言い難い。

負担金の負担割合及び余剰金の返戻に関する取り決めはあらかじめ明確にしておくことが望ま しい。

### 【意見47】成果指標に基づく評価について

市は当該事業の成果指標として、大会の申込者数を採用している。令和 2 年度は 3 月末に中止が決定するまで開催を模索していた経緯があり、2 kmランを除いて定員数を上回る申込者数となっている。

だがしかし、結局大会が中止となったことで、想定していたような地域経済への寄与、復興に向

かう元気な仙台を発信という目的を果たすことはできていない。この点、市において、大会の開催 準備に係る業務委託料等の負担金支出について、総合的な評価は行われていない。

令和2年度の新型コロナウイルス感染症による中止という想定されない影響があったが、市民の 税金を使用している以上、市は、大会開催準備に係る委託料について当該事業の総合的な評価 を実施する必要があると考える。

# 【No.5-2: 国際スポーツイベント等招致・開催】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	国際スポーツイベント等招致・開催
URL	_
所管部署	文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課
根拠法令等の名称	_

## ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	国際規模のスポーツイベントを招致開催することにより、			
	市民のスポーツへの関心の向上や交流人口の拡大を図			
	り、スポーツを通した地域活性化を進める。			
解決すべき課題	令和 2~3 年度においては、新型コロナウイルス感染症			
	の影響で予定していた大会のほとんどが中止となった。			
	今後は、新型コロナウイルス感染状況を踏まえイベント			
	開催の可否の検討を行いつつ、交流人口の拡大を視野			
	に入れながら、国際スポーツイベントの誘致を推進して			
	いく。			
事業の内容	■国際スポーツイベント等開催負担金・補助金 0円			
	※U-16 インターナショナルドリームカップはオリンピッ			
	ク期間と重なるため招致を断念。他予定していた大会も			
	新型コロナウイルス感染症の影響により中止。			
	■その他事務経費等			
	委託費 3,071 千円(女子駅伝大会副賞作成、なで			
	しこ国際親善試合等広告業務)			
事業実施期間	通年			

## ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	32,792	32,842	32,855
最終補正予算額	31,839	32,842	22,929
決算実績額	31,467	23,558	3,071

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託料	3,071	なでしこジャパン国際親善
		試合に係る広告業務委託
		等
その他	_	
合計	3,071	

主な対象経費の算定	(負担金、委託費等)
方法	予算報告を受けて、確認、支出を行う
経費の支払時期	一般支払

### ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	全国・国際規模のスポーツ大会の開催数年 8 回
	以上(仙台市スポーツ推進計画)
達成度合い	令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響
	により開催できる全国・スポーツ大会がなかったた
	め、未達である。

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【指摘7】	業務仕様書の記載誤りについて
【意見 48】	成果指標について

#### 【指摘7】業務仕様書の記載誤りについて

市は当該事業費として、なでしこジャパン国際親善試合の広告に関する業務委託費を約 1,643 千円支出している。業務委託契約書等を閲覧した結果、地下鉄デジタルサイネージ広告制作業 務、吊看板制作業務、地下鉄車内ポスター広告制作設置業務において、業務委託契約の際に添 付されている業務仕様書の履行期限が令和2年3月と前年の日付になっていた。

単純な誤りかもしれないが文書管理は重要である。業務委託仕様書の日付が誤りである場合、 事業の実施期間を把握することや、年次での実施事項を正しく管理することができない。また、全 体的な書類の信頼性にも疑義が生じうる。

市は、書類事務を適切に行うため、書類が適切に作成されていることを漏れなく確認する必要がある。また、必要な情報が網羅的に記載された書類を入手することも必要であるため、書類の扱いについては厳密に行うべきである。

#### 【意見48】成果指標について

市は当該事業の成果指標として、全国・国際規模のスポーツ大会の開催数を採用している。令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、開催できた大会は全日本実業団対抗女子駅伝競走大会(クイーンズ駅伝)及び全日本大学女子駅伝対校選手権大会の2件と成果指標8件に対して未達となっている。

そもそも、令和2年度の全国・国際規模のスポーツ大会の開催数8回という指標は、平成24年度から平成33年までの10年間を見通して作成された仙台市のスポーツ推進計画に定められているものである。当該8件という成果指標を達成するためには、例年開催している大会の他に5件の大会の招致・開催が必要な状況であり、このコロナ禍において全国・国際規模の大会を招致・開催をするのは困難と考える。

そのため令和2年度の新型コロナウイルス感染症のように状況が変化した場合には、市は、年度途中において弾力的に成果指標を見直し、その影響を考慮した指標を設定し、当該事業の効果を適切に評価することが望ましい。

## 【No.5-3: 全国日本大学女子駅伝大会開催】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	全国日本大学女子駅伝大会開催
URL	http://www.morino-miyako.com/
所管部署	文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課
根拠法令等の名称	_

## ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	平成17年度に「杜の都駅伝」と銘打ち第23回全日本大
	学女子駅伝対校選手権大会が本市で開催されたことを
	契機に、継続開催することにより大会のブランド化を図
	り、シティセールスに寄与するもの。
解決すべき課題	警察及び沿道整理等のボランティアとの連絡調整を円
	滑に行う。
事業の内容	·令和 2 年度 第 38 回全日本大学女子駅伝対校選手
	権大会
	期日:令和2年10月25日(日)
	参加:全国から25チーム
	コース:弘進ゴムアスリートパーク仙台(仙台市陸上競技
	場)~市役所前市民広場
	6 区間 38.1km
	*日本テレビ系列で全国生中継
	全国に向け生放送されることで、晩秋の仙台の風情を発
	信できる。視聴率は、関東 7.2%、宮城 15.0%。
事業実施期間	10 月最終日曜日

## ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	11,000	11,352	11,352
最終補正予算額	11,000	11,352	14,602
決算実績額	11,000	11,352	14,602

### ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託料	352	広告掲載業務委託
負担金	14,250	大会開催負担金
その他	_	
合計	14,602	

主な対象経費の算定	(負担金、委託費)
方法	主催者の予算の提出を受けて、支出する
経費の支払時期	一般支払(大会後に支払)

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	指標なし
達成度合い	チーム数、観客数等が数値目標になりえないた
	め、達成度が設定できない。

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 49】	明確な成果指標について

#### 【意見49】明確な成果指標について

当事業に対して、大会実施後の振り返りや大会の警備を実施する警察署からの振り返りコメントを主催者と共有しているものの、明確な成果指標に基づく評価は行われていない。そのため、当該事業の目標達成度の評価を実施することができず、適切な振り返りや改善点の検討が有用な形で行われているようには見受けられない。

当該事業は、スポーツ推進計画で定められた「する」、「みる」、「ささえる」の中で仙台市民の「みる」を振興する事業であることから、確かに直接の支出効果を把握することが困難であるかもしれない。しかしながら、事業の有効性を高めることは市民からの信頼性を確保する上でも不可欠であるため、スポーツ推進事業においても明確な指標は必要であると考える。

例えば、駅伝開催前後における市民のスポーツ実施頻度の推移や、ボランティアへの参加率等の明確な成果指標を設定し、事業の効果を測定することが望まれる。

## 【No.5-4: プロサッカー推進】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	プロサッカー推進	
URL	http://www.city.sendai.jp/sports-	
	jigyo/kurashi/manabu/sports/net/kyogikai.html	
所管部署	文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課	
根拠法令等の名称	_	

# ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	仙台市をホームタウンとする「ベガルタ仙台」を支援する
	ことにより、スポーツ文化の振興、地域の活性化を推進
	する。
解決すべき課題	より効率的な支援体制を構築するとともに、行政の役割
	について検討し、チームのより一層の自立を促す必要が
	ある。また、チームの集客力を交流人口の拡大につなげ
	るための取り組みを推進する。
事業の内容	・地域密着推進事業(各種スポーツ教室開催、地域間
	交流事業、フラッグ作成掲出、選手地域交流促進等)
	・広報事業(地下鉄車両・駅での広告掲出、スタジアム
	周辺装飾強化等)
	・イベント事業(開幕戦イベント支援、ホーム最終戦イベ
	ント支援)
	・支援活動助成(ベガルタ仙台を支援する活動に対する
	助成等)
事業実施期間	毎年4月1日から翌年3月31日

### ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	15,000	15,000	15,000
最終補正予算額	15,000	15,000	15,000
決算実績額	15,000	15,000	12,000

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
負担金	12,000	ベガルタ仙台ホームタウン
		協議会負担金
その他	_	
合計	12,000	

主な対象経費の算定	(負担金)
方法	予算案の総会での承認
経費の支払時期	一般支払(総会後に支払)

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

指標なし
プロチームの地域密着支援を目的とした組織の
負担金のため、達成度が設定できない。

#### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 50】	負担金について

#### 【意見50】負担金について

市はベガルタ仙台ホームタウン協議会(以下「ベガルタ仙台協議会」という。)に対して負担金を支払っている。ベガルタ仙台協議会の目的については、ベガルタ仙台ホームタウン協議会規約に『仙台市をホームタウンとするベガルタ仙台を支援し、ベガルタ仙台とともにサッカーを核としたスポーツ文化の振興、青少年の健全育成及び地域の活性化に寄与することを目的とする。』と記載されており、ベガルタ仙台による各種スポーツ教室の支援、地下鉄や泉中央駅前等の広告の掲載、及びベガルタ仙台ホームタウンフェスタ等の開催等の事業を実施している。

過去からのベガルタ仙台協議会への負担金支出額は以下のとおりであり、市はベガルタ仙台協議会の一員として関わっているが、当該事業に関する明確な成果指標がないことから客観的な成果の評価ができていない。また、それは目指す姿が曖昧であることから生じているようにも思える。

長期的にベガルタ仙台協議会の自主性、独立性を後押しする役割が市にあるとすれば、今のような毎年一定額の負担金を支出するだけでは、その自主性、独立性を高めることを阻害してしまう恐れがあり、不十分である。

市はスポーツ文化の振興、地域の活性化を目的とし、行政としてどのような役割を目指すのか、 資金の支援だけではない支援の在り方や、ボランティアの活用、市施設の使用方法等を含め今後 より具体的な形を検討していくことが望まれる。

#### ベガルタ仙台協議会に対する負担金の推移

(単位:千円)

平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
15,000	15,000	15,000	15,000	12,000

(出典:ベガルタ仙台ホームタウン協議会事業報告書をもとに監査人が作成)

## 【No.5-5: プロ野球地域密着促進】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	プロ野球地域密着促進
URL	https://www.rakuteneagles-myteam.com/
所管部署	文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課
根拠法令等の名称	_

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	仙台市を本拠地とする「東北楽天ゴールデンイーグル
	ス」が地元に定着するよう、支援組織を通じた観客創出
	を図り、地域密着を支援する。
解決すべき課題	インバウンド施策や観光プロモーション等の分野におけ
	る球団との連携を強化しながら、チームの集客力を交流
	人口の拡大につなげるための取り組みを推進する。
事業の内容	応援フラッグ掲出、被災者支援イベントへの協力、小中
	学生の健全育成事業、野球教室、地域密着推進イベン
	トほか
事業実施期間	毎年1月1日から12月31日

## ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	600	600	600
最終補正予算額	600	600	600
決算実績額	600	600	600

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
負担金	600	楽天イーグルス・マイチー
		ム協議会負担金 500
		楽天イーグルス・マイチー
		ム協議会年会費 100
その他	-	
合計	600	

主な対象経費の算定	(負担金)
方法	予算案の総会での承認
経費の支払時期	一般支払(総会後に支払)

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	指標なし
達成度合い	プロチームの地域密着支援を目的とした組織の
	負担金のため、達成度が設定できない。

## ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 51】	負担金について

#### 【意見51】負担金について

市は楽天イーグルス・マイチーム協議会(以下「楽天イーグルス協議会」という。)に対して負担金を支払っている。楽天イーグルス協議会の目的については、楽天イーグルス・マイチーム協議会規約に「本協議会は、宮城県をフランチャイズとする東北楽天ゴールデンイーグルスを支援する組織を結成し、楽天イーグルスと密接な連携を保ちながら、地域密着型球団として仙台、宮城さらには東北に、しっかりと根を下ろすようさまざまな活動を実施し、地域振興ならびに野球をはじめとしたスポーツの振興に寄与する。」と記載されており、楽天イーグルス協議会による新入団選手のお披露目会・壮行会、シーズンキャンプ壮行式、久米島キャンプ激励訪問等の事業を実施している。

過去からの楽天イーグルス協議会への負担金支出額は600千円と一定であり、市は楽天イーグルス協議会の顧問・幹事として関わっているが、当該事業に関する明確な成果指標がないため明確な成果の評価ができていない。また、それは目指す姿が曖昧であることから生じているようにも思える。

長期的に楽天イーグルス協議会の自主性、独立性を後押しする役割が市にあるとすれば、今のような毎年一定額の負担金を支出するだけでは、その自主性、独立性を高めることを阻害してしまう恐れがあり不十分である。

市はスポーツ文化の振興、地域の活性化を目的とし、行政としてどのような役割を目指すのか、 資金の支援だけではない支援の在り方や、ボランティアの活用、市施設の使用方法等を含め今後 より具体的な形を検討していくことが望まれる。

# 【No.5-6: プロバスケットボール推進】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	プロバスケットボール推進	
URL	http://www.city.sendai.jp/sports-	
	jigyo/kurashi/manabu/sports/prosports/kyogikai.html	
所管部署	文化観光局文化スポーツ部スポーツ振興課	
根拠法令等の名称	_	

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	プロバスケットボール B リーグに所属する仙台 89ERS が
	地域に定着するよう、支援組織を通じて主催試合への
	誘客促進を図り、地域密着を支援する。
解決すべき課題	仙台89ERSの更なる地域密着を進めるため、サポートの
	拡充を図るとともに、チームを活用した地域活性化を推
	進する。また、チームの集客力を交流人口の拡大につ
	なげるための取り組みを推進する。
事業の内容	・クラブの取り組む事業等への支援及び応援機運醸成
	事業(B リーグ及び仙台 89ERS に関する PR 等)
	・バスケットボールを核とした地域スポーツ振興事業(ホ
	ームアリーナ周辺の装飾、地元イベントへの参加・支援
	等)
	・クラブを核とした地域・経済活性化事業(ホームアリー
	ナ周辺商店街との連携強化等)
	・青少年の健全育成事業(学校訪問活動支援等)
事業実施期間	毎年7月1日から翌年6月30日

## ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	1,500	1,500	1,500
最終補正予算額	1,500	1,500	1,500
決算実績額	1,500	1,500	1,500

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
負担金	1,500	仙台 89ERS ホームタウン
		協議会負担金
その他	_	
合計	1,500	

主な対象経費の算定	(負担金)
方法	予算案の総会での承認。
経費の支払時期	一般支払(総会後に支払)

指標なし
プロチームの地域密着支援を目的とした組織の負担金のため、達成度が設定できない。

No.	表題
【意見 52】	負担金について

#### 【意見52】負担金について

市は仙台 89ERS ホームタウン協議会(以下「仙台 89ERS 協議会」という。)に対して負担金を支払っている。仙台 89ERS 協議会の目的については、仙台 89ERS ホームタウン協議会規約に「協議会は、会員団体相互で連携し仙台市をホームタウンとする仙台 89ERS が一層多くの人々に愛され地域に密着した球団となるよう支援し、バスケットボールを核としたスポーツ文化の振興、地域活性化に寄与することを目的とする。」と記載されており、仙台 89ERS 協議会による緊急メッセージ発信企画、B2 プレーオフパブリックビューイング、その他 PR 活動等の事業を実施している。

過去からの仙台 89ERS 協議会への負担金支出額は 1,500 千円と一定であり、市は仙台 89ERS 協議会の会長として関わっているが、当該事業に関する明確な成果指標がないため明確な成果 の評価ができていない。また、それは目指す姿が曖昧であることから生じているようにも思える。

長期的に仙台 89ERS 協議会の自主性、独立性を後押しする役割が市にあるとすれば、今のような毎年一定額の負担金を支出するだけでは、その自主性、独立性を高めることを阻害する恐れがあり、不十分である。

市はスポーツ文化の振興、地域の活性化を目的とし、行政としてどのような役割を目指すのか、 資金の支援だけではない支援の在り方や、ランティアの活用、市施設の使用方法等を含め今後より具体的な形を検討していくことが望まれる。

## (6)観光促進

# 【No.6-1: 体験プログラム創出】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	体験プログラム創出
URL	https://sendai-experience.com/ja/
所管部署	文化観光局観光交流部観光課
根拠法令等の名称	-

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	仙台市交流人口ビジネス活性化戦略で掲げる「日本一
	の体験都市」を実現するため、1,000本の体験プログラム
	の発掘・創出に取り組む。
解決すべき課題	モノ消費からコト消費へ消費者のニーズが変化する中、
	宿泊者数を増加させるための魅力的な体験コンテンツ
	が少ない。
事業の内容	(公財)仙台観光国際協会に専門チームを配置し、既存
	の体験プログラムの発掘を行うほか、新たな体験プログ
	ラムの創出に取り組む。発掘・創出したプログラムは体験
	プログラム専用ウェブサイトに掲載し、プロモーションを
	行うことで利用促進を図る。
事業実施期間	令和元年度~令和3年度(3か年)

### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	_	42,462	46,393
最終補正予算額		42,660	42,815
決算実績額		41,417	39,000

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
補助金	31,014	仙台観光国際協会補助金
		(体験プログラム創出事
		業)
補助金	3,630	仙台観光国際協会補助金
		(体験プログラム創出事業
		【コロナ対応分】)
委託料	4,356	体験プログラム発信 web シ
		ステム多言語化業務委託
合計	39,000	

主な対象経費の算定	補助金:補助金交付決定書
方法	委託料:見積書
経費の支払時期	補助金:四半期ごとの概算払、確定時に精算
	委託料:精算払

成果指標	体験プログラム 1,000 本の達成
達成度合い	令和 2 年度末までに 943 本のプログラムを発掘・
	創出済み。

No.	表題
【指摘8】	業務委託仕様書の記載誤りについて
【意見 53】	補助金の変更申請について

#### 【指摘8】業務委託仕様書の記載誤りについて

市は当該事業費として、体験プログラム発信 Web システムの改修に関する業務委託料を約4,356 千円支出している。業務委託契約書等を閲覧した結果、業務委託契約の際に添付されている業務委託仕様書の成果品である実施報告書の納期限が令和2年3月と前年の日付になっていた。

単純な誤りかもしれないが業務委託仕様書の日付が誤りである場合、事業の実施期間を把握することや、年次での実施事項を正しく管理することができない。また、全体的な書類の信頼性にも疑義が生じうる。

市は、書類事務を適切に行うため、書類が適切に作成されていることを漏れなく確認する必要がある。

#### 【意見53】補助金の変更申請について

体験プログラム創出事業において、公益財団法人仙台観光国際協会(以下「仙台観光国際協会」という。)の専門チームが既存または新たな体験プログラムの発掘・創出に取り組んでおり、市は仙台観光国際協会に対して補助金を支出している。

仙台市補助金等交付規則(以下「規則」という。)によると、「補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をするときは、市長に申請し、その承認を受けるべきこと」とされており、また、公益財団法人仙台観光国際協会運営費等補助金交付要綱(以下「仙台観光国際協会補助金交付要綱」という。)によると、「規則第5条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものとする。」、「市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じて実地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定する」とされている。

仙台観光国際協会に対する補助金の資料を確認したところ、仙台観光国際協会により令和2年4月に、当該補助金交付申請がなされた後、6月26日に1回目、8月4日に2回目、及び令和3

年2月8日に3回目の補助金事業変更承認申請がなされ、3月31日に実績報告書が提出されている。

交付すべき補助金の額の確定は、仙台観光国際協会からの実績報告を受け、市が行うこととなるが、補助事業等に要する経費は当初予算から増減する場合がある。そのため規則では、「補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更をすると」、と記載されているが、当該経費の変動について、そもそもいつの時点で変更承認申請をするべきなのか、果たして実績報告だけで足りるのか等、不明確な面があるように感じた。

特に令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、当該経費が第3回変更予算38,443 千円から実績額34,644 千円と9.9%減少しており、市として実績報告という形で報告を受けるだけでは不十分であった可能性がある。

このように変更承認申請に関する明確な数値基準がない状況においては、変更申請の時期に 関する運用に恣意的な判断の入る余地がある。例えば、補助事業等に要する経費に何%以上の 変動があった場合には変更承認申請が必要など運用上の条件を明確に定め、事業者側の担当 者による判断に恣意性が介入する余地が少なくなるルール作りについて検討することが望ましい。

#### (参考)

仙台市補助金等交付規則(抜粋)

#### (交付の条件)

第五条 市長は、補助金等の交付の決定をする場合において、次に掲げる条件を付すものとする。

一 補助事業等に要する経費の配分又は補助事業等の内容の変更(市長の定める軽微な変更を除く。)をするときは、市長に申請し、その承認を受けるべきこと

#### 公益財団法人仙台観光国際協会運営費等補助金交付要綱(抜粋)

#### (交付の条件)

第 9 条 規則第 5 条第1項第1号に規定する市長の定める軽微な変更は、補助対象事業の内容の変更(当初事業目的を変更しない範囲のものに限る。)で、補助金の額に変更を生じないものとする。

#### (補助金の額の確定等)

第 14 条 市長は、前条の規定による実績報告を受けた場合において、当該報告にかかる書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行った上で、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとし、規則第 13 条の規定による通知は、公益財団法人仙台観光国際協会補助金確定通知書(様式第 9 号)により行うものとする。

# 【No.6-2: 交流人口ビジネス表彰制度】

### ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	交流人口ビジネス表彰制度
URL	https://www.city.sendai.jp/contentsoushutsu/kouryu
	uzinkoubusinesstaishou.html
所管部署	文化観光局観光交流部観光課
根拠法令等の名称	仙台市交流人口ビジネス活性化戦略

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

観光関連事業者の新たな取り組みや事業者の交流人
ロビジネスへの新規参入を促し、地域経済の活性化及
び交流人口ビジネスの担い手の発掘・育成を図ることを
目的としている。
地域における観光関連の新たな取り組みや新規事業者
等交流人口ビジネスの担い手の不足
交流人口ビジネスコンテストとしてビジネス部門、アイデ
ア部門の 2 部門において、大賞、優秀賞、特別賞を表
彰し、賞金を授与するほか、新たな取り組みや交流人口
ビジネスのアイデアについて新聞やウェブ等を活用して
PRする。
令和元年度~令和3年度(3か年)

### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	_	5,723	4,226
最終補正予算額	_	5,525	4,226
決算実績額	_	1,907	3,922

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託料	3,197	仙台市交流人口ビジネス
		表彰事業に係る広報・運
		営業務
報償費	560	「仙台市交流人口ビジネス
		表彰」賞金
その他	165	募集チラシ印刷、挟込み
		チラシ広告実施業務、審
		查委員報酬、「仙台市交
		流人口ビジネスコンテスト」
		会場使用料、飲料費
合計	3,922	

主な対象経費の算定	委託料:見積書
方法	報償費:見積書
経費の支払時期	委託料:精算払
	報償費:精算払

成果指標	応募事業数
達成度合い	応募状況
	令和元年度 41 事業
	ビジネス部門 16 アイデア部門 25
	令和 2 年度 175 事業
	ビジネス部門 13 アイデア部門 162

No.	表題
【意見 54】	少額随意契約について
【意見 55】	契約の単位について

#### 【意見54】少額随意契約について

当該事業において、以下の随意契約を特命で締結している。

契約内容	契約額(円)	予定価格(円)	少額随意基準額に対 する割合
募集チラシデザイン業務	99,000	99,000	99.0%
ステッカーデザイン業務	99,000	99,000	99.0%

この点、随意契約は、地方自治法に該当する場合その他法律上特に認められた場合でない限り、行うことはできないものとされている。(地方自治法施行令第167条の2)

仙台市では随意契約の締結について適正な運用を図るために、「随意契約ガイドライン」を定め 統一的な指針を示している。そのなかで、随意契約を行うことができる事由として、「少額の契約を するとき」として一定の予定価格の基準を定めている。加えて、「これ(少額の契約)に該当する場 合でも 10 万円以上であれば、当然に特命が許容されるわけではなく、見積もり合わせを原則とす ること」と定められている。この規定は裏を返すと、"10 万円未満であれば特命で1者を選定し、見 積もり合わせを行わずにそのまま契約することができる"と解釈することができ、慣行として随意契 約が行われている。

当該契約も上記の規定に基づき行われており、市が定めたルールの範囲内ではあるが、あまりにも基準額に近似する契約が行われていると、10 万円という基準額が独り歩きしてしまっている印象である。もしかしたら基準額より幾分安く契約できるかもしれないが、基準額以内であるからと追加の検討が不足してしまっている可能性がある。

取引の内容から偶然に近似の金額になることも当然あるとは思われるが、市の職員の意識としても、"10 万円以下だからいいか"といったようなことがもしあれば、費用の最小化に対する牽制が弱くなってしまう懸念がある。

今回は特に、過去から同じ事業者へ複数件発注してあったことから、外部から見た場合は、公正 な競争が働いていないようにも見受けられた。

一つ一つの契約は金額的には少額であっても、市全体で何年も何年も積み重なると多額の金

額となってしまうため、場合によっては相見積もりの原則に戻るべきである。例えば、契約額が基準額に近似する場合は、一定割合は別途相見積もりを取得する等の追加の検討を行うことが望まれる。

### 【意見55】契約の単位について

当該事業において、「ステッカーデザイン業務」と「表彰状作成業務」のデザイン・印刷として類似する業務を、2件同一の日付で、同一の事業者との間で随意契約として委託している。

一般的な話であるが、事務処理の効率を重視する場合、担当者心理としては、相見積もりの基準額に届かないように委託業務を分割する誘因が生じてしまうものと考える。当該事業においてはそのような意図は全くなく異なる業務の委託であるとのことであったが、結果からみると、ステッカーデザイン、表彰状作成業務というデザイン・印刷業務を同一日付で同じ業者に随意契約で発注している。

この点、少額契約について随意契約の例外を設けているのは、事務工数が増加して結果として 事務関連業務が非効率となってしまうことを抑制する趣旨と思われるが、金額基準は政策的に設 定されているにすぎないため、これに囚われすぎるようなことがあれば妥当ではない。必要に応じ て、原則どおりの競争が働く形での契約を検討することが望ましい。

複数の少額契約を同一の業者と締結する場合は、基準額を回避する意図はないことを市民に対して十分説明できるように、合理的な理由を記録として残しておくことが望まれる。

# 【No.6-3: 仙台七夕まつり協賛会負担金事業】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	仙台七夕まつり協賛会負担金
URL	https://www.sendaitanabata.com/
所管部署	文化観光局観光交流部観光課
根拠法令等の名称	-

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	開催支援のため助成を行うとともに、本市の観光資源として国内外に発信し、観光客の誘致を図る。
解決すべき課題	本市を代表する祭りとして、感染症対策も踏まえその継続を支援する必要がある。
事業の内容	仙台七夕まつりへの負担金助成(開催準備等経費) ※令和2年度は中止に伴う代替事業実施に係る費用及 び感染症予防に配慮したイベント形態の検討や感染 症対策ガイドライン策定に係る経費を負担
事業実施期間	各年度、8月6日、7日、8日の3日間のまつり開催前に負担金を支出 ※令和2年度は中止に伴う代替事業実施後に負担金を 支出

#### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	35,000	35,000	35,000
最終補正予算額	35,000	35,000	35,000
決算実績額	35,000	35,000	30,823

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
負担金	30,823	仙台七夕まつり協賛会負
		担金(感染症予防に配慮
		したイベント形態の検討や
		感染症対策ガイドライン策
		定に係る経費 1,423 を含
		む)
合計	30,823	

主な対象経費の算定	負担金交付依頼書
方法	
経費の支払時期	前払
	※令和2年度は代替事業実施後に負担金を支出

<b>六田</b>	17数 成別点対策がひことの等字
成果指標	入込数、感染症対策ガイドラインの策定
達成度合い	・入込数
	平成 30 年度 202.6 万人
	令和元年度 224.9 万人
	令和2年度 開催中止
	・感染症対策ガイドラインが策定され、これに
	基づく感染症対策を徹底のうえ、令和3年
	度にイベントが開催された

No.	表題
【意見 56】	負担金額の検討について

#### 【意見56】負担金額の検討について

仙台七夕まつりは市にとって重要な観光資源であるとの位置づけのため、市は基本的にまつり 協賛会からの負担の求めに応じて金銭を負担している。

今回は新型コロナウイルス感染症の影響で祭り自体は中止となったものの、代替事業が行われたため、結果として市の負担額は29百万円となっている。(前年度:35百万円、予算:35百万円) 七夕まつりは、市民にとって大切な祭りであり、重要な観光資源であることから負担自体について意見を行うものではないが、現状では、過去から継続して同額の負担が行われてきたのが実態となっている。

現在の負担の在り方が今後も妥当であるのか、今回、コロナ禍を契機にイベントに対する様々な 意見も出てくると考えられるため、市によるお祭りへの関与の在り方も含めて検討することが望まれ る。

# 【No.6-4: 仙台・青葉まつり開催補助事業】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	仙台・青葉まつり開催補助
URL	http://www.aoba-matsuri.com/
所管部署	文化観光局観光交流部観光課
根拠法令等の名称	仙台・青葉まつり補助金交付要綱

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	開催支援のため補助金の交付を行うとともに、本市の観 光資源として国内外に発信し、観光客の誘致を図る。
解決すべき課題	本市を代表する祭りとして、感染症対策も踏まえその継続を支援する必要がある。
事業の内容	仙台・青葉まつりの補助金交付(開催準備等経費) ※令和2年度は中止に伴う代替事業実施に係る費用及 び感染症予防に配慮したイベント形態の検討や感染 症対策ガイドライン策定に係る経費を補助
事業実施期間	各年度、5月第3日曜日とその前日のまつり開催前に補助金を支出 ※令和2年度は中止に伴う代替事業実施後に補助金を 支出

### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	37,911	32,000	34,049
最終補正予算額	37,911	32,412	22,000
決算実績額	33,886	32,403	19,588

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
補助金	19,588	仙台・青葉まつり協賛会補
		助金(感染症予防に配慮
		したイベント形態の検討や
		感染症対策ガイドライン策
		定に係る経費 1,728 を含
		む)
合計	19,588	

主な対象経費の算定	仙台・青葉まつり補助金交付決定書
方法	
経費の支払時期	前金払
	※令和2年度の代替事業実施に係る費用は確定払

成果指標	入込数
達成度合い	平成 30 年度 90 万人
	令和元年度 97.15 万人
	令和2年度 開催中止

No.	表題
【指摘 9】	補助金交付申請書について

#### 【指摘9】補助金交付申請書について

当該事業は、仙台市を代表する祭りである仙台・青葉まつりの開催支援のため補助金の交付を 行うとともに、本市の観光資源として国内外に発信し、観光客の誘致を図るものである。

当該事業の中で、助成金の交付申請における必要書類として、補助金交付申請書の提出が要綱にて定められている。当該事業において、補助金交付申請書は提出されているものの、申請書の日付に本来令和3年と記載するべきところ、令和2年と記載されるという誤りがあった。

市担当者に確認したところ、令和 2 年という記載は誤りであり、受領時に確認した際に発見することが出来なかった、との回答を得た。

市は、申請書が適切に作成されていることを確認する責任があり、必要な情報が網羅的に記載された書類にて確認する必要があると考える。

## 【No.6-5: SENDAI 光のページェント開催補助事業】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	SENDAI 光のページェント開催補助
URL	https://sendaihikape.jp/
所管部署	文化観光局観光交流部観光課
根拠法令等の名称	SENDAI 光のページェント補助金交付要綱

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	開催支援のため補助金の交付を行うとともに、本市の観 光資源として国内外に発信し、観光客の誘致を図る。
解決すべき課題	本市を代表するイベントとして、感染症対策も踏まえその継続を支援する必要がある。
事業の内容	SENDAI 光のページェントへの補助金交付(イルミネーション関係費) ※令和 2 年度は上記に加え、大型観光イベント事業継続補助金(感染症予防に配慮したイベント形態の検討や感染症対策ガイドライン策定に係る費用)を交付
事業実施期間	各年度、例年 12 月上旬~31 日の開催前に補助金を支 出

### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	30,000	30,000	30,000
最終補正予算額	30,000	30,000	30,000
決算実績額	30,000	30,000	30,000

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
補助金	30,000	SENDAI 光のページェント
		補助金
合計	30,000	

主な対象経費の算定	SENDAI 光のページェント補助金交付決定書
方法	
経費の支払時期	前金払

### ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	入込数、感染症対策ガイドラインの策定	
達成度合い	・入込数	
	平成 30 年度 235 万人	
	令和元年度 285 万人	
	令和2年度 26万人	
	・感染症対策ガイドラインが策定され、これに	
	基づく感染症対策を徹底のうえ、令和2年	
	度にイベントが開催された。	

# ⑥監査の結果

特段の指摘事項は検出されなかった。

# 【No.6-6: その他まつり等開催支援事業】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	その他まつり等開催支援
URL	http://www.tanabata-hanabi.jp/
	https://sendaihikape.jp/
	https://www.j-streetjazz.com/
	https://michinoku-yosakoi.net/
所管部署	文化観光局観光交流部観光課
根拠法令等の名称	•仙台七夕花火祭補助金交付要綱
	・定禅寺ストリートジャズフェスティバル補助金交付要
	<b>新聞</b>
	・みちのくYOSAKOIまつり補助金交付要綱
	・大型観光イベント事業継続補助金交付要綱

## ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	まつり事業への広報費等の補助金のほか、新型コロナウ
	イルス感染症拡大により甚大な影響を受けている大型
	観光イベント事業を継続させるために必要な経費(感染
	予防に配慮したイベント形態の検討・事業計画の策定
	等)に対し、補助金を交付する。
解決すべき課題	本市を代表するイベント等として、感染症対策も踏まえ
	その継続を支援する必要がある。
事業の内容	仙台七夕花火祭、定禅寺ストリートジャズフェスティバ
	ル、みちのくYOSAKOIへの広報費等の補助のほか、各
	イベントにおける感染症予防に配慮したイベント形態の
	検討や感染症対策ガイドライン策定に係る経費へ補助
	金の交付
事業実施期間	各年度、各まつりイベントの開催前に補助金を支出
	・仙台七夕花火祭 毎年8月5日
	・定禅寺ストリートジャズフェスティバル 毎年9月第2日

曜日とその前日	
・みちのく YOSAKOI まつり	毎年10月第2月曜の直前
の土曜、日曜日	

# ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	28,000	22,500	27,551
最終補正予算額	23,001	22,727	29,168
決算実績額	19,700	20,226	17,912

# ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

	令和2年度	主な内容
補助金	14,214	大型イベント事業継続支
		援事業補助金(SENDAI光
		のページェント: 5,097、定
		禅寺ストリートジャズフェス
		ティバル:3,693、みちのく
		YOSAKOI まつり:3,944、
		仙台七夕花火祭:1,478)
補助金	2,000	定禅寺ストリートジャズフェ
		スティバル補助金
補助金	1,500	みちのく YOSAKOI まつり
		補助金
補助金	198	仙台七夕花火祭補助金
合計	17,912	

主な対象経費の算定	・大型イベント事業継続補助金確定通知書
方法	・定禅寺ストリートジャズフェスティバル補助金交付決
	定書
	・みちのく YOSAKOI まつり補助金交付決定書
	•仙台七夕花火祭補助金交付決定書
経費の支払時期	・大型イベント事業継続補助金:概算払
	・定禅寺ストリートジャズフェスティバル補助金:概算
	払
	・みちのく YOSAKOI まつり補助金:概算払
	•仙台七夕花火祭補助金:前金払

成果指標	入込数、感染症ガイドラインの策定等		
達成度合い	1 入込数		
	・仙台七夕花火祭		
	平成 30 年度 45 万人		
	令和元年度 47 万人		
	令和2年度 開催中止		
	・定禅寺ストリートジャズフェスティバル		
	平成 30 年度 72 万人		
	令和元年度 77万人		
	令和2年度 開催中止		
	・みちのく YOSAKOI まつり		
	平成 30 年度 45 万人		
	令和元年度 開催中止		
	令和2年度 開催中止		
	2 感染症ガイドラインの策定等		
	各イベント団体の感染症ガイドラインの策定等に係		
	る補助金を支出(支出実績については④のとおり)		

No.	表題
【意見 57】	補助金交付要綱に基づく実績報告について

#### 【意見57】補助金交付要綱に基づく実績報告について

みちのく YOSAKOI まつりについて、市は、「みちのく YOSAKOI まつり補助金交付要綱」を定め、 一般社団法人みちのく YOSAKOI 協議会の請求に基づき、広報費に対する補助金を交付してい る。

要綱によると、補助金を交付する場合は、「交付の申請→交付決定及び交付→状況報告→実 績報告→補助金の額の確定」といった手続が求められる。

この点、令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となったことから、要綱記載の申請期限である 9 月 30 日までの申請は行われず、翌年 2 月に申請が行われている。当該申請に基づき交付申請とこれに対する交付決定が行われているものの、実績報告書の提出や市からの補助金確定通知は行われておらず、要綱に準拠した手続が行われておらず、補助金の確定手続きとしては不足しており妥当ではない。

これは、コロナ禍による緊急事態であり、交付申請が実績報告を兼ねているものであるためやむを得ない面があるが、ルールを省略した例外的な手続が行われる場合には慎重な検討が必要となる。また、今後例外的な事項が生じたとしても後任の担当者が弾力的に対応できるように検討過程自体は形として残しておくべきである。

## 【No.6-7: 伊達武将隊を活用した観光客誘致】

### ① 事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	伊達武将隊を活用した観光客誘致	
URL	https://datebusyou.jp/	
所管部署	文化観光局観光交流部観光課	
根拠法令等の名称	-	

### ② 事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	奥州・仙台おもてなし集団伊達武将隊を活用し、仙台城		
	跡によるおもてなし活動のほか、様々な手法によるプロ		
	モーションを行うことで誘客促進を図る。		
解決すべき課題	仙台を訪れる旅行者に対し、滞在時間を延伸するため		
	の観光情報の提供やおもてなしの不足。		
事業の内容	伊達武将隊を運営する団体に対して、仙台城跡でのお		
	もてなし活動や、仙台市が関わる観光関連イベントに観		
	光 PR のために演舞等を披露いただくほか、YouTube 等		
	を活用した観光情報の発信を行う。		
事業実施期間	継続的に取り組んでいる。		

## ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	32,178	32,476	32,820
最終補正予算額	32,178	32,806	32,820
決算実績額	32,178	32,805	32,819

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容	
委託料	32,819	武将隊を活用した誘客推	
		進業務委託	
合計	32,819		

主な対象経費の算定	見積書
方法	
経費の支払時期	区分払

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	仙台城跡でのおもてなし等	
達成度合い	・仙台城でのおもてなし・演武(93 日)	
	・市内イベントへの出演、本市の観光関連事業への	
	出演や取材対応、おもてなし案内等(19日)	
	・このほか、コロナ禍を踏まえ、SNS や YouTube を活	
	用して仙台の魅力の発信(133件) 等	

## ⑥監査の結果

No.	表題
【指摘 10】	完了報告について
【意見 58】	コロナ禍における委託料の実績について
【意見 59】	経費の報告について
【意見 60】	音響費、機材費の単価について

#### 【指摘10】完了報告について

委託仕様書や契約書において、完了報告書の提出が求められている。しかしながら、作業時間を中心とした一部完了報告が 12 か月分提出されているが、全体的な完了報告は受け取っていない。その結果、現状の実務は委託仕様書に規定される業務に関する提案が残っていないなど、契約書等の文言規定と一部乖離が生じており妥当とは言えない。

区分払い事務を行うための書類としては過不足ないとのことであるが、時間の報告だけで総括 的な完了の報告がない場合は、市において委託内容の実績の十分な検討が困難となる面も生じ 得る。受託し業務を実施した結果や課題・対応等、今後の委託内容の改善に役立つような意見を 含めた完了報告書をもらうなど、今後の仕様の在り方に役立てるような対応が望まれる。

市は、委託仕様書や契約書の趣旨を勘案し、適切な報告を求めるべきである。

#### 【意見58】コロナ禍における委託料の実績について

当該委託契約では、総額に上限を設けた上で、当初合意した単価に実績数を乗じて委託料が支払われる仕組みとなっている。このような契約であれば、一般的に、受託者側としては委託金の上限に向けて予算を消化しようとする誘因が働くことと考えられる。そのため委託側として、受託業者にそのような誘因が働いていないか等、委託内容とその実績と効果について冷静に検討する必要がある。

この点当該委託においては、当初国内外の各種イベントへの参加を含めて委託していたが、新型コロナウイルス感染症の影響でイベントへの参加機会はなくなった。その分を配信 PR に切り替えて履行しているが、視聴数は必ずしも多くはなかった。誰もが比較的簡易に動画配信を行うことができる環境では膨大な量のコンテンツに埋もれてしまい、PR として効果はそれほど大きくないように感じた。配信を行うことである程度 PR になる点は否定するものではないが、観光客の集客に寄与しているかと言えば疑問となる結果である。そのため、もし十分に効果を得られないような状況があれば弾力的に委託内容を見直すことが望まれる。

なお、当該観光 PR の委託は、同一の事業者に対して過去より継続して 10 年超の期間にわたり行われているが、その間委託額の微増微減はあったものの、総額では大きく変更はない。業者の活動実績や観光 PR コンテンツとしての有効性を評価したうえで毎期受託額を決定しているとの説明であったが、検討過程は明確にされていない。委託額は、費用対効果を勘案し弾力的に検討される必要がある。また、その検討過程も残しておくべきである。

#### 【意見59】経費の報告について

一般管理費として10%の見積もりを受領し、実績額にも10%として2,712 千円が請求されているが、結果報告にあたり一行で記載されているだけで、特段の詳細報告は行われていない。市も10%は一般的な範囲内であり、当該費用の使途は受注者の裁量に委ねられているとの考えから、報告は求めていない。

この点、当該事業においては、そもそも、当該一般管理費の割合については仕様書では明記は されておらず、これが計上され請求されている点につき根拠が乏しいものである。もし、必要な経費 として認定するのであれば、仕様書に明記されるのが望ましい。

また、果たして一般管理費の計上がない場合に委託に支障をきたすようなものであるのか、その 妥当性については検討された上で規定することが望まれる。

#### 【意見60】音響費、機材費の単価について

観光 PR 委託において、音響費、機材費が計上されているが、1 日当たりの単価に日数を乗じて 請求されている。仕様通りの単価による請求ではあるが、これが年間の累計となった場合は、一般 的な相場に比べやや高額な印象を受けた。

支出内容は受託者が行っているリース料の支払いとの説明であるが、実際に業者が継続してリースを行っているか、もしくは過去の委託料の範囲で音響・機材を購入し、これを利用しているのかについて、市は関知していない。仮に業者が機材を購入して使用しているのであれば、現在支払っている委託費は実態よりも高額となる。

この点、年間を通して委託するのであれば、一日当たりの単価を継続して払うのではなく、市が 購入し貸与することも考えられる。

過去に設定した仕様が、現在においても合理的であるかどうかは継続的に検討を行う必要がある。音響機材や撮影機材は購入して利用した方が経済合理的な場合もあるため、効率的な支出となるように仕様の設計において十分検討すべきである。

# 【No.6-8: 修学旅行誘致等国内プロモーション】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	修学旅行誘致等国内プロモーション	
URL	-	
所管部署	文化観光局観光交流部観光課	
根拠法令等の名称	公益財団法人仙台観光国際協会運営費等補助金	
	交付要綱	

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	修学旅行生をはじめとする様々な層の誘客を図る。		
解決すべき課題	コロナ禍における効果的なアプローチの方法		
事業の内容	・動画配信サイトを活用したプロモーションや旅行代理		
	店訪問等による修学旅行誘致キャンペーン		
	・旅行業者に対する、旅行商品が掲載されたパンフレッ		
	トへの仙台の観光情報等の掲載に係る助成		
	・仙台プロスポーツネットと連携した誘致/情報発信		
	※仙台観光国際協会運営費等補助金として支出し、同		
	協会の事業として実施		
事業実施期間	概ね通年実施		
	修学旅行誘致キャンペーンは令和2年下半期に実施		

## ③事業の予算と実績

(単位:千円)

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	3,643	4,291	4,352
最終補正予算額	3,193	4,291	4,352
決算実績額	2,878	3,745	2,531

## ④直近決算実績の主な内訳、算定方法等

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
補助金	2,531	仙台観光国際協会補助金
合計	2,531	

主な対象経費の算定	補助金:補助金交付決定書
方法	
経費の支払時期	補助金:四半期ごとの概算払、確定時に精算

## ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	修学旅行誘致のための訪問件数
達成度合い	北関東(茨城、栃木、群馬)、信州(長野・新潟)の
	5 県の旅行代理店を訪問
	※このほか YouTube を活用して北海道へのプロ
	モーションを実施

## ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 61】	補助金の変更申請について

#### 【意見61】補助金の変更申請について

修学旅行誘致等国内プロモーション事業において、仙台観光国際協会が関係団体との連携による中学校教育旅行の誘致、東北教育旅行セミナーの実施、及び北関東、信州からの教育旅行の誘致等を実施しており、市は仙台観光国際協会に対して補助金を支出している。

この点、No.6-1 体験プログラム創出と同様、当該補助金の変更承認申請に関する明確な数値基準がない。基準がなければ運用上判断が入る余地があるため、補助事業等に要する経費に何%以上の変動があった場合には変更承認申請が必要等、条件を明確に定めることが望ましい。

## 【No.6-9: 仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会負担金】

### ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会負担金
URL	http://www.sendaimiyagidc.jp/
所管部署	文化観光局観光交流部観光課
根拠法令等の名称	-

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	宮城・仙台地域において、自治体や観光関連事業者が
	連携し、宮城・仙台地域の観光資源を広く PR することで
	イメージの向上を図るとともに、観光客の誘致を実現す
	ることで、地域振興と広域観光の活性化を目的とする。
解決すべき課題	仙台市のみならず、観光資源が豊富な宮城県が一体と
	なったイメージアップや誘客促進の取り組み
事業の内容	仙台・宮城観光ガイドブックの制作・配布や旅行会社を
	対象とした誘致キャラバン等各種観光プロモーションの
	実施
事業実施期間	継続的に取り組んでいる。

### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	20,000	20,000	34,000
最終補正予算額	20,000	20,000	34,000
決算実績額	20,000	20,000	34,000

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
負担金	34,000	仙台・宮城観光キャンペー
		ン推進協議会負担金
合計	34,000	

主な対象経費の算定	請求書
方法	
経費の支払時期	請求払

特になし
_

No.	表題
【意見 62】	成果指標について

#### 【意見62】成果指標について

市は当該事業に対し、明確な成果指標に基づく評価を行っていない。

確かに、観光客の誘致、地域振興と広域観光の活性化という目的に照らした成果指標の設定の難しさ、当該事業における効果測定の難しさについては理解できる。しかしながら、市の事業として実施している以上、目的の達成に関連する明確な指標を設定し、評価する必要がある。明確な指標がない場合には、PDCA(Plan-Do-Check-Action)のサイクルを効果的に行うことができない。

例えば、仙台・宮城観光キャンペーン推進協議会が実施する旅行会社等の訪問回数、イベントの参加者数、またはバスツアーの申込者数等の成果指標を設定し、その効果がどうだったのか、 費用対効果の観点も含めて測定・分析することが望まれる。

## 【No.6-10: その他観光客誘致宣伝】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	その他観光客誘致宣伝
URL	-
所管部署	文化観光局観光交流部観光課
根拠法令等の名称	_

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	関係団体との連携により観光振興・魅力発信を図る。
解決すべき課題	特になし
事業の内容	各種観光推進団体への負担金の支出 市役所等に飾る七夕飾りの制作・掲出 その他一般的事務費用
事業実施期間	通年 七夕飾りの掲出は7月上旬~8月8日

### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	77,514	64,664	35,278
最終補正予算額	74,383	64,602	31,778
決算実績額	63,809	60,472	31,880

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
負担金	27,336	13 団体への支出負担金
委託料	1,599	七夕飾り制作から掲出に
		係る費用
その他	2,945	その他観光客誘致宣伝事
		業に係る一般経費(パンフ
		レット等印刷費、ウェブサ
		イト保守等業務委託費、事
		務用品購入経費、デジタ
		ル複合機賃借料等)
合計	31,880	

主な対象経費の算定	負担金:請求書
方法	委託料:見積書
経費の支払時期	負担金:精算払
	委託料:精算払

# ⑤事業の成果指標と達成度合い

成果指標	特になし
達成度合い	各団体において、コロナ禍で実施できる範囲の事
	業を推進(観光プロモーション、地元ロケ作品
	PR、山の維持管理等)

### ⑥監査の結果

No.	表題
【意見 63】	負担金支出について

# 【意見63】負担金支出について

市は観光関連の関係団体に対して、令和2年度において以下のように負担金を支出している。

相手先 負担額 (単位:千円) (市の支出起案書より抜粋)  一般社団法人宮城県温 124 市町村会員となっているため 泉協会 公益社団法人日本観光 468 当該協会の会員となっており、会員の会費納入義 接興協会 第があるため 県立自然公園船形連峰 150 本市も組織の一員となっている協議会の運営に必 要なものであり、妥当なものであるため 宮城県蔵王観光開発推 315 当協議会の会員として負担金を支出することは必 要かつ妥当であるため 公益社団法人宮城県観 10,153 仙台市は会員となっているため会費を支出する必 要があるため 大都市観光協議会 - 令和2年度は負担金の請求なし。 公益社団法人宮城県物 364 本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥 当であるため 一般社団法人伝統的工 40 仙台箪笥や伝統こけしを有する本市として、当該事業を支援することは必要かつ妥当であるため 「伝統工芸品月間事業負担金」 一般社団法人伝統的工 50 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当 なものであるため
一般社団法人宮城県温   124 市町村会員となっているため   124 市町村会員となっているため   124 京協会   124 京協会の会員となっており、会員の会費納入義務があるため   1250 本市も組織の一員となっている協議会の運営に必御所山連絡協議会   126 本市も組織の一員となっている協議会の運営に必要なものであり、妥当なものであるため   126 当協議会の会員として負担金を支出することは必要かつ妥当であるため   10,153 仙台市は会員となっているため会費を支出する必要があるため   10,153 仙台市は会員となっているため会費を支出する必要があるため   10,153 本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥強限拠会   10,153 本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥強限拠会   10,153 本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥強に対した。   10,153 本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥強に対した。   10,153 本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥当であるため   10,154 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当であるため   10,155 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当であるため   10,155 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当であるため   10,155 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当であるため   10,155 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当 なものであるため   10,155 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当 なものであるため   10,155 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当 なものであるため
泉協会     公益社団法人日本観光
公益社団法人日本観光 接興協会 当該協会の会員となっており、会員の会費納入義務があるため
振興協会
県立自然公園船形連峰 御所山連絡協議会 要なものであり、妥当なものであるため 宮城県蔵王観光開発推 進協議会 315 当協議会の会員として負担金を支出することは必 要かつ妥当であるため 公益社団法人宮城県観 10,153 仙台市は会員となっているため会費を支出する必 要があるため 大都市観光協議会 - 令和2年度は負担金の請求なし。 公益社団法人宮城県物 364 本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥 産振興協会 40 仙台箪笥や伝統こけしを有する本市として、当該事 芸品産業振興協会 業を支援することは必要かつ妥当であるため 一般社団法人伝統的工 芸品産業振興協会 50 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当 芸品産業振興協会 なものであるため
御所山連絡協議会 要なものであり、妥当なものであるため 宮城県蔵王観光開発推 315 当協議会の会員として負担金を支出することは必要かつ妥当であるため 要があるため 要があるため 要があるため 要があるため 大都市観光協議会 一 令和2年度は負担金の請求なし。 公益社団法人宮城県物 364 本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥産振興協会 当であるため 当であるため 当であるため 当であるため 当を表して、当該事業品産業振興協会 業を支援することは必要かつ妥当であるため 「伝統工芸品月間事業負担金」 の本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当であるため なものであるため
宮城県蔵王観光開発推進協議会       315       当協議会の会員として負担金を支出することは必要かつ妥当であるため         公益社団法人宮城県観光連盟       10,153       仙台市は会員となっているため会費を支出する必要があるため         大都市観光協議会       一令和2年度は負担金の請求なし。         公益社団法人宮城県物産振興協会       364       本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥当であるため         一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会       業を支援することは必要かつ妥当であるため         一般社団法人伝統的工芸品月間事業負担金」       本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当なものであるため
進協議会       要かつ妥当であるため         公益社団法人宮城県観光連盟       10,153 仙台市は会員となっているため会費を支出する必要があるため         大都市観光協議会       - 令和2年度は負担金の請求なし。         公益社団法人宮城県物産振興協会       364 本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥当であるため         一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会「伝統工芸品月間事業負担金」       40 仙台箪笥や伝統こけしを有する本市として、当該事業を支援することは必要かつ妥当であるため         一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会       本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当なものであるため
公益社団法人宮城県観 光連盟       10,153 仙台市は会員となっているため会費を支出する必要があるため         大都市観光協議会       - 令和2年度は負担金の請求なし。         公益社団法人宮城県物産振興協会       364 本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥当であるため         一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会「伝統工芸品月間事業負担金」       40 仙台箪笥や伝統こけしを有する本市として、当該事業を支援することは必要かつ妥当であるため         一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会       50 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当なものであるため
光連盟       要があるため         大都市観光協議会       - 令和2年度は負担金の請求なし。         公益社団法人宮城県物産振興協会       364本市が当該団体の会員であることは、必要かつ妥当であるため         一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会「伝統工芸品月間事業負担金」       40 位当第や伝統こけしを有する本市として、当該事業を支援することは必要かつ妥当であるため         一般社団法人伝統的工芸品月間事業負担金」       本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当なものであるため
大都市観光協議会 - 令和2年度は負担金の請求なし。     公益社団法人宮城県物
<ul> <li>公益社団法人宮城県物産振興協会</li> <li>一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会</li> <li>一般社団法人伝統的工芸品月間事業負担金」</li> <li>一般社団法人伝統的工芸品月間事業負担金」</li> <li>一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会</li> <li>一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会</li> <li>本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当なものであるため</li> </ul>
産振興協会       当であるため         一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会「伝統工芸品月間事業負担金」       業を支援することは必要かつ妥当であるため         一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会       50 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当なものであるため
一般社団法人伝統的工芸品産業振興協会       40 仙台箪笥や伝統こけしを有する本市として、当該事業を支援することは必要かつ妥当であるため         「伝統工芸品月間事業負担金」       50 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当なものであるため
芸品産業振興協会 「伝統工芸品月間事業 負担金」 一般社団法人伝統的工 芸品産業振興協会 業を支援することは必要かつ妥当であることは必要かつ妥当なものであるため
「伝統工芸品月間事業 負担金」 一般社団法人伝統的工 芸品産業振興協会 50 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当 なものであるため
負担金」       50       本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当         芸品産業振興協会       なものであるため
一般社団法人伝統的工 芸品産業振興協会 50 本市が当該団体の会員であることは必要かつ妥当 なものであるため
芸品産業振興協会なものであるため
「会費」
仙台まるごとパス運営協 250 同協議会の会員として負担金を支出することは必
議会要かつ妥当であるため
せんだい・宮城フィルム 5,290 仙台や宮城の地域が映画やドラマ等映像作品の
コミッション 中で紹介されることは国内外問わず絶好のシティセ
ールスの機会となり地域活性化や映像文化の振
興、地域への経済波及効果が期待できるため。
仙台市観光シティループ 4,260 「るーぷる仙台」の事業主体である本市が利用促進
バス運行協議会の観点から広報宣伝事業の推進のために経費負
担を行うことは必要であるため

仙台市観光シティループ	6,681	「仙台市観光シティループバス事業に関する運行
バス運行協議会(運行負		協定書」に基づく過不足額の清算金
担金)		
泉ヶ岳関係団体連絡協	850	各会員からの負担金をもって事業を行っているた
議会		め

当該負担金のほとんどは、市が過去から組織の構成員や会員となっていることを理由として、基本的には関連団体の負担要請に応じて支出している。

一方で、観光振興は、具体的、客観的な効果が把握しにくい特徴を有するため、市では成果指標については具体的なものを設けていない。しかし、市が支出を行う上ではいったん構成員となったからと言って、機械的に負担を受け入れ続けるのは説明が不足している。支出を行うからには、支出相応の、または支出以上の効果があるかどうかは毎回検討されるべきである。

負担開始の当時は大きな意義があったものかもしれないが、時の流れにより、存在意義が乏しくなってしまったような団体があるかもしれない。市がそのような団体の費用を負担することで、延命したり、自浄作用がなくなり既得権益化するような可能性はどうしても残る。そのような可能性を少なくするためには、資金を提供するだけでなく、支出の効果について十分に検討し、より主体的に意見を発する等を行うべきである。

また支出の在り方については、特段の資料は残っていないことから、まだまだ検討の余地があると考える。今後新たな団体に負担金拠出することを受け入れる場合でも、公平性を確保する観点も含め恣意的な判断の余地を少なくするような基準があるのが望ましい。

# 【No.6-11: タイや台湾などを対象とした戦略的なプロモーション】

### ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	タイや台湾などを対象とした戦略的なプロモーション	
URL	https://www.city.sendai.jp/inbound/jigyosha/kezai/	
	gaikokujin/promotion.html	
所管部署	文化観光局観光交流部誘客戦略推進課	
根拠法令等の名称	_	

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	タイ、台湾を中心とした海外からの誘客促進
解決すべき課題	新型コロナウイルス感染症の影響により落ち込んだ仙台・東北におけるインバウンドの早期回復及び拡大
事業の内容	タイ・台湾を中心とした、現地旅行博への出展や旅行会 社の招請、メディアの招請等のほか、東京オリパラを契 機としたプロモーションの実施。
事業実施期間	通年

### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	29,974	47,066	81,660
最終補正予算額	26,119	62,024	48,060
決算実績額	25,152	56,872	18,593

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
委託費	13,787	東京オリパラを契機とした
		総合プロモーション(連携
		室再配当事業)
補助金	1,785	台湾インアウトバウンド事
		業
補助金	1,355	タイから東北への定期便
		利用促進プロモーション事
		業【VJ 事業】
その他	1,666	
合計	18,593	

主な対象経費の算定	過去の実績、事業者からの見積もりによる
方法	
経費の支払時期	随時事業完了後

成果指標	事業ごとに設定する KPI			
達成度合い	① 東京オリパラを契機とした総合プロモーション			
	(連携室再配当事	(業)		
		目標値	実績値	
	旅行商品造成本数	60本	61本	
	旅行商品OTA掲載本数	210本	427本	
	セミナー集客数 200名 226名			
	動画出稿数	10回	20回	
	② 台湾インアウトバウ	7ンド事業		
	大台南国際旅行展 出展	目標値	実績値	
	実施コンテスト投票数	201票	697票	
	Facebookいいね!件数	520件	294件	
	ガラポン景品配布数	628個	628個	

③ タイから東北への ョン事業【VJ 事業		促進プロモーシ
メディア招請	目標値	実績値
招請人数	5名	5名
掲載本数•放送回数	30投稿	104投稿
接触媒体者数	360,000名	2,873,083名
広告換算費用	3,600,000円	9,682,290円

No.	表題
【意見 64】	サポートデスク契約について

#### 【意見64】サポートデスク契約について

当該事業では、現地企業に現地拠点業務やプロモーション支援業務を委託している。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響により委託を予定していた業務の多くが実施できていない状況であった。市担当者に確認したところ、現地への渡航制限により当課職員の派遣によるプロモーションが困難となったものの、サポートデスクにおいて現地関係機関との関係性の維持・構築を実施する等の業務が発生しており、年度途中において業務見直しや契約変更の判断を行うことが困難であった旨の回答であった。

現地情報を適時収集することは重要であると考えるが、予定したプロモーション業務等が遂行出来ていない以上、業務内容の見直しや契約変更に伴う対価の減額交渉等必要であったと考える。 現地との関係性構築も非常に重要な事項であるが、対等な立場として適宜現状に即した契約内容の見直し等を実施することが望ましい。

## 【No.6-12: その他インバウンド推進】

## ①事業の名称、URL、所管部署、根拠法令等

名称	その他インバウンド推進
URL	-
所管部署	文化観光局観光交流部誘客戦略推進課
根拠法令等の名称	-

### ②事業の目的、解決すべき課題、事業の内容、事業実施期間

目的	グローバル化に即した施策の企画や実施に資する、国 外の動向を意識した広い視野の取得
解決すべき課題	新型コロナウイルス感染症の影響により、インバウンド誘致の重点市場である、タイからのインバウンドが大幅に減少
事業の内容	タイのバンコクに事務所を有する、日本政府観光局 (JNTO)バンコク事務所へ市職員1名を派遣。 その他、課の庶務や他のカテゴリーに分類できないもの を含む。
事業実施期間	日本政府観光局(JNTO)バンコク事務所への職員派 遣:令和2年度~令和3年度 ※令和元年度は東京本部派遣 その他:通年

### ③事業の予算と実績

	平成 30 年度	令和元年度	令和2年度
当初予算額	31,711	33,012	15,261
最終補正予算額	31,786	37,279	15,925
決算実績額	27,840	31,965	11,280

(単位:千円)

	令和2年度	主な内容
外国旅費	4,573	JNTO バンコク事務所職員
		派遣に係る外国旅費
印刷製本費	1,763	PRツール作成(観光ガイド
		ブック増刷)等
委託費	1,442	東京オリパラを契機とした
		マレーシア・インドネシアか
		らの誘客強化事業【VJ 事
		業】
その他	3,502	JNTO 負担金、課の庶務
		等
合計	11,280	

主な対象経費の算定	過去の実績、事業者からの見積もりによる
方法	
経費の支払時期	JNTO バンコク事務所職員派遣に係る外国旅費: 4
	月に概算払い、3月に精算
	その他:随時事業完了後

成果指標	事業ごとに設定する KPI
達成度合い	① JNTO バンコク事務所職員派遣に係る外国旅
	費
	② PRツール作成(観光ガイドブック増刷)等
	JNTO への職員派遣、観光ガイドブックの増刷
	を予定通り実施することができた。
	③ 東京オリパラを契機としたマレーシア・インド
	ネシアからの誘客強化事業【VJ 事業】

インフルエンサー招請請	目標値	実績値	達成度
招請人数	2名	2名	100%
掲載本数·放送回数	2媒体6本	5媒体59本	983%
接触媒体者数※1	40,000件	172,650件	431%
広告換算費用※2	400,000円	3,342,000円	835%

No.	表題
【意見 65】	少額随意契約について
【意見 66】	交付書類の控えの保存について
【意見 67】	印刷にかかる継続契約について

### 【意見65】少額随意契約について

当該事業においては以下の少額の随意契約が実施されており、業者が特命で指名されていた。 ルール通りの運用ではあるが、No.1-5 及び 6-2 同様、基準額に近似する契約が複数行われている中では、10 万円以下の取り扱いについて原則通り競争が働く形での運用を検討するべきである。

契約内容	契約日	契約額 (円)	予定価格	少額随意基 準額に対す る割合
オリジナルトートバック 300 枚	令和3年3月8日	99,000	99,000	99.0 %
デザイン入りトートバック制作業務 400 枚	令和3年3月2日	99,880	99,880	99.8%
タイ向け PR 動画制作 業務	令和3年3月5日	99,990	99,990	99.9%

#### 【意見66】交付書類の控えの保存について

前出の随意契約にあたり、業者から仕様に基づく見積書の徴収が行われている。しかしながら、3 件中2件は、外部に発行した見積り伺いの原本控えの保存は行われていなかった。

対外的にどのような形で発信したのかは、後ほど確認が必要となる場面もあり得る。事務処理の 停滞を防止する観点から、網羅的に控えをコピーでとるか、データとして保存する等の対応をとるこ とが望ましい。

#### 【意見67】印刷に係る継続契約について

今回増刷された観光ガイドブックの印刷については、当初受託業者が新規製作及び過去 4 回の増刷を行っている。この経緯により当該業者が印刷製版を保有しているため、今回も特命随意契約を行い印刷の委託を行っている。しかし、このかたちであれば基本的には業者の見積もり通りの発注となってしまい、競争が働く機会が損なわれてしまう。

例えば、作成と印刷は別にするような仕様、もしくは初回作成後、製版を受け取るような仕様の 設計を行うことも費用の合理化の観点からは検討されて然るべきである。そのような仕様の設計が できないか、今後印刷について継続契約する場合には当該視点による検討が行われることが望ま しい。